令和5年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和5年3月6日(月)午前10時開会

(第1日目)

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会期自令和5年3月6日 至令和5年3月22日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 発委第 1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 4号 財産の無償貸付について

日程第 7 議案第 5号 財産の無償貸付について

日程第 8 議案第 6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減 少及び規約の変更について

日程第 9 議案第 7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る 連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第10 議案第 8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定について

日程第11 議案第 9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法 律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12 議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について

日程第13 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改 正する条例について

日程第14 議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)

日程第17 議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)

日程第18 議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第19 議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第21 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算

- 日程第22 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算
- 日程第27 予算特別委員会の設置について

令和5年第1回白馬村議会定例会(第1日目)

- 1. 日 時 令和5年3月6日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第 1 番	丸 山 和 之	第 7 番	太	谷	修 助
第 2 番	増 井 春 美	第 8 番	津	滝	俊 幸
第 3 番	横川恒夫	第 9 番	松	本	喜美人
第 4 番	切久保 達 也	第10番	加	藤	亮 輔
第 5 番	加藤 ソフィー	第11番	丸	山	勇太郎
第 6 番	尾川耕	第12番	太	田	伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸 山 俊 郎	副村長	吉 田 久 夫
教 育 長	平 林 豊	総務課長兼税務課長	田中克俊
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者会計室長	長澤秀美
建設課長	矢 口 俊 樹	観 光 課 長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
住 民 課 長	太田洋一	教 育 課 長	横川辰彦
子育て支援課長	下 川 浩 毅	生涯学習スポーツ課長	松澤宏和
総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

- 7. 本日の日程
 - 1)諸般の報告
 - 2) 会議録署名議員の指名
 - 3) 会期の決定
 - 4) 村長挨拶
 - 5) 議案審議

発委第1号 説明、質疑、討論、採決 議案第4号 (村長提出議案) 説明、質疑、討論、採決 議案第5号から議案第24号まで (村長提出議案) 説明、質疑、委員会付託

- 6) 予算特別委員会の設置について
- 8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 議案第 4号 財産の無償貸付について
 - 2. 議案第 5号 財産の無償貸付について
 - 3. 議案第 6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変 更について
 - 4. 議案第 7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
 - 5. 議案第 8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定について
 - 6. 議案第 9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 7. 議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について
 - 8. 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 9. 議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
 - 10. 議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 11. 議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)
 - 12. 議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
 - 13. 議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 14. 議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)
 - 15. 議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)
 - 16. 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算
 - 17. 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 18. 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
 - 19. 議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
 - 20. 議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算
 - 21. 議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算

1. 開会宣告

議長(太田伸子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(太田伸子君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長(太田伸子君) 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和4年12月分、令和5年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書及び令和4年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。 北アルプス広域連合議会令和5年第1回定例会が2月16日及び17日に行なわれました。また、 白馬山麓事務組合議会令和5年第1回定例会が2月28日に行なわれました。内容につきましては、 お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。 これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託 することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長(太田伸子君) 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番 太谷修助議員、第8番 津滝俊幸議員、第9番 松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長(太田伸子君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和5年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月22日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日まで の17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(太田伸子君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 皆様、おはようございます。令和5年第1回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

3年ぶりに行動制限のなかった年末年始は、穏やかな天候にも恵まれ、人々の動きもコロナ禍前の水準に戻るまでに回復いたしました。また、水際対策の大幅な緩和によるインバウンド再開の影響もあり、1月、2月も堅調に入り込みが回復してきたと伺い、大変ありがたく思うところです。

新年には、東海大学1年生の花岡寿哉さんが箱根駅伝に出場し、私も現地に応援に行きましたが、本村初の箱根駅伝ランナーとして3区を走り、区間第6位と大検討し、村民の皆様に夢と感動を与えていただきました。花岡さんは、高校3年生のときにも大変活躍が期待されていましたが、インターハイは出身高校が出場を辞退し、また代表に選出されていました都道府県対抗駅伝は大会自体が中止になるなど、いずれも新型コロナ感染拡大の影響を受けて涙を飲んできたとのことであります。しかしながら、気落ちすることなく、悔しさをバネにして、さらに努力を積み重ね、今回1年生ながらすばらしい走りを見せてくれました。その姿はまさにこの村がコロナ禍を乗り越え、希望に満ちた新たな時代を邁進していこうとする姿勢に重なるものがあり、とても感慨深い思いに浸り勇気づけられました。

そして、本日より始まります本定例会については、これからの白馬の未来に向けて、行政の継続性を考える上でも重要な予算議会であると強く受け止めるところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年11月4日、当圏域の感染警戒レベルが最大警戒の5に引き上げられ、以降、1月24日に警戒の4に、先月2日に注意の3に、そして、13日には警戒レベルなしの小康期に引き下げられました。国におきましては、感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を表明し、その移行時期を5月8日にすることを決定しています。

この3年間、本村におきましても、特別定額給付金やワクチン接種の対応など、数多くの取組を 関係機関と連携を図りながら実施してきたところであります。今回の位置づけの変更により、コロ ナ対策は大きな転換点を迎え、今後は平時の日常生活を回復させていくことになります。村では、 円滑な移行に努めるとともに、引き続き感染状況をはじめ、新型コロナウイルスをめぐる動向を注 視し、村民の生活を守ってまいる所存であります。

また、先月10日には、マスク着用の考え方の見直しが示され、3月13日以降、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本として、マスク着用が効果的な場面を示し、一定の場合にマスク着

用を推奨することとなりました。現在のように、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになるものであります。村民の皆さまにおかれましては、3月13日以降は、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されますよう、ご配慮をお願い申し上げます。なお、役場職員につきましては、マスクをしている職員としていない職員が混在することによって、来庁される皆さまが不安になりませんように、3月末までは、庁舎内では現在と同様に全職員にマスクの着用を求め、各課窓口に設置してありますパーテーションもそのままにさせていただくこととしましたので、何卒ご理解をお願い申し上げます。

次に、この冬シーズンの来訪者の状況を途中経過ではありますが、ご報告させていただきます。 1月末までの村内スキー場の利用者数は、前年比138%となる40万4,000人余りでありました。これを2019、20シーズンと比較しますと94%となりますが、スキー場や交通機関からは、インバウンドが回復してきている、平日の稼働も良い、にぎわいが戻ってきたなどといった明るいコメントが届いています。また、大町市と小谷村を含めたHAKUBA VALLEYエリアの10スキー場では、前年比150%、2019、20シーズン比で見ると100%となっており、コロナ前の水準にまで戻ってきています。ただ、外国人観光客はコロナ前の約6割となっており、回復途上であると言わざるを得ない状況でした。

それでは、各課における事業実施状況について、ご報告させていただきます。

まず、総務課関係ですが、令和4年度ふるさと納税の動向は、1月末の前年比では件数ベースで894件の減少となっているものの、寄附金ベースでは1億1,900万円余り、率にして6%の増加となっており、過去最高だった前年を上回るペースとなっています。改めて、大勢の寄附者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、地元の返礼品事業者の皆様のご理解と取組に対しまして御礼を申し上げます。自治体を取り巻く情勢や住民ニーズが多様化する中で、様々な課題解決を図るためには、独自財源、財政課題は切っても切り離せない核心部でありますので、引き続きふるさと納税の寄附獲得に向けて、知恵を絞ってまいりたいと思います。

次に、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなったため、地方公共団体は、新法の施行に必要な事項を定める条例を新たに制定する必要があります。これを受けまして、本村では、現行の白馬村個人情報保護条例及び白馬村特定個人情報保護条例の規定の大半が新法に定められていることから、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例案を本定例会に提出していますので、御審議のほどお願い申し上げます。

観光課関係は、2月末まで実証事業として運行した白馬ナイトデマンドタクシーの利用状況について、御報告させていただきます。アプリの登録者数は3,883人、乗車人数は1万2,000人で、いずれもオーストラリアを中心とする外国人観光客が半数以上を占めています。また、降車後

にアプリ内でサービスの満足度を5段階評価で尋ねましたが、回答者の9割超は最高評価である5をつけており、時間どおりに乗車できたことを多くの方が評価していました。一方で、改善点も見えてきており、詳細な分析はこれからになりますが、時間帯によっては全ての需要に応えることができていないといった点がございました。そのほか、改善点は、これから予約データや乗降データ等を詳細に分析する中で洗い出し、併せて来年度の本格運行に向けて改善策を含めた運行計画を検討してまいります。

また、プレミアム付き商品券事業の実績でございますが、配付、販売した商品券は1 万2, 4 4 7 冊、額面にして1 億4, 9 3 6 万4, 0 0 0 円になりますが、この9 9%に相当する1 億4, 8 0 6 万8, 0 0 0 円が利用されました。利用を業種別に見ますと、7 7%が小売業で利用され、2 2%が飲食、サービス業で利用されています。また、大型店における利用は3 6.5%であったことから、大型店に偏ることなく地域内で広く利用されたと見ています。村では物価上昇が長期化する中、本事業により家計負担を軽減しつつ、消費の下支えを通じた事業者支援を行なうことができたと振り返っています。

住民課関係では、2月6日からオンラインによる転出届、転入予約サービスを開始しました。これは、マイナンバーカードの利便性を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所持者の転入・転出手続のワンストップ化を推進するもので、転出する住民がマイナポータルを通じて転出届と転入予約を同時に行ない、転出地には転出届が、転入地には転入予約がそれぞれ届くものです。住民にとっては、届出書類作成の手間が軽減され、手続に要する時間の短縮が期待できます。一方、市町村にとっても事務の効率化が期待されますが、当面はオンラインによる場合と従来どおり、役場に来庁されて転出・転入を行なう場合の双方の処理を行なうこととなります。

また、3月1日からマイナンバーカードを利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で取得することができる証明書コンビニ交付サービスを開始しました。全国のコンビニで午前6時30分から午後11時まで利用でき、役場が閉庁している土日や夜間、あるいは出先で急に証明書が必要になったときなど、コンビニで取得することができます。コンビニでの証明書交付手数料は250円となっており、役場窓口で取得するより50円お得になっていますので、マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。

健康福祉課関係ですが、まず、新型コロナワクチンの接種状況についてご報告申し上げます。日本で最初の新型コロナウイルス陽性者が発見されてから3年、ワクチン接種が始まって2年がたちますが、現在進められているオミクロン株対応ワクチンの本村の接種率は、人口に対し約50%となっており、これは県全体の接種率と同水準となっています。また、今月末に実施期限を迎える新型コロナワクチン特例臨時接種は、来年度末まで1年間延長されることとなり、令和5年度は引き続き公費負担による無料接種が行なわれます。高齢者や重症化リスクの高い方については、春夏に

1回、秋冬に1回の計2回、それ以外の接種可能な方は、秋冬に1回の接種を予定しております。 早ければ5月から開始する予定で、ワクチン接種を希望される方に迅速に接種が行なわれるよう、 医療機関と連携して接種体制の確保に努めてまいります。

次に、障がい者グループホーム整備の関係でございますが、村有地を障がい者グループホーム建設用地として事業者に対し貸付けを行なうための議案を、本定例会に提出させていただきます。当該施設の整備は、本村の障がい福祉の推進とサービスの向上につながるものですので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

農政課関係ですが、農業振興諸課題について共通認識を図ることを目的に、農業委員の皆様と懇談の機会を設け、人・農地プランの法定化や優良農地確保等について意見交換を行ない、貴重なご意見を伺うことができました。米をめぐる状況ですが、県の令和5年度主食用米等の生産目安値は17万6,705トンで、うち、北アルプス管内の割当ては、前年比97.9%、1万8,216トン、面積換算で2,995ヘクタールになりました。本村は地域間調整後、2,175トン、399.8ヘクタールとなり、今年度より微減の予定です。米の適正在庫量は、全国で200万トンと言われており、この量を目安に米の取引価格は推移しますので、引き続き高収益作物を含め、国・県の動向に注視しながら取り組んでまいります。

森林整備関係では、山林化した農業振興地域の一部見直しを行ない、長野県森林づくり県民税を活用し、緩衝帯整備を実施しました。また、新年度に向け、森林経営管理制度で整備予定の内山区と県の森林づくり事業で整備予定の飯森区に対して説明会を開催しました。既に整備着手している飯田区、堀之内区と合わせ、将来的に東山一帯がアウトドアスポーツ等の観光利用にもつながればと考えています。有害鳥獣被害対策では、新年度実施予定の猿大型捕獲おり設置に向け、GPS発信機を活用し、群れの追跡調査を継続しています。

土地改良関係ですが、圃場整備事業の北城南部地区は、雪解け後の工事再開に向けて準備しており、北城北部地区は、地元実行委員会が中心となって、実施計画、換地計画策定に向けた打ち合わせ会議や地権者説明会、アンケート調査を実施し、令和6年度の事業採択を目指した準備を進めています。今後も県や地元と連携し、優良農地確保に向けた取組を継続してまいります。

建設課関係では、新たに策定した景観計画並びに関連条例がこの1月から施行となりました。新しい制度の下、現在まで10件ほどの届出がございましたが、実効性のある運用が図られますよう引き続き指導に努めてまいります。また、今年度の除雪につきましては、1月下旬以降の連続した降雪により出動実績が増え、除雪経費も当初予算額を上回る見通しとなりましたことから、本定例会に提出しています一般会計補正予算において所要額を追加計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

上下水道課関係では、水道事業の基本理念、基本方針及び実現方策を示した白馬村水道事業ビジョンについて、水道法の改正や新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、策定から7年を経過し

たことを踏まえ、改定作業を進めてまいりました。また、下水道事業でも本村の下水道が抱える課題を分析し、解決策を検討することにより、下水道事業の将来像と今後の事業方針を決定し、効率的な改築更新を実施するため、ストックマネジメント全体計画を策定してまいりました。いずれの計画も、この3月末の完成を予定しているものであります。

次に、教育委員会関係ですが、まず、教育課では、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、 学校でも徐々に日常を取り戻すことができてきました。中止を余儀なくされていた姉妹都市交流も、 今年は、太地町、河津町とも3年ぶりに交流することができ、スキーやレクリエーションで親交を 深めることができたようです。また、村内小中学校では、この定例会の会期中に卒業式が取り行な われます。今年度は4年ぶりにご来賓を招いて式典が取り行なわれるとお聞きしています。式典で は、国・県の取扱いに合わせて、児童・生徒、教職員はマスクを外しての挙行となると伺っていま す。希望を胸に卒業される児童・生徒の皆さんの輝く未来に祝福を送りたいと思います。

子育て支援課関係では、来年度の未就学時の保育園などの入園状況でありますが、しろうま保育園では、3歳児34名、3歳未満児53名、ファミリアはくばでは定員5名のところ、3歳未満児5名に対して入園を決定しました。また、白馬幼稚園の状況は、3歳児24名の定員に対し24名を、2歳児6名の定員に対して6名を入園決定したと聞いています。この4月1日時点では待機児童はおりませんが、10月以降3名の3歳未満児が待機児童となりますことから、12月に小規模保育施設が開園するまでの間は、子育て支援ルームの一時預かり保育を利用していただきますように、保護者の方へご案内させていただきました。

また、児童の療育等に関しまして、近年、発達障がいの可能性がある児童が増えてきており、 様々な支援を行なってきているところであります。しかし、本村においては、療育センターがなく、 隣接している市村にある療育センターを利用させていただいている状況であります。また、家庭内 で親と子の関係をうまく築けない家庭もあることや、学校に通えない児童もいることなど、様々な 問題を抱えている子供たちを支援する居場所が必要であることから、これらを目的とした子ども第 三の居場所事業を進めたいと考えています。本議会に関連議案等を提出しておりますので、ご審議 のほどお願い申し上げます。

生涯学習スポーツ課では、昨シーズンはコロナウイルス感染症対策のため、延期や中止となった各スキー大会は、1月末の全日本ノルディックコンバインドをはじめ、59回を数える白馬少年スキー大会も4種目全て開催することができました。また、2月7日から野沢温泉村で開催された第60回全国中学校スキー大会では、白馬中の生徒がクロスカントリー、ジャンプ、ノルディックコンバインド競技において、それぞれ3人が優勝し、そのほかにもアルペン競技も含めて3人が入賞するというすばらしい結果を残し、全国でもトップクラスの成績となりました。さらに、インター杯、国体、インカレ、高校選抜におきましても、本村出身の選手に上位入賞者がおり、ウィンタースポーツが盛んな白馬村にとって大変喜ばしい結果となっています。

次に、公民館活動では、白馬村公民館が文部科学賞の第75回優良公民館表彰を受賞しました。 これは、地域の社会教育振興に貢献している公民館を表彰するもので、史跡や古道、社寺などをめ ぐる公民館講座、山麓巡りや、神城断層地震を後世に伝えるアーカイブサポーターズ養成講座の実 施など、地域に根差した活動が高く評価されたものです。図書館等複合施設関係では、施設の建設 及び運営の官民連携事業に係る調査を行ない、基本計画の見直しを行なってまいりました。複合施 設の先行事例調査、モデルプランの作成、概算事業費の算出等についての検討結果を本定例会にお いてご説明させていただきます。

最後に、新年度予算についてでございます。令和5年度予算では、一般会計の予算編成方針として、第5次総合計画の基本理念を実現させるための事業に取り組むことはもちろんですが、社会環境の変化や、脱炭素世界の実現などに対し、最小の経費で最大の効果を上げるため、全ての事業について費用対効果を十分に検証した上で、ゼロカーボンビジョンの推進、デジタルトランスフォーメーションの推進、子育て支援の推進の3点を重点的かつ積極的に取り組むべき分野として予算編成を行ないました。

具体的な手法としましては、健全な財政運営を維持するため、令和5年度も一般財源の枠配分方式を用いて、算出の徹底した圧縮を行ない、財政健全化判断比率の上昇を防ぐため、地方債の新規発行額は元金償還額以下に抑え、また財政調整基金の繰入れは行なわない方針としました。予算規模は60億5,600万円で、前年度当初予算58億7,600万円と比較すると、1億8,000万円、3.1%の増となります。

令和5年度における重点事業は、温室効果ガス削減を目指したエコカー買い替え補助金の創設に 150万円、ゼロカーボンシティを目指すための白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業補助金の創設に 150万円、子育て世帯への祝い金としてはくばっ子応援交付金の創設に200万円余り、公共交 通網整備に向けた併用実証運行に3課合わせて4,700万円余り、新規観光財源の確保に向けた 使途決定組織の編成に290万円余りとなっています。また、歳入のうち、村税は14億4,600万円余りで、昨年度に比べ756万円余りの増額を見込んでいます。村民税で2,500万円余りの減収を見込むものの、固定資産税においては新築家屋の増加、村たばこ税、入湯税においては、ウイズコロナに向けた取組がさらに進むことから、観光客の増加による増収を見込むものであります。 続いて、特別会計等の予算規模でありますが、国民健康保険事業勘定特別会計では、10億3,092万8,000円で、前年比1,593万9,000円の増額であります。長野県が示す保険料水準の統一に向けたロードマップにより、令和9年度までに、二次医療圏の医療水準による標準保険料に、各市町村が応益割保険料を近づけていく必要があります。そのため、5年をかけて段階的に税率を引き上げてまいりますが、令和5年度は、その最初の年度となります。

後期高齢者医療特別会計は、1億1,043万円で、前年比263万円の増額となっています。 農業集落排水事業特別会計は、563万6,000円で、前年比169万9,000円の増額であ ります。

水道事業会計は、収益的収入が3億1,484万4,000円、収益的支出が2億8,940万4,000円、資本的収入は1億991万4,000円、資本的支出が2億9,858万4,000円で、不足する1億8,867万円は、損益勘定留保資金等で補填することとしています。

下水道事業会計予算は、収益的収入が4億7,510万円、収益的支出が4億5,970万円、資本的収入4億1,710万円、資本的支出が5億50万円で、不足する8,340万円は、損益勘定留保資金等で補填することとしています。

本定例会に提出しました案件は、議案21件であります。議案につきましては、いずれも上程の際、順次、担当課長より提案理由の説明を申し上げますので、慎重なご審議、議決を諮りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(太田伸子君) これより、発委の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき 3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定 められておりますので、申し添えます。

日程第5 発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第5 発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長(太田伸子君) 日程第5 発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番太谷修助議会運営委員長。

議会運営委員長(太谷修助君) 議員議会運営委員会の太谷です。発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法改正に規定する行政機関等の定義から議会が除かれ、地方議会における個人情報保護に関する根拠法令がなくなったものの、白馬村議会として、引き続き議会における個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、条例を制定するものであります。

条例の主な内容についてご説明いたします。

第1条は、条例の目的について規定しています。

第2条は、本条例で使用する用語の定義を第1項から第13項まで規定しています。

2枚目の中段になります。第3条では、個人情報の適正な取扱いに関する議会の責務を規定しています。

第4条から2枚おめくりいただき、中段の第16条までは、議会における個人情報の保有制限、

事務従事者の義務、個人情報等の取扱いについて規定しています。

第17条は、議会が保有する個人情報について、作成、公表する個人情報ファイル簿について規 定しています。

1枚おめくりください。

第18条から2枚おめくりいただいた第30条までは、個人情報の開示について規定しており、 議会が保有する個人情報の開示請求に関する権利、手続、開示決定等までの期限、及び対象となる 個人情報に第3者の情報が含まれている場合の手続、並びに開示請求手数料等を規定しています。

第31条から1枚おめくりいただいた第37条までは、開示された個人情報の訂正に関する規定で、開示を受けた議会が保有する自己の個人情報についての訂正請求に関する権利、手続、訂正決定等までの期限等を規定しています。

第38条から裏面の第43条までは、開示された個人情報の利用停止等に関する規定で、開示を 受けた議会が保有する自己の個人情報の利用停止、消去、提供の停止の請求に関する権利、手続、 各決定までの期限等を規定しています。

第44条から第46条は、審査請求について規定しており、請求者から開示請求、訂正請求、利用停止等の請求に関する決定等に不服があり、審査請求があった場合の対応等を規定しています。 裏面を御覧ください。

第47条は、開示等の対象から除外される個人情報について規定し、第48条は、請求者に対する情報提供、第49条は、個人情報等の取扱いに関する苦情に対する対処義務、第51条は、本条例の施行状況の公表について規定し、第52条では、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める旨を規定しています。

附則として、この条例の施行日は令和5年4月1日とするものです。 説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを、原 案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第6 議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第4号について委員会付託を省略する件は可決 されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたします。

△日程第6 議案第4号 財産の無償貸付について

- 議長(太田伸子君) 日程第6 議案第4号 財産の無償貸付についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。松澤健康福祉課長。
- 健康福祉課長(松澤孝行君) 議案第4号 財産の無償貸付についてご説明を申し上げます。 地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の 議決を求めるものです。

貸し付けの目的は、障がい者グループホームの建設用地として、村の普通財産を無償にて貸し付けるもので、1、無償貸付をする財産は土地で、白馬村大字神城字川原24196番10の一部、原野120平方メートル、白馬村大字神城字川原24196番61の宅地187.82平方メートル、白馬村大字神城字川原24196番9の原野、574平方メートルの3筆です。

- 2、無償貸付する相手方は、長野県北安曇郡松川村38番地6、有限会社とざわ代表取締役戸沢 照子です。
 - 3、無償貸付の期間は、契約の日から令和34年3月31日までの期間でございます。 説明は以上となります。
- 議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番津滝俊幸君。

第8番(津滝俊幸君) 8番津滝俊幸です。議案第4号 財産の無償貸付について質疑をさせていただきます。

土地の無償貸付する内容は、グループホームとしておりますが、ここでいうグループホームは、 障がい者グループホームのことです。グループホームを建設するとしていますが、その内容につい て、次のことを質疑いたします。

障がい者グループホームとは、どのような施設か、また、設置場所について、この場所を選定した理由、さらに、無償とする理由は何か。

2つ目、無償貸し付けする相手方について、有限会社とざわとは、どのような事業を行なっている事業者なのか。

また、貸付期間を30年とした理由は何か。

グループホームについて、以前より、白馬村は、土地、小谷村は資金の提供としているようであります。その協議についての経過と現在の現状についてお伺いいたします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まずグループホームとはどんな施設かということですが、障がいのある方が、ここでいうグループホームにつきましては、世話人などから生活面ですとか、健康管理を受けて共同で生活する住宅のことでございます。

次に、場所の選定でございますが、利用者の利便性の観点から、近くにホームセンター、医療機 関、コンビニなどがありまして、また、地域住民との交流のほうも期待できる場所でありますので、 未利用の村有地の中から適当な場所を選定したものでございます。

次にグループホームですが、北アルプス圏域、北部圏域の中にはない施設でございます。村としては、必要な福祉の資源としまして、持続可能な障がい福祉サービス確保のためにも、北部地域には必要不可欠であると考えております。また、官民連携ということでも、こういった取組は必要と考えており、施設整備が実現できるように無償と考えたところでございます。

次に、当該事業所でございますが、松川村を拠点とし、障がい者のグループホームを主に8か所、 そのほか、介護保険施設としまして、デイサービスの運営なども行なっている事業者でございます。 次に、30年とした理由でございますが、施設運営には長期的な視点からの長期間に基づく運営 が必要不可欠であります。そのためには、ある程度長期にわたる貸付期間を設定する必要があると 考え、村財務規則のほうで定めます上限30年としたものでございます。

最後、北部地域へのグループホーム整備の必要性について、小谷村と共通の認識に立ちまして、 これまで興味を進めてきたところであります。小谷村は、白馬村が提供する土地相当額の支援を基本とし、小谷村には、既に、本村が算出しました土地の評価額等について資料として渡してあります。

今後は、本村提供の土地相当額の支援を、小谷村のほうではしてくれると認識をしているところ であります。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) それでは次に、土地のことについてお伺いしますが、建設する土地は頂いている資料の中では、3筆あって、その中で全部を使用するという形ではなっていません。駐車場も含めて、残地をどのようにして、残地の後利用、これはどうしていくのか、そこのところをお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えします。残りの残地につきましては、今後の事業者としての 計画もあると思いますが、取りあえずは、グループホーム必要な部分ということで、先行して貸付 けを行なうものではあります。

お答えするのは、以上でございます。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 先ほど、この北部地区という、白馬村と小谷村で、この施設を使っていくと、そこにいる対象者が使っていくというような説明がありましたが、特に白馬村の場合は、建物を建てる場所ということで、土地を提供するということになるわけですけども、小谷村さんのほうについては資金を提供するということになっているようでありますので、この土地の評価、私は実勢価格でおやりになられたらよろしいかなというふうに思ったりなんかするんですけれども、いずれにしてみても、小谷村さんのほうの、いわゆる負担金額というのはどのぐらいを想定しているのかお伺いいたします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えします。先ほど申し上げましたとおり、村で考える土地評価等についてはお示しを小谷村さんにさせていただいています。ただ、小谷村さんが白馬村の土地相当額ということでどのように考えるかについては、小谷村さんのほうで適切に考えていくものと考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 他に質疑はありませんか。第10番加藤亮輔議員。

第10番(加藤亮輔君) 10番加藤亮輔です。今、説明を受けましたが、この建設地そのものは、めいてつ区にあります。そこでこの建設に当たって、めいてつ区の皆さんと30年にわたっての交流が始まるわけですけど、めいてつ区での住民説明会が私は必要だと思うんですけど、事業者の方と一緒に実施するかどうか。

2点目は、この施設を使う利用者の意見を聞いているかどうか。とざわさん自身が先ほど言いましたように8か所とかつくっているということで、十分吟味してつくると思うんですけども、白馬小谷特有の問題もあるかと思いますから、利用する人の意見交換会も必要かと思います。

その2点を開催する予定があるかどうかをお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) まず1点目の事業者による住民説明会の関係になりますが、当然、本格的に建設が始まっていく前の段階で、事業者による住民説明会は開催されます。そこに行政が同席してということになるかどうかちょっと分かりませんが、何らかの参加の方法は考えていきたいと思っております。

2点目の利用者への聞き取り等について、実施しているかということでありますけども、今回の

グループホームの整備につきましては、当然利用者さんの声を受けて、事業者のほうに要望して、 今回白馬村で初めて整備が行なわれるという施設になります。ですので、その段階で、事前に利用 者さんの声を聞きながら、話は事業者さん側のほうとはしています。

ただ、いずれにしましても、どういった施設にするかについては、事業者側が決めていくものだ ということで認識しております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 続きまして、村有地を貸与した事実だけを広報するというか、お知らせするんじゃなくて、グループホームできるということは、障がい者も含めて、村民の方々、はっきり言えば知らない人のほうが多いと思うんですね。だから事業者にグループホームを募集するだけじゃなくて、村も積極的にこういうグループホームが白馬村の中に初めてできるということを広報する考えがあるかどうか。

それから障がい者にも、軽度から重度までいろいろな方がいらっしゃるんですけど、その障がい者の方に対して、十分こういうものができて、入ることもできるんだというような内容について、広報はくばとか、そういうものを使って、挑戦するおつもりはあるかどうか。

2点お伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。今回、募集とあと入居者の選定、あと広報等に つきましては、基本的には、事業者側の責任において、事業者側で実施されるものということで考えております。ただ、これまで、今回の施設の整備については一緒に村としても関わってきた経緯 がございますので、村として協力できるものはやっていきたいと考えていますし、事業者側には要請も随時伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 最後になりますけど、まずこの施設というかね、北アルプス広域連合の中には、ほかにもグループホーム、障がい者のグループホームもありますけども、この白馬小谷では、こういう施設ができるのは初めてです。ですから、行政としても、事業者の方の意見も聞かないといけないんだけども、やっぱり白馬小谷の障がい者の方をなるべく優先してほしいというようなお考えをお伝えするとか、その辺のアドバイスができるのかどうかということと、それから将来的に30年という長期の施設ですけど、その近くに、今度は就労の場なんかもつくっていく希望というか、未来の方向性はあるのかどうか、2点お伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えさせていただきます。初め……、すみません、もう一度、何

でしたっけ。

第10番(加藤亮輔君) 白馬小谷の障がい者の方を優先するかどうかと、就労の場所を今後計画 する考えがあるかどうかと。

健康福祉課長(松澤孝行君) 先ほども申し上げたかと思うんですけども、白馬小谷の入居者を優先してということにつきましては、基本的には事業者さん側のほうで決める話ですので、要望は当然させていただいていきますけれども、その辺でご理解いただければと思います。

また今後、就労施設を計画をしているかということでございますけれども、こちらについては、 今後はそういうことも考えていきたいということで聞いているところでございます。

議長(太田伸子君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号 財産の無償貸付についてを、原案のとおり決定することに賛成の 方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前10時58分 再開 午前11時03分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第5号 財産の無償貸付について

議長(太田伸子君) 日程第7 議案第5号 財産の無償貸付についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) 議案第5号 財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

貸付けの目的は様々な困難な状況にある子供たちを支援することを目的といたしました子ども第三の居場所の事業に使用するためで、貸付財産の土地につきましては、白馬村大字北城2161番の一部、490平方メートル、同2164番2、765平方メートル、同2164番3の一部、575平方メートル、同2165番、168平方メートル、同2333番1、742平方メートル、同2335番3、29.98平方メートル、合計で2769.98平方メートルになります。

貸付相手方は、長野県安曇野市穂高有明7345番地154、特定非営利活動法人KUMOI理事長、細野智行で、貸付期間は契約締結日から令和16年3月31日までであります。

貸付料につきましては、公共性が高い事業であり、収益性も低い事業であることから無償の貸付けとさせていただいてございます。

説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番津滝俊幸議員。

第8番(津滝俊幸君) 8番津滝俊幸です。

議案第5号 財産の無償貸付について、土地の無償貸付をする内容は、子ども第三の居場所づくりを設置するとしています。その内容について次のことを質疑いたします。

子ども第三の居場所とはどのような施設ですか。また、設置場所について、この場所というのは 白馬中学校の西側に当たる場所になります。この場所に選定した理由は何か。

さらに、今、無償貸付という説明を少しされていましたけど、もう少し詳しく無償とする理由は 何か。

無償貸付をする相手方、NPO法人KUMO I とはどのような事業を行なっている事業者か。 貸付期間を10年とした理由は何か。

以上、質疑いたします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) まず、1つ目のご質問でございますけども、子ども第三の居場所の事業でございますが、こちらのほうはB&G財団の助成金の事業を活用してございますので、先にB&G財団で実施している事業の目的について説明させていただきます。

B&G財団では様々な困難な状況にある子供たちが安心して過ごせる環境で自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育む施設として子ども第三の居場所を全国に広げていくことを目的としてございます。

当村においても、発達障がいのある児童やその可能性のある児童、親や友達とのコミュニケーションがうまくつくれない児童、また不登校児童など家や学校で様々な問題を抱えている児童がいること、また小谷村にある療育センターそらいろの利用者が多くなりまして利用の調整を行なっていることもあり、そのような児童を支援する施設として子ども第三の居場所の事業を進めるものでございます。

続いて、設置場所の選定でございますが、この事業は公共性が高く収益性も低い事業であること から、相手方と協議した結果、村の所有する土地を貸し付けることといたしました。

その上で、村が所有する土地で利用する予定のない土地のうち、造成費がかからず、学校から近い場所であり、上下水道等のインフラが近くまで来ている場所であることなどを考慮して検討した結果、給食センターの北側の土地とさせていただきました。

無償貸付の理由についてもそのようなことから無償貸付とさせていただいているところでござい

ます。

2つ目のNPO法人KUMOIの事業者はどのような事業を行なっている事業者かという問いで ございますけども、NPO法人KUMOIは、平成21年1月に法人化し、平成22年8月に安曇 野市でケアホームにじいろというグループホームを開設し、運営してございます。

また、平成28年9月には小谷村で療育センターそらいろ及び相談センターそらいろを開設し、 運営してございます。療育センターそらいろでは発達障がいの児童を対象に児童発達支援事業と放 課後等デイサービス事業を行なっておりまして、白馬村の児童で発達障がいのある児童の多くが療 育センターそらいろを利用している状況でございます。

また、相談センターでは、相談支援専門員を配置し、特定相談支援事業や特定障がい児相談支援 事業を行なっている事業者でございます。

3番の貸付期間を10年とした理由でございますけども、まずB&G財団からは10年以上の賃貸借であることの条件がございます。その上で、地元の地区から塩の道の拡幅の要望のあることや小学校の整備方針がまだ決まっていないことなどもありまして、そこら辺を検討した結果、貸付期間を約10年とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 以前いただいた資料の中でこの場所に建てる建物についてトレーラーハウスというふうにお伺いしています。トレーラーハウスとした理由は何か。

さらには、今、B&G財団の財源の話がありましたけども、幾らの助成金を頂いて幾らこの施設 にかけていくのか。

さらには、土地の面積がありますけども、建てる建物以外の残地、これの利用方法もしくはそこの場所の賃借についてはどのようにしていくのか、お伺いします。

議長(太田伸子君) 説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) まず、1点目のトレーラーハウスとした理由でございますけども、まず早く事業を進めたいという理由がございまして、その中で通常の建物を建てるよりはトレーラーハウスのほうが早く建物を建てれるというところで、今回、トレーラーハウスにした経過がございます。

また、もう一点は、今、中学校の西側、給食センターの北側にある土地なんですけども、今後、何かしら公共的な事業で使うことがあるかもしれないと。今のところはそういう事業はないんですけども、可能性もあるというところで、万が一、そうなった場合に、トレーラーハウスであれば、お金はかかりますけども、移動できるというところでトレーラーハウスということにさせていただいてございます。

2点目のB&Gの助成金でございますけども、まず建築に5,000万円、それから運営費に月 120万円で3年間の助成がございます。

続いて、3つ目の土地の利用についてなんですけども、今回、2,700平方メートル余りの土地をお貸しするんですが、その中で利用できるところというのは少し限られていまして、当然、塩の道の脇のところについては、雪の押し込み場所にもなってございますので、一番、そこら辺を条件にして土地を貸し付けると。あと、当然、貸し付けますので、管理のほうも行なっていただくというところでございます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番(津滝俊幸君) 今、5,000万円、B&G財団のほうからお金が来るということをお伺い しましたが、トレーラーハウスで、固定していくという形になるということになれば、基礎打ちし なきゃいけなくなるので、確認申請が必要になるかなというふうに思います。これについてはどの ようにするのか。

さらには、お金がここから出てくるんですけど、これは白馬村に来るのか、直接、NPO法人に 入るのかという話になるんですけど、建物の所有権、これはどなたになるのかということです。

それから、土地は、将来的に公共事業がもしかしたら起きるかもしれないので、そのために移動 手段としてトレーラーハウスとしたということなんですが、今、言うように確認申請との関係があ りますけども、基礎打ちしてしまったものが本当に移設可能なのかどうなのか。移動性を非常に重 視しているようでありますけど、本当にこれが移動可能な建物なのかどうなのか。ここをさらにお 伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) まず、1点目の確認申請につきましては、村内の設計事務所を通 しまして確認申請を出す予定で現在おります。

それから、所有権についてなんですが、実施主体はそらいろさんになりますので、所有権についてもそらいろが所有になるというところです。

一応、あと補助金の関係なんですけども、補助金の流れについては、一回、村に入りまして村からそらいろのほうに補助するという形になります。

3つ目の移動の関係なんですけども、基本、移動は考えてございません。基本は考えていないんですけども、この後、どういう状況になるか分かりませんので、もし公共事業でどうしてもそこの土地が必要だと、必要な事業が出てきた段階で、一応、もしそうなった場合には移動するということで考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 他に質疑はありませんか。第11番丸山勇太郎議員。

第11番(丸山勇太郎君) 丸山です。

議案第5号 財産の無償貸付について、主管課以外のところで、3問、質問します。 初めに総務課長に質問します。この土地は普通財産にしたのか、伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 当該土地につきましては、白馬村財務規則第180条第1項 に基づきます行政財産用途廃止の協議が令和5年2月22日付で白馬村教育委員会教育財産管理者 から、私、総務課長にございましたので、同日付で決裁し、普通財産に変更したものでございます。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番(丸山勇太郎君) 次に、建設課長に質問します。この土地の立地適正化計画上での位置付け、また都市機能誘導区域内での村有地利用を決める庁内手続はあったのか、伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) それでは、丸山議員のご質問でございますけれども、まず、立地適正化 計画での位置付け、これは計画との整合性という趣旨のご質問だと思いますけれども、今回の計画 地につきましては立地適正化計画の中では都市機能誘導区域内に入っております。

そもそも都市機能誘導区域内の中には公共施設を主体とした都市機能施設あるいは日常的な生活サービス機能施設を集約していくという考えに立っておりますので、今回、計画しております施設の趣旨からいきますと立地適正化計画の趣旨とも外れるものではないという考えを持っております。それから、2点目の村有地利用を決める庁内手続があったのかというご質問でございますけれども、庁内での横断的な手続というものは正直ありませんでしたけれども、担当課、子育て支援課長のほうから建設に当たっての相談はございました。

その際、立地適正化計画のみならず、当時は景観計画なども策定途中でありましたので、そういった計画との整合はしっかり取ってほしいということを申し伝えたところでございます。

その中で立地適正計画との整合という部分につきましては先ほど申し上げましたとおり計画の趣旨から外れるものではないという考えというのを申し伝えたところでございます。

以上であります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番(丸山勇太郎君) 最後に教育長に質問します。先ほどの質疑と重複する部分ではありますが、この土地は学校の在り方が決まっていない中で将来の学校用地にはならないのか、伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。平林教育長。

教育長(平林豊君) 現在、この土地での校舎建設は考えておりません。ですが、将来、学校用地になる可能性もあります。そのため、先ほども話がありましたようにトレーラーハウスによる10年間の使用貸借と聞いているところであります。

学校用地につきましては、村長と十分協議して決定することになりますが、将来的にも、この土

地での校舎建設は、多分、難しいんじゃないかと思います。

議長(太田伸子君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規 約の変更について

議長(太田伸子君) 日程第8 議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体 の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共 団体の数の減少及び規約の変更についてご説明します。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日をもって佐久平環境衛生組合が解散に伴い脱退することを認めるとともに、令和5年4月1日付で南佐久環境衛生組合が佐久環境衛生組合に名称変更することから、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、裏面の改正規約を御覧ください。

別表中、「佐久平環境衛生組合、南佐久環境衛生組合」を「佐久環境衛生組合」に改めるものでございます。これによりまして加入団体数は現在の54団体から1団体減の53団体になります。 なお、この規約の施行日は令和5年4月1日でございます。

説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約 の一部を変更する協約の締結の協議について

議長(太田伸子君) 日程第9 議案第7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立 圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてご説明申し上げます。

本協約は地方自治法第252条の2第1項及び第4項の規定に基づき大町市が本村と相対して締結しているものであり、その協約の一部を変更する協約の締結の協議について同条第3項の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。

議案2ページの新旧対象表を御覧ください。

大北5市町村は、平成28年3月に連携協約を締結して北アルプス連携自立圏を形成し、本年度は、若者交流・結婚支援事業、病児保育運営事業、関係人口創出事業など11の分野で23の広域連携事業に取り組んでおります。

北アルプス連携自立圏課題別専門部会において令和5年度の事業の検討の結果、福祉分野の認知症初期集中支援チーム運営、在宅医療・介護連携支援センター運営及び介護保険地域支援事業の検討の3つの事業につきましては、市町村及び広域連合の単独事業で実施することとし、別表の3、

「安心で確かな暮らしを守るための取組」から削除するものでございます。

なお、この協約の施行日は令和5年4月1日でございます。

説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定について

議長(太田伸子君) 日程第10 議案第8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定について ご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の 保護に関する法律の一部改正に伴い条例で定めることとされた不開示情報のほか必要な事項を定め るために新たに条例を制定するものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして条例案を御覧ください。

第3条では、不開示情報として条例で定めるものを規定しております。

第4条では、開示請求に係る手数料は無料とし、写しを交付する場合はそれに要する費用を負担する旨を定めております。

第5条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため審査会に諮問することができることとして おります。

また、附則におきましては白馬村個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例を廃止するほか所要の経過措置を規定しております。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議長(太田伸子君) 日程第11 議案第9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備 に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。田中総務課長。
- 総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第8号と同様にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるので、本条例を制定するものでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、条例案を御覧ください。

第1条では白馬村行政不服審査会条例の一部改正、第2条では白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の一部改正、第3条では白馬村情報公開条例の一部改正、第4条では白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正をそれぞれ規定しているものでございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について

議長(太田伸子君) 日程第12 議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について説明いたします。

白馬村歴史的古民家設置条例を廃止するため地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

白馬村歴史的古民家、通称、庄屋丸八は、設置条例の施行、平成20年1月1日をもって公の施設として供用開始となり、これまで指定管理者に施設の管理を行なわせてきました。

供用開始から15年が経過し、公の施設としての当初の役割を終え、今後は観光振興のための施設活用とサービス提供を推し進めたいため設置条例の廃止により公の施設としての供用を廃止するものです。

2枚目、附則を御覧ください。

この条例の施行日は令和5年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第13 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) 議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例 の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は白馬村教育委員会に設置している就学支援委員会について文部科学省から の通達に伴い委員会の名称を改めるものでございます。

2枚めくっていただきまして新旧対象表を御覧ください。

別表中、「白馬村就学支援委員会」を「白馬村教育支援委員会」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして改め文を御覧ください。

附則としまして、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、第2項では白馬村特別職の職員で 非常勤のものの報酬に関する条例の一部改正といたしまして「白馬村就学支援委員会委員」を「白 馬村教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

説明は以上となります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第14 議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、白馬村議会の個人情報の保護に関する条例及び白馬村個人情報保護法施行条例に規定する保有個人情報の開示に係る写し等の交付に要する費用を規定するものでございます。

1ページおめくりいただき、改正条例を御覧ください。

別表の事務の欄に「白馬村議会の個人情報の保護に関する条例第30条第2項」と「白馬村個人情報保護法施行条例第4条第2項に規定する書類等の写し等の交付」を加えるものでございます。

金額につきましては、他の制度による写し等の交付と同様で、白黒は1枚10円、カラーは1枚 50円でございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第15 議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について ご説明いたします。

健康保険法施行例等の一部を改正する政令に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため一 部改正を行なうものであります。

新旧対象表を御覧ください。

第6条第1項中、出産育児一時金の支給額「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものです。

なお、下から3行目、「必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000円を上限として加算するもの」とするとしており、白馬村国民健康保険条例施行規則 にて1万2,000円と定めております。よって、条例分と規則分を合わせて50万円の支給となります。

改め文に戻っていただき、附則として、施行期日は令和5年4月1日から、経過措置としてこの 条例の施行日前の出産育児一時金の額につきましてはなお従前の例によるとするものであります。 説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)

議長(太田伸子君) 日程第16 議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,805万7,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を68億847万5,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費につきましては、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。令和4年度から5年度へ繰り越す事業は6事業ありまして、まず、2款1項電算事業3,457万1,000円は、更新予定のサーバーの納入が遅れ、早くても令和5年5月となったことから自治体セキュリティ強靱化対策更新委託料を繰り越すものでございます。

5款1項は場整備事業2,320万円は、北城北部地区の実施計画策定業務委託料が計画面積の変更により1,550万円、北城南部地区の農業用水路蓋設置工事が県の本体工事の遅れに伴い770万円繰り越すものです。

犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業4,444万円は、飯田地区の犬川にゼロカーボン達成に向けた小水力発電施設を導入するための工事請負費が河川法による許認可申請中のため全額繰り越すものであります。

6款1項山岳観光施設維持補修事業321万4,000円は、積雪により事業執行面積の決定が不可能なため八方池山荘建替基本設計業務が147万1,000円、八方池山荘落雷障害に伴う受変電設備の改修が積雪により不可能なため174万3,000円を繰り越すものであります。

7款2項除雪機械整備事業2,640万円は、半導体不足等の社会情勢による納期延長のため凍結防止剤散布車購入事業を繰り越すものです。

村道改良国庫補助事業1億3,390万円は、大和出踏切拡幅改良事業と牧寄橋の改良に係る工事請負費ですが、半導体不足により踏切資材の調達ができず繰り越すものであります。

以上の合計額2億6,572万5,000円を次年度に繰り越したいものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、6ページをお開きください。

第3表、地方債の補正ですが、庁舎の屋根を改修した庁舎等改修事業、スノーハープのメイン会場のり面改修の実施設計に係る観光レクリエーション施設改修事業、圃場整備の換地調査業務などに係る農林業整備事業、村道橋梁改良に係る道路新設改良事業、除雪機2台の購入に係る除雪機械更新事業、南小の燃料タンク改修などに係る学校教育施設改修事業、以上の事業は全て精算などによる限度額の減額でございます。

続きまして、歳入明細をご説明します。

9ページをお開きください。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

7款1項1目地方消費税交付金2,273万2,000円の増額は、1月31日の交付決定による ものであります。

10款1項1目地方交付税1,596万6,000円の増額は、普通交付税の増額により一般財源の不足額を補うためのものであります。

10ページを御覧ください。

13款1項1目総務使用料200万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響などによりジャンプ競技場リフト使用者数が減ったことによるものです。

14款1項1目民生費国庫負担金686万8,000円の減額は、支給対象児童数の減少により 児童手当国庫交付金の減額によるものです。

2目衛生費国庫負担金354万4,000円の増額は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種負担金が実績確定により追加交付されるものであります。

11ページ、14款2項1目民生費国庫補助金3,941万3,000円の減額は、工事進捗状況により国からの交付内示額に合わせて保育所等整備交付金を減額するものです。

6目総務費国庫補助金2,835万3,000円の減額は、非課税世帯等に10万円を給付した非 課税世帯等臨時給付金給付事業費が実績確定により710万円の減額、同じく非課税世帯等に5万 円を給付した電力・ガス・食料品等緊急支援給付金事業費も実績確定により2,360万円の減額 などによるものです。

7目農林業費国庫補助金165万円の減額は、犬川小水力発電事業に係る農業水路等長寿命化・ 防災減災事業補助金が事業精算見込額の決定に伴うものでございます。

15款1項1目民生費県費負担金310万3,000円の減額は、広域連合による負担金額確定のため後期高齢者医療基盤安定負担金153万5,000円の減額、12ページ、先ほども説明しました支給対象児童数の減少による児童手当県費負担金156万8,000円の減額によるものであります。

同じく12ページ、15款2項1目総務費県補助金930万円の減額は住民税所得割が非課税である世帯等に3万円を給付した長野県生活困窮世帯緊急支援事業費の実績確定によるものです。

4目農林水産業費県補助金645万円の減額は、事業確定による青年就農給付金補助金150万円の減額、多面的機能支払交付金284万4,000円の減額などによるものであります。

13ページ、15款3項1目総務費県委託金192万3,000円の増額は、4月9日執行予定の長野県議会議員選挙事務委託金の増額などによるものです。

16款2項1目不動産売払収入210万4,000円の増額は、瑞穂地区の赤線の廃止による払下げなどによる土地売払収入です。

14ページを御覧ください。

17款1項1目一般寄附金2,400万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金2,500万円の増額などによるものです。これによってふるさと白馬村を応援する寄附金は、総額で5億4,500万円、前年度比107.7%となる見込みであります。

18款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1,604万5,000円の減額は、各種事業の実施状況などを鑑みて充当額を増減させたためであります。

20款3項1目貸付金元利収入501万円の減額は、活用見込みに応じた白馬村商工振興資金預託金回収金500万円の減額などによるものです。

20款5項1目雑入479万5,000円の減額は、ナッジ手法を取り入れた環境配慮型商品購入促進事業の交付申請辞退によるEVシェアリング事業補助金500万円の減額などによるものです。

15ページ、21款1項村債に関しましては、先ほど第3条地方債の補正で説明させていただいたとおりであります。

続きまして、16ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に人件費や事業が完了した予算の精算によるものが主なものであります。

また、燃料費と光熱水費は、主にロシア・ウクライナの国際情勢や新型コロナウイルス感染症の 影響により高騰した燃料費と電気料の増額によるものであります。

人件費の減額と燃料費、光熱水費の増額につきましては説明を割愛させていただき、それ以外の 主な事業につきまして説明させていただきます。

17ページ、2款1項6目企画一般事業100万円の減額は、申請がありませんでしたふるさと 起業家支援事業補助金の減額によるものであります。

ふるさと納税事業2,234万3,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額と電子感謝券の利用実績による返礼業務委託料2,080万円の増額などによるものであります。

白馬高校支援事業1,108万6,000円の減額は、白馬山麓事務組合補正予算(第2号)に合わせて白馬山麓事務組合負担金を減額するものであります。

非課税世帯等臨時給付金事業710万円の減額は、非課税世帯に10万円を給付した事業の完了による減額であります。

18ページにかけまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業2,360万円の減額も非課税世帯に5万円を給付した事業の完了による減額であります。

長野県生活困窮世帯緊急支援事業930万円の減額は、住民税所得割が非課税である世帯等に 3万円を給付した事業の補助金申請期間終了による減額であります。

原油高・物価高騰現金給付事業の843万円の減額は、所得が300万円以下の世帯に1万5,000円を給付した事業の給付金額確定による減額であります。

19ページにかけまして、8目電算事業203万5,000円の減額は、基幹系システム文字同定作業の今年度実施見送りによる自治体システム標準化委託料の減額です。

9目地球温暖化対策事業465万4,000円の減額は、先ほど歳入で説明しました環境配慮型 商品購入促進事業の内示取下げによる二酸化炭素排出抑制対策事業委託料の減額です。

20ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳事業105万8,000円の減額は、村内2か所の郵便局へのマイナンバーカード申請支援業務委託に係る経費が村を介さず総務省と日本郵便株式会社が直接契約を結んだことによる減額などによるものであります。

21ページ、4項97目長野県議会議員選挙事務180万9,000円の増額は、任期満了に伴 54月9日執行予定の長野県議会議員一般選挙に係る経費でございます。

22ページ、7項3目スキー大会推進事業100万円の増額は、白馬八方尾根スキー場で開催されます全日本スキー技術選手権大会開催に係る各種スキー大会負担金等によるものであります。

4目ナショナルトレーニングセンター事業505万8,000円の増額は、過去3年度分の事業 費精算に係る過年度国庫交付金返還金の増額によるものであります。

23ページ、3款1項2目老人福祉事業100万円の減額は、措置対象数の減による老人福祉施設措置費の減額です。

5目介護保険事業361万2,000円の減額は、北アルプス広域連合2月議会に合わせて北アルプス広域連合負担金を減額するものであります。

24ページにかけまして、6目後期高齢者医療事業188万円の減額は、長野県後期高齢者広域 連合の算定により保険基盤安定繰出金の確定から後期高齢者医療特別会計繰出金の減額などによる ものであります。

同じく24ページ、2項1目放課後子どもプラン事業120万円の減額は、放課後児童クラブの 指導員を常勤的に雇用できなかったため会計年度任用職員報酬の減額によるものであります。

児童手当等給付事業5,117万7,000円の減額は、歳入でも説明しましたが、小規模保育施設建設に係る保育所等整備補助金が工事進捗に合わせて4,400万円の減額などによるものであ

ります。

25ページ、3目しろうま保育園運営事業546万9,000円の減額は、人件費の減額が主な理由でありますが、長野市と神奈川県小田原市への広域入所の希望があり、広域入所負担金89万8,000円の増額が含まれております。

26ページ、4款1項1目公営企業電力価格高騰対策支援事業241万円の増額は、水道事業会計の冬期間の電力量増加分に対する公営企業電力価格高騰対策支援金によるものであります。

26ページから27ページにかけまして、2目保健予防事業1,415万8,000円の減額は、 主に新型コロナウイルスワクチン接種の実績に対する減額であります。

27ページ、4目母子健康事業253万円の減額は、事業終了による減額です。

28ページ、2項1目塵芥処理事業234万5,000円の減額は、北アルプス広域連合2月議会に合わせまして北アルプス広域連合負担金の減額などによるものであります。

2目し尿処理事業180万8,000円の減額は、白馬山麓事務組合補正予算(第2号)に合わせて白馬山麓事務組合負担金を減額するものです。

29ページ、5款1項3目青年就農給付金交付事業150万円の減額は、対象者1名減により青年就農給付金を減額するものです。

4目多面的機能支払交付金事業205万1,000円の減額は、事業終了による多面的機能支払 交付金の減額によるものであります。

30ページ、4目犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業300万円の減額は、事業費の年度 間調整に伴う工事請負費の減額によるものであります。

31ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業141万5,000円の減額は、白馬岳頂 上宿舎の防火戸工事未実施による工事請負費の減額です。

32ページ、2項1目商工振興事業1,100万円の減額は、創業支援の人数確定による創業支援事業補助金600万円の減額と歳入で説明いたしました活用見込みに応じた白馬村商工振興資金預託金500万円の減額によるものであります。

新型コロナウイルス感染対策事業127万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの備蓄に対する検査体制強化事業のための消耗品費の増額であります。

33ページ、7款1項1目土木総務事業148万8,000円の減額は、国県道無電柱化事業の 負担金精算による県単事業負担金の減額であります。

2項2目道路維持補修事業210万4,000円の増額は、雪解け後の村道のり面崩壊や舗装の破損・欠落など重大な事故につながらないよう早急な対応が必要なため村道維持補修工事費を増額するものであります。

除雪事業7,100万円の増額は、地区や除雪の請負事業者と十分調整しているわけですけれど も、単価のベースアップと降雪に伴う除雪稼働時間の増加による除雪委託料の増額、凍結防止剤の 価格高騰から原材料費の増額によるものであります。

除雪機械整備事業571万8,000円の減額は、入札差金による除雪機械購入費の減額であります。

34ページ、3目道路改良起債事業993万2,000円の減額は、事業精算による減額であります。

35ページ、4項3目公営企業電力価格高騰対策支援事業125万円の増額は、下水道事業会計の冬期間の電力増加分に対する公営企業電力価格高騰対策支援金によるものであります。

少々飛びまして、38ページを御覧ください。

9款5項2目ウイング21維持管理事業281万円の増額は、ウイング21の全てのトイレの便 座を暖房と洗浄機能がついたものに交換するための修繕費195万6,000円の増額などによる ものであります。

39ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業1,900万円の増額は、ふるさと白馬村を 応援する寄附金の増額に基づき積立金を増額するものであります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分 再開 午後 1時00分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第17 議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3号)

議長(太田伸子君) 日程第17 議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会 計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,721万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税300万円の減額は、これまでの徴収実績と年度末を

見据えた中での減額とするものであります。

続いて、6ページの歳出明細をお願いします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分201万1,000円の減額、2目一般被保険者後期高齢者支援金等分126万2,000円の減額、介護保険金介護給付金分4万3,000円の減額は国保税の減額に伴う減額分と7ページの6款1項3目保険給付費負担金等償還金31万6,000円の増額によるものです。

なお、償還金の増額は令和3年度の普通交付金確定によるものです。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(太田伸子君) 日程第18 議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億652万2,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金は後期高齢者医療特別会計へ繰り出される事務費分として一般会計 繰入金32万1,000円を減額、2目保険基盤安定繰入金136万9,000円の減額は金額の確 定によるものです。

4款1項1目繰越金は、金額の確定により41万2,000円を増額するものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項2目保健事業費、人間ドック補助金9万円の増額。

2款1項1目広域連合負担金136万8,000円の減額は、歳入で説明しました保険基盤安定 繰入金の減額によるものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)

議長(太田伸子君) 日程第19 議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号) についてご説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、1款水道事業収益に 2,009万円を追加し3億3,275万1,000円とし、支出では、1款水道事業費用を 494万8,000円追加し2億8,064万1,000円とします。

第3条では、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を3億9,791万3,000円に改め、資本的収入の1款資本的収入を670万円追加し5,732万8,000円とし、支出では1款資本的支出を250万円減額し4億5,524万1,000円とするものです。

次のページの第4条では、企業債の限度額を4,990万円に改正します。

内訳として、1ページを御覧ください。収益的収入及び支出の収入、1款1項1目給水収益の水 道使用料を550万円増額し、3目その他営業収益、加入分担金390万円を増額、2項3目補助 金1,026万円は一般会計より公営企業電力価格高騰対策支援金を見込んでおります。

収益的支出の主なものは、1款1項浄水費2項給水及び配水費の動力費の電気料の増額と漏水修繕工事、路面復旧工事を増額しております。

最終ページの資本的収入及び支出では、1款2項企業債を670万円増額し、支出では建設改良費のメーター費250万円を減額しております。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)

議長(太田伸子君) 日程第20 議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款下水道事業収益に1,673万3,000円を追加し5億243万9,000円とし、支出の1款下水道事業費用を40万5,000円追加し4億8,552万3,000円とし、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億1,686万1,000円に改め、1款資本的収入274万2,000円を追加し3億5,958万7,000円とし、支出では1款資本的支出149万2,000円を減額し4億7,644万8,000円とするものです。

1ページを御覧ください。

資本的収入は、1款1項1目下水道使用料を869万円増額し、2項1目補助金815万円の増額は公営企業電力価格高騰対策支援金や物件補償費が主なものです。支出では動力費の増額のほか事業の確定により減額するものです。

2ページを御覧ください。

資本的収入の主なものは、1款2項補助金、一般会計補助金160万円の組替えによる減額と区域外流入分担金や受益者負担金の実績や県補償金等の精算等に係るもの、資本的支出は建設改良に係る精算分の減額でございます。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号から議案第18号までは、お手元 に配付してあります令和5年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管 の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第18号までは常任委員 会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第21 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算

議長(太田伸子君) 日程第21 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算につきまして ご説明申し上げます。

私からは、歳入と議会、監査、総務課及び税務課所管の歳出についてその概要を説明し、その他 の歳出につきましては担当課長等が順次説明しますので、よろしくお願いいたします。 それでは、一般会計予算書2ページをお開きください。

第1条、令和5年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億5,600万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、9ページをお開きください。

9ページ、第2表債務負担行為として、まず北アルプス広域連合が行なう白馬リサイクルプラザ 建設に係る令和5年度マテリアルリサイクル整備事業ですが、当初、令和4年度に予定していまし たが、入札不落により令和5年度に持ち越しとなったもので、債務負担の期間は令和15年度まで、 限度額は1,972万9,000円であります。

次に、令和3年度から実施しています犬川用水電動ゲート・小水力発電事業ですが、令和5年度 に施工する工事が資材の調達状況などから翌年度までかかる見込みであるため令和6年度実施分を 債務負担行為として設定するものであります。

第3条、地方債の目的等につきましても、引き続き、9ページ、第3表を御覧ください。

交付税の不足を補うため臨時財政対策債を3,000万円、以下、各種事業になりますが、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策事業債を活用したスノーハープのメイン会場ののり面改修事業と伝統的建造物群である青鬼の土蔵改修事業を合わせて7,050万円、一般廃棄物処理事業に大町環境プラント解体等の負担として7,470万円、農業基盤整備事業としてほ場整備事業と小水力発電事業を合わせて1,230万円、道路新設改良事業に1億2,600万円、学校教育施設改修事業として白馬北小学校の改修事業に210万円、公共施設改修事業としてジャンプ競技場のノーマルヒルスタート階段改修事業とウイング21の電源装置等改修事業を合わせて3,590万円、合計3億5,150万円の借入れを予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で、利率3.5%以内であります。 2ページにお戻りください。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めております。

続きまして、歳入明細をご説明いたします。

12ページへお進みください。

12ページから13ページにかけまして、歳入の23.9%を占めます1款村税は14億4,602万3,000円です。特に固定資産税は前年度と比べると新築家屋の増加などにより2,157万2,000円の増額を見込んでおります。

14ページ、2款地方譲与税7,197万円は、県の収入見込み等により前年度比273万9,000円の減額を見込んでおります。

15ページ3段目、6款法人事業税交付金1,500万円と7款地方消費税交付金2億4,000万円も、県の収入見込み等により推計して計上しております。

16ページ3段目、歳入の34.6%を占めます10款地方交付税20億9,800万円は、普通

交付税では国の地方財政計画や本村の事業費補正の実情から減額を見込み、特別交付税では新たに 算定されますDX地域活性化起業人制度や特殊事情などの増額を踏まえ、合わせて200万円の増 額を見込んでおります。

17ページ下段から18ページ、12款分担金及び負担金8,577万3,000円は、1項1目 民生費負担金が124万5,000円の減額となっていますが、3目農林業費負担金が有害鳥獣被 害防止対策事業負担金258万8,000円の増額などにより79万4,000円の増額であります。

18ページ3段目から19ページにかけましては、13款使用料及び手数料6,947万3,000円は、1項1目総務使用料のクロスカントリー競技場使用料とジャンプ競技場リフト使用料を合わせまして124万7,000円の増額、5目教育使用料では体育施設使用料とウイング21使用料を合わせまして145万円の増額、6目観光使用料では冬期観光客の村内二次交通の利便性を確保するためのナイトデマンドタクシー使用料414万5,000円の計上などにより783万8,000円の増額でございます。

20ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金1億7,414万9,000円は、1目民生費国庫 負担金の障害者自立支援給付負担金783万円の増額などにより552万1,000円の増額であります。

20ページの下段から21ページにかけましては、2項国庫補助金2億9,051万7,000円は、1目民生費国庫補助金では子育て施設に対し財政支援を行なう子どものための教育・保育給付国庫交付金1,171万9,000円の増額、未満児保育の希望者増加に対応するための保育所等整備交付金1,815万7,000円の増額、2目衛生費国庫補助金では新型コロナワクチン接種事業補助金1,566万1,000円の減額、3目土木費国庫補助金では防災・安全交付金9,443万5,000円の減額などにより9,931万7,000円の減額でございます。

22ページの下段、15款県支出金1項県負担金は1億1,666万5,000円で、1目民生費 県費負担金では、国民健康保険基盤安定負担金306万9,000円の増額、障害者自立支援給付 負担金391万5,000円の増額などにより559万8,000円の増額でございます。

23ページから24ページにかけましては、2項県補助金は1億3,221万8,000円で、 2目民生費県補助金では子どものための教育・保育給付県費交付金が447万5,000円の増額、 4目農林水産業費県補助金では地籍調査事業補助金1,102万5,000円の増額、また前年度に 計上した水田麦・大豆産地生産性向上事業交付金600万円などが今年度はないために309万 1,000円の減額でございます。

25ページの上段、3項県委託金は8,080万6,000円で、1目総務費県委託金のリフト改修工事によるジャンプ台管理委託金1,070万円の増額などにより550万1,000円の増額計上でございます。

25ページの下段から26ページ上段にかけましては、16款財産収入1項財産運用収入は

1,631万9,000円で、1目財産貸付収入の指定管理対象施設貸付収入60万円の減額などにより9万7,000円の減額でございます。

27ページの上段、17款寄附金は1億7,110万円で、ふるさと白馬村を応援する寄附金 1億5,000万円が主な内容であります。

27ページの下段から29ページにかけましては、18款繰入金は4億3, 350万3, 000円で、ウイング21に係る村債の元金償還が財政を圧迫していますので、その特定財源とするために減債基金を2, 570万円計上していますが、前年度と比較しますと2, 230万円減額になっております。

また、庁舎とふれあいセンターのエレベーター改修事業のために福祉基金から2,640万円、 白馬村を応援していただいた皆様の期待に沿えるように有効に活用させていただくためのふるさと 白馬村を応援する基金からは塵芥処理事業の北アルプス広域連合負担金が10年間の包括委託業務 平準化による増額、し尿処理事業の白馬山麓事務組合負担金がクリーンコスモ修繕費による増額な どに対応しまして3億6,808万円で9,506万9,000円の増額となっております。

なお、財政調整基金につきましては令和5年度も当初から繰入れを計上せずに予算編成をしております。

30ページ、19款繰越金は3,000万円であります。

30ページ2段目から33ページ上段にかけましては、20款諸収入全体では1億9,372万4,000円で、主なものは、1項延滞金加算金及び過料、これは村税延滞金等341万円、3項貸付金元利収入は白馬村商工振興資金余託金回収金1,500万円、4項受託事業収入は介護保険地域支援事業受託金3,782万3,000円、31ページから32ページ、5項雑入では、32ページ、課題を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所づくりのためのB&G財団助成金5,960万円、役場のEV急速充電器更新工事に係る充電インフラ整備事業補助金が688万円などであります。

33ページの下段から34ページにかけましては、村債の内容でございますけれども、先ほど地方債で説明したとおりでございます。

歳入につきましては以上であります。

続きまして、35ページから始まります歳出明細を御覧ください。

1款議会費7,531万円は、議員12名の報酬、手当、職員2名の人件費などを計上しております。

36ページから39ページ、2款1項1目一般管理事業2億4,178万8,000円は、特別職2名、総務課及び会計室職員13名、会計年度任用職員9名分の人件費などを計上しております。

39ページから40ページ、2目財産管理事業8,149万1,000円は、庁舎等の維持管理費が主なものでございます。今年度は、庁舎空調設備設置事業の債務負担行為の開始によりまして、

庁舎空調設備等リース料2,258万7,000円、庁舎エレベーターの改修に庁舎改修修繕工事費1,079万7,000円を計上しております。

同じく40ページ、3目交通安全対策事業48万円は白馬村交通安全協会への補助金、4目の防 犯対策事業40万円は白馬村防犯協会への補助金でございます。

41ページ、5目姉妹都市提携事業446万3,000円は河津町・太地町などとの姉妹提携交流費で、今年度は河津町姉妹都市提携40周年記念事業も計画しているところであります。

同じく41ページから45ページ、6目企画費2億6,288万3,000円の主な内容ですけれども、企画一般事業では、地域公共交通の運行に向けた地域課題マッチング事業、地域交通検討業務委託料220万円、北アルプス広域連合経常経費に係る負担金が1,540万5,000円、一般財団法人白馬インターナショナルスクールと一般社団法人白馬村スキークラブへの協働のまちづくり推進補助金1,001万円を計上しております。

42ページ、情報化対策事業では行政サービスのさらなる向上のためDXコンサルティング業務 委託料800万円、コミュニティ推進事業では各地区に対する地域づくり事業補助金の500万円、42ページから43ページ、ケーブルテレビ白馬管理運営事業では電柱添架使用料等714万7,000円、ふるさと納税事業では返礼業務委託料6,695万4,000円、44ページから45ページ、移住交流集落支援事業では、地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や補助金、機械モデルを使って空き家分布を推定する空き家モデルの実証実験業務委託料250万円、白馬高校を卒業して村内に就職した方の奨学金を助成いたしますふるさと人材奨学金返還補助金107万4,000円を計上しております。

46ページ、8目電算事業3,665万2,000円の主な内容は、電算総合行政情報システム委 託料1,497万1,000円、行政ホームページの利用促進を図るためのホームページ更新委託料 305万円を計上しております。

46ページから47ページ、9目地球温暖化対策事業1,936万円の主なものは、環境対策専門人材の雇用に対する人件費500万円、村民及び観光客のニーズに応えるため道の駅と役場のEV急速充電設備更新工事費を合わせまして1,000万1,000円、エコカー等買換え補助を含むゼロカーボン推進補助金194万円を計上しております。

48ページ、2項1目税務総務事業7,165万1,000円は税務課職員10名と会計年度任用職員1名の人件費が主な内容であります。

48ページから49ページ、2目賦課徴収事業4,306万2,000円の主な内容は、課税準備、申告相談、外国人対応に従事いたしますパートタイム会計年度任用職員の報酬に240万5,000円、各税目の賦課及び収納業務のための電算委託料2,027万9,000円。

なお、この中には令和6年度からスタートいたします森林環境税に対応させるためのシステム改修委託料も含んでいるものであります。

地番図更新等委託料は803万円で、庁内で活用しますGISシステムの地番図情報更新のほか 固定資産管理システムと登記情報管理システムを一本化するための業務も含んでおります。

法人村民税、個人村民税などの還付金は実績を参考に530万円計上しております。

50ページにかけまして、債権回収事業408万6,000円は、徴収困難滞納事案18件を長野県地方税滞納整理機構に移管するための負担金235万4,000円が主なものであります。

51ページの下段、4項選挙費でありますが、1目選挙管理委員会事業は選挙管理委員会委員の報酬及び県選挙管理委員会連合会への負担金などで22万4,000円、52ページ、3目長野県議会議員選挙事業429万6,000円は任期満了に伴う令和5年4月執行予定の長野県議会議員一般選挙の経費を計上しております。

53ページ、5項1目統計調査総務費33万円は、統計調査総務事業、学校基本調査、住宅と土 地の現状の推移を明らかにする住宅・土地統計調査の経費でございます。

53ページ下段から54ページ上段、6項1目監査事業61万7,000円は、監査委員の報酬、 研修旅費及び県協議会への負担金などでございます。

少々飛びまして、103ページから104ページにかけまして、8款1項1目非常備消防事業3,343万7,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報償金などでございます。104ページ、2目常備消防事業は北アルプス広域連合への負担金など1億5,927万6,000円、3目の消防施設管理事業は消火栓設置やその管理負担金などで400万円、104ページから105ページ、4目防災事業は、災害時の衛星携帯電話などに係る通信運搬費や新防災情報配信システムの保守委託料など974万1,000円を計上しております。

少々飛びまして、125ページ下段になりますが、11款公債費7億491万4,000円は、 長期債償還の元利及び利子、一時借入金の利子でございます。

126ページから128ページ上段、12款1項基金費1億2,148万1,000円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり基金利子に基づく積立金でございます。

128ページの下段、13款予備費としまして200万円を計上しております。

129ページから137ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほど御覧ください。

また、138ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございまして、御覧いただきますことで説明は終了とさせていただきます。

139ページは地方債に関する調書でありますが、令和3年度末現在高から令和4年度末、令和5年度末と着実に減少し、3年度末と5年度末見込みを比べますと、8億5,000万円、率にいたしまして13%ほど現在高は減少する見込みでございます。

少々長くなりましたが、私からの説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 次に、長澤会計室長。

会計管理者会計室長(長澤秀美君) それでは、会計室関係についてご説明いたします。

予算書は45ページになります。

2款1項7目会計管理費は407万5,000円です。

主な内容につきましては、納付書の読取機器の借上料91万5,000円、次のページ、大北農協より窓口に職員を1名派遣していただいている負担金が80万円となっております。

会計室関係は以上になります。

議長(太田伸子君) 次に、太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 住民課関係についてご説明しますので、予算書50ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費2,488万4,000円は、職員2名分の人件費のほか住基・ 戸籍に関わる電算委託料、戸籍コンビニ交付システムの使用料、51ページ、北アルプス広域連合 負担金465万円は住基ネット・戸籍システムの共同サーバーの運用経費の負担金となります。

飛びまして、65ページをお願いいたします。

3款1項6目住民総務費は2億5,089万円で、住民総務事業1,830万1,000円は職員3名分の人件費が主なものでございます。

住民国保事業1億843万3,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金です。

後期高齢者医療事業1億2,424万6,000円は、職員1名分の人件費、66ページ、18節療養給付費負担金8,199万7,000円と長野県後期高齢者医療広域連合負担金481万円は、長野県後期高齢者医療広域連合の試算により計上しております。後期高齢者医療特別会計繰出金として2,759万1,000円を計上しております。

7目福祉医療費4,235万3,000円は、給付費が主なものでございます。

飛びまして、73ページをお願いします。

3款3項1目年金総務費444万5,000円は、職員1名分の人件費が主なものでございます。 74ページをお願いします。

4款1項1目環境衛生費は5,850万円です。環境衛生事業は3,384万5,000円で、職員3名分の人件費のほか、雑排水収集処理委託料321万4,000円、北アルプス広域連合負担金474万8,000円は葬祭場の運営負担金です。

75ページ、狂犬病予防対策事業は13万3,000円です。

公衆トイレ管理事業905万4,000円は、村内16施設の公衆トイレの維持管理に要する費用で、光熱水費、トイレ管理委託料が主なものであります。

80ページをお願いいたします。

4款2項1目塵芥処理費2億9,849万4,000円で、主なものは、11節一般廃棄物処理手

数料840万円は大町市が所有する最終処分場の埋立てに係る手数料であります。

12節塵芥処理委託料4,179万円は、ごみの収集、運搬、処分等に要する費用であります。 北アルプス広域連合負担金2億3,837万3,000円は、ごみ処理広域化に伴う広域連合施設 の運転維持管理及び施設整備に係る費用の負担金となります。

令和5年度では、白馬リサイクルプラザの建設工事、大町市環境プラント焼却炉解体撤去工事、 大町リサイクルパークストックヤード棟実施設計、大町市グリーンパーク第3期工事基本設計が計画されており、前年度より1億2,860万円余りの増となっております。

81ページ、2目し尿処理費8,325万3,000円はクリーンコスモ姫川の維持管理、下水道 投入施設整備事業等に係る白馬山麓事務組合負担金で、前年比1,591万円余りの増となっております。

住民課関係は以上です。

議長(太田伸子君) 次に、関口上下水道課長。

上下水道課長(関ロ久人君) 続きまして、上下水道課関係についてご説明いたします。

75ページをお開きください。

75ページ下段になります。4款1項1目環境衛生費、合併処理浄化槽整備事業でございます。 下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金として1,531万8,000円を計上し、設置件数は38件を見込んでおります。また、小規模水道維持管理事業として青鬼、通といった小集落の小規模水道の修繕費を見込んでおります。

ページが飛びますが、101ページを御覧ください。

101ページ下段になります。7款4項3目公共下水道事業費3億3,550万円は、下水道事業会計への繰出金でございます。

上下水道課関係は以上です。

議長(太田伸子君) 次に、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) それでは、健康福祉課の令和5年度予算についてご説明申し上げます。

予算書58ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は予算額5,944万円で、主なものは正規職員4名に係る人件費です。そのほかは、民生児童委員会への委託料、シルバー人材センター補助金、白馬村社会福祉協議会補助金などとなっており、白馬村社会福祉協議会に対する運営補助金は2,318万6,000円です。

2目社会福祉費は4,487万8,000円の予算額で、老人福祉事業1,719万6,000円で、 主なものは老人福祉施設措置費の1,509万2,000円でございます。

59ページを御覧ください。

介護予防・地域支え合い事業は1,219万5,000円で、高齢者の配食サービス事業委託料360万6,000円、温泉施設利用高齢者等助成金200万円、高齢者にやさしい住宅改良事業補助金は、3件分、189万円を計上しました。

60ページをお願いします。

60ページ、乗合タクシー運行事業1,421万6,000円は、タクシー会社への運行委託料1,065万3,000円、権利擁護事業127万1,000円は青年後見支援センター運営負担金112万4,000円が主なものでございます。

3目障害福祉費は、予算額1億6,479万円、前年度比1,439万円の増でございます。この要因としましては、心身障害者福祉事業1億5,680万3,000円に、来年度、新たに重度訪問介護の利用を見込んだため自立支援給付費が1億2,754万円と増えた影響によるものでございます。

地域生活支援事業は798万7,000円で、主なものは次ページをお願いします。障害者自立 支援センター運営補助金が99万3,000円、日常生活用具の給付費180万円、日中一時支援 事業給付費の161万円などでございます。

4目社会福祉施設費は2,467万円で、保健福祉ふれあいセンター維持管理事業2,281万9,000円は、63ページ、工事費の1,560万4,000円はエレベーターの改修工事費用で、 財源には福祉基金を充てて実施する予定でございます。

その下の社会福祉施設事業は185万1,000円、養護老人ホーム鹿島荘運営に係る北アルプス広域連合への負担金で、改修の負担分が令和4年度で終了したため400万弱の減となっております。

5目介護保険費は2,928万1,000円で、介護保険事業1億6,638万9,000円は介護 保険事業の運営に関わる広域連合への負担金が主なものでございます。

地域包括支援センター・地域支援事業は4,289万2,000円で、保健師1名、会計年度任用職員4名の人件費のほか、主なものは次ページを御覧ください。介護予防・日常生活支援総合事業等委託料の785万2,000円、職員派遣2名の人件費を社会福祉協議会負担金1,510万2,000円で計上してございます。

続きまして、少し飛びますが、76ページをお願いします。

4款1項2目保健予防費は3,589万4,000円で、1,749万3,000円の減額となりました。これは主に新型コロナワクチン接種費用の減額によるものでございます。

保健予防事業の3,504万5,000円は、職員1名、会計年度任用職員2名分の人件費のほか 健診委託料2,353万5,000円が主な内容でございます。

77ページに移りまして、新規事業として、がん患者へのアピアランスケア補助事業としまして、 新たに18万円、3名分の補助金を計上しました。 3目医療対策費は831万9,000円で、説明欄の医療対策事業631万9,000円の主なものは、病院群輪番制の運営に係る北アルプス広域連合への負担金572万円で、スキー傷害診療事業200万円はスキー傷害診療実施の医療機関への負担金でございます。

健康福祉課、説明は以上でございます。

議長(太田伸子君) 次に、田中農政課長。

農政課長(田中洋介君) 農政課関係についてご説明いたします。

81ページをお願いします。

5款1項1目農業委員会費1,303万円は、農業委員、農地利用最適化推進委員14名の報酬261万9,000円、職員1名及び会計年度任用職員1名分の人件費、82ページ、農家台帳システム使用料83万2,000円、北安曇地区農業委員会協議会負担金、農業者年金業務の受託事業が主なものとなります。

2目農業総務費4,060万7,000円は、職員6名分の人件費と大北農業振興協議会負担金と してJA派遣職員負担金が主なものとなります。

3目農業振興費は3,537万1,000円です。

農業振興事業1,741万7,000円の主なものは、会計年度任用職員2名分の人件費、83ページ下段から4行目の経営所得安定対策推進事業補助金402万7,000円は、白馬村農業再生協議会への補助になります。

農業機械等導入支援補助金280万円は、認定農業者に対する補助のほか小規模農家への補助を 含みます。

84ページ、収入保険負担金85万円は、収入保険の加入者に対し、保険料の30%を負担する ものです。

有機JAS認定補助金は、実績を考慮し、計上いたしました。

産地づくり対策事業118万円は、ソバ作付やJA園芸部会に対する負担金が主なものとなります。

中山間地域等直接支払事業876万6,000円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものとなります。

環境保全型農業直接支払事業20万円は、環境保全に効果の高い営農活動に対しての支援となります。

特産品事業60万8,000円は、農産加工オペレーターの謝礼、紫米コンバインの修繕、団体への補助が主なものとなります。

青年就農給付金交付事業720万円は新規就農者への初期段階への支援で、対象者は5名を見込んでおります。

85ページ、4目農地費は1億981万6,000円です。

多面的機能支払交付金事業3,314万6,000円は、多面的機能維持の地域活動や営農活動支援のために12組織に交付するものです。

村単土地改良事業1,335万円は、会計年度任用職員1名の人件費、取水口維持管理委託料223万8,000円は松川予備取水口に関するものです。

村単土地改良事業240万円は地区の要望等に関するもので、全額、ふるさと水と土地保全基金を充当します。

86ページ、農業集落排水事業特別会計の繰出金は472万1,000円です。

奈良井湿原保全事業120万8,000円は、奈良井エリアの環境保全のため草刈り委託が主な ものとなります。

農地耕作条件改善事業242万円は、水田の畦畔を除去して拡大する事業で、全額、国庫補助となります。

ほ場整備事業2,913万2,000円は、北部地区調査委託設計料と南部地区の負担金となります。

地域用水機能増進事業56万円は、木流川施設の維持管理が主となります。

犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業は工事費3,000万円となります。

87ページ、2項1目林業振興費2,410万9,000円です。

林業振興・林道維持補修事業158万3,000円のうち工事請負費80万4,000円は、林道 細野線の工事分となります。

森林整備事業は219万9,000円です。森林づくり推進支援事業委託料は、緩衝帯整備の実施、間伐等促進事業補助金は間伐の加算補助となります。森のエネルギー推進事業は、ペレットストーブ購入者への補助として2台を予定しております。

有害鳥獣被害対策事業は905万6,000円です。

88ページ、通信運搬費61万1,000円は、わな用トレイルカメラに関するもので、有害鳥獣委託料287万6,000円は貸出用の電気柵や駆除業務に関わる委託、駆除従事者に関する補助40万9,000円、有害鳥獣被害防止対策補助金60万円は個人向け電気柵の補助金、有害鳥獣被害防止対策協議会負担金333万円は、サル用大型捕獲おりの設置、小型基地局の負担となります。

大北地区植樹祭事業は80万円です。場所は野平のサッカー場周辺で、開催日は5月31日を予定しております。

森林経営管理制度事業は1,027万1,000円です。主なものは、被害木伐倒委託処理料275万円はナラ枯れ処理に関するものです。内山森林整備委託料は300万円です。

89ページ、北アルプス連携自立圏事業負担金は200万6,000円です。専門家職員の派遣 等に関する費用となっております。 薪ストーブ購入補助金は3台を予定しておりまして、林道改修工事費は150万円でありまして 北アルプス森林組合が実施する工事への負担となっております。

3項1目地籍調査事業3,407万1,000円です。職員2名分の人件費のほか、数値測量業務 委託料1,928万3,000円は新規地区の調査と現在調査中の地区の残業務となります。

なお、財源内訳の県地籍調査事業補助金は対象経費の4分の3を長野県が補助するものとなって おります。

農政課は以上です。

議長(太田伸子君) 次に、太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) それでは、観光課関係について説明してまいります。

予算書は90ページ中段からになります。

6款1項1目観光総務費は3,190万3,000円です。

説明欄を御覧ください。

観光総務事業2,895万9,000円は、一般職職員3名と会計年度任用職員2名の人件費のほか白馬の夏祭り協替金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。

90ページから91ページにかけまして、長野県観光協会事業294万4,000円は親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。

次に、2目観光施設整備費は3,441万2,000円です。平地観光施設管理事業732万5,000円では、観光施設修繕費135万5,000円、白馬駅前観光案内業務を含む施設管理等委託料380万3,000円が主なものです。

山岳観光施設維持補修事業は2,708万7,000円です。山小屋等施設の修繕費100万円、 登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料503万1,000円、 92ページに移りまして、八方池山荘建替整備運営事業官民連携事業導入調査委託料1,640万 1,000円が主なものです。

この調査委託料は、令和4年度に作成した八方池山荘の建替基本計画に基づき国の先導的官民連携支援事業補助金を活用してPFIなどの官民連携事業の導入や実施に向けた検討調査を行なうための費用です。

次に、3目観光宣伝振興費は1億9,544万4,000円です。21観光戦略事業7,156万8,000円では、観光地経営会議運営支援委託料295万9,000円、白馬村観光局負担金4,995万円、アルペンライナーや北陸新幹線シャトル、HAKUBA VALLEYシャトルバスの運行負担金やHAKUBAVALLEY TOURISMの運営負担金を含む観光振興負担金等1,753万5,000円が主なものです。

92ページから93ページにかけまして、海外観光客受皿整備事業1,161万4,000円は令和4年度に実証事業として運行したナイトデマンドタクシーを令和5年度は本格的に運行するため

の費用で、運行委託料1,018万4,000円が主なものです。

ゆるキャラ活用事業は76万2,000円です。

地方創生推進交付金事業は1億1,150万円です。これは国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプを活用する事業になります。令和5年度から新たに取り組む「恋人の聖地」広域市町村デジタル連携によるサステナブルな交流人口拡大事業に係る予算で、交付金事業負担金1億1,150万円は、デジタル推進事業や交流人口拡大事業、民間連携促進事業等に対する負担金です。

次に、4目観光安全浄化対策費は587万1,000円です。高山植物やライチョウ保護活動、 八方尾根自然研究路の維持管理に対する負担金が主なものです。

次に、94ページに移りまして、5目観光特産費、道の駅白馬振興事業は140万9,000円です。工事請負費109万4,000円は道の駅白馬の壁紙等を修繕する費用です。

次に、6目遭難対策費は298万円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用、山 岳遭難防止対策協会への負担金が主なものです。

続きまして、2項商工費1目商工振興費は3,999万8,000円です。

94ページから95ページにかけまして、商工振興事業は3,799万7,000円です。信用保証協会保証料補給負担金は700万円、融資制度事務経費負担金30万円や経営改善普及事業補助金785万8,000円、地域総合振興事業補助金等は白馬商工会に対する負担金や補助金です。このほか、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金100万円や創業支援事業補助金500万円、商工振興資金預託金1,500万円も計上しています。

新型コロナウイルス感染対策事業は200万1,000円で中小企業融資利子補給補助金200万円が主なものです。

観光課関係の説明は以上です。

議長(太田伸子君) 次に、矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 続きまして、建設課関係、96ページからお願いいたします。

7款1項土木管理費、説明欄の土木総務事業は5,634万7,000円で、職員5名分の人件費のほか白馬駅前無電柱化工事に伴う県単事業負担金2,145万7,000円などが主なものであります。

その下、7款2項1目、説明欄の道路橋梁総務事業は349万2,000円で、道路台帳補正委託料298万1,000円などが主なものです。

97ページ、2目道路維持費の説明欄、道路維持補修事業3,851万2,000円は村道の維持管理に要する費用で、道路照明の電気料など光熱水費として323万円、村道維持補修工事費に1,900万円、各地区への資材支給用原材料費として750万円などを計上しております。

その下、除雪事業でありますが、2億4,605万2,000円で、次の98ページ、光熱水費

855万円はロードヒーティングや無散水消雪施設の電気料が主なものです。

除雪委託料2億790万円は、昨今の除雪費の高騰なども考慮しまして前年比1割ほど増額で計上いたしました。機材借上料328万7,000円は定置式の凍結防止剤散布機のリース料、原材料費の850万円は凍結防止剤の購入費用です。

次に、その下、7款2項3目の道路新設改良費です。説明欄、道路新設改良事業1,065万2,000円は、職員及び会計年度任用職員、各1名分の人件費が主なものです。

99ページに入りまして、説明欄、村道改良国庫補助事業5,766万9,000円は、工事が先送りとなりました神城地区の踏切改良工事のほか、定期的に行なっております橋梁の修繕工事、点検などに係る経費を計上し、財源は国からの交付金1,944万円余りを見込んでおります。

その下、道路改良起債事業7,716万6,000円は、舗装の個別修繕計画に基づく工事請負費7,490万円などが主なものです。

その下、道路改良単独事業126万円は、用地の測量設計委託料などが主なものであります。

100ページ、7款2項4目の交通安全施設整備費250万円は、前年と同額の計上です。

その下、7款3項1目、説明欄の河川総務事業は552万1,000円で、前年に引き続き準用河川の支障木伐採の工事請負費として338万2,000円を見込んでおります。

その下、7款4項1目、説明欄、都市計画事業2,070万4,000円は、101ページにかけまして、令和5年度に行なわれます都市計画基礎調査の業務委託料579万7,000円、都市計画基盤図修正事業委託料907万5,000円のほか景観計画の適正な運用を図るためのガイドライン策定委託料として347万4,000円を計上いたしました。

7款4項2目、説明欄の都市公園維持管理事業241万8,000円は、大出公園及び周辺施設の維持管理経費が主なものであります。

102ページ、7款5項1目、説明欄の村営住宅管理事業146万9,000円は、村営住宅に係る修繕費など経常的な費用を見込んだものであります。

7款5項2目の住宅費は、説明欄、克雪住宅普及促進事業として45万円を計上したほか新たに 白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業として補助金150万円を計上いたしました。

建設課関係の説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 次に、横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) それでは、教育課関係をお願いいたします。

予算書は、戻りますが、44ページをお願いします。

2款1項6目企画費のうち白馬高校支援事業8,738万6,000円は、地域おこし協力隊1名の報酬、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主なものであります。

それでは、戻りますが、105ページをお願いします。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業187万4,000円は、教育委員4名の報酬

と大北市町村教委連絡協議会負担金が主な内容です。

2目事務局費8,487万4,000円のうち教育委員会事務局一般事業6,733万2,000円は、教育長と教育課職員4名、会計年度任用職員2名の人件費が主な内容です。

なお、106ページ上段の退職手当組合負担金646万5,000円は、教育委員会関係職員全員の負担金が一括計上されています。

107ページ下段、学校環境整備事業1,692万6,000円は、学校施設の修繕や設備更新等を計画的に実施しているものです。令和5年度は、修繕のほかに教員住宅解体のための調査設計、小学校クロスカントリースキー靴の整備などを計上しました。

108ページ、2項小学校費1目学校管理費2,432万9,000円は、南小学校管理事業 1,121万8,000円、北小学校管理事業1,311万1,000円で、ともに学校用務員1名の 人件費と学校施設管理に係る経常的な経費です。

109ページ、2目教育振興費8,106万5,000円のうち南小学校教育振興事業2,011万2,000円は白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名外の人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

110ページ下段から111ページにかけて、北小学校教育振興事業3,888万円は白馬北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師5名外の人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費であります。

1 1 2ページ、スクールバス運行事業 2, 2 0 7 万 3, 0 0 0 円は、地域公共交通網の実証運行の うちスクールバス運行に係る経費です。

113ページ、3項中学校費1目学校管理費1,124万9,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と施設管理に伴う経常的な経費です。

2目教育振興費5,087万円は、中学校の講師4名外の人件費と学校教育に係る消耗品等の経 常経費です。

続きまして、123ページをお願いします。

中段の5項保健体育費3目学校給食費1億1,494万9,000円は、給食センターの運営に係る費用で、栄養職員1名と常勤調理員11名外の人件費と施設の光熱水費、賄材料費や施設保守委託料が主なものとなっております。

教育課の関係は以上です。

議長(太田伸子君) 次に、下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) 子育て支援課関係につきましてご説明させていただきます。

67ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費3億728万円のうち、児童福祉総務事業2,244万2,000円は一般職3名の人件費、放課後子どもプラン事業1,204万9,000円は放課後児童クラブ指導

員4名と放課後子ども教室のコーディネーター1名、指導員2名の人件費が主な内容でございます。 68ページ、児童手当等給付事業2億7,278万9,000円の主な内容は、施設型給付費 4,789万円余りは白馬幼稚園への給付費、地域型保育給付費3,186万円余りは、家庭的保育 施設、12月開設予定の小規模保育施設への給付費、保育所等整備補助金6,542万円余りは民 間事業者による小規模保育施設建設の補助金、私立幼稚園運営補助金300万円は待機児童対策と して2歳児を受け入れる白馬幼稚園に対する補助金、そのほか児童手当1億2,300万円などを 計上してございます。

69ページ、2目子育て支援費8,412万9,000円のうち、子育て支援事業8,207万9,000円は相談員2名と一般職の保育士2名の人件費、70ページ、子ども第三の居場所事業補助金6,093万円余りなどが主な内容でございます。

はくばっ子応援交付金事業205万円は村長公約事業の一つで、第3子以降の出産祝金として第3子1人につき2万円、第4子以降1人につき4万円を給付する事業として20万円を計上してございます。また、小学校の入学及び卒業、中学校卒業の祝金として対象児童1人につき1万円を給付する事業として185万円を計上してございます。

3目保育所費1億7,877万9,000円のうち、しろうま保育園運営事業1億5,703万1,000円は一般職・会計年度任用職員の各保育士、調理員等の人件費等でございます。また、71ページ、給食等賄材料費1,029万円余りなどが主な内容でございます。

72ページ、子育て支援ルーム運営事業2,174万8,000円はなかよし広場など地域子育て 支援拠点事業と休日保育や一時預かり保育などの保育サービスに係る費用で、一般職2名とパート タイム会計年度任用職員の保育士の人件費が主な内容でございます。

少し飛びまして、78ページを御覧ください。

4款1項4目母子健康費4,916万8,000円のうち、母子健康事業4,289万2,000円は、一般職、保育士・保健師2名と事務及び専門職の会計年度任用職員の人件費、医薬材料費779万円余りは予防接種のワクチンの購入、健診等委託料1,128万円余りは予防接種や妊婦一般健康診査等の委託料が主な内容でございます。

79ページ、母子保健衛生事業627万6,000円の主な内容は、妊娠届出の面談時に妊婦 1人に対し5万円、出産届出後の面談時に対象児童1人に対し5万円を給付する事業として出産・ 子育て応援交付金500万円を計上してございます。

以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

議長(太田伸子君) 次に、松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長(松澤宏和君) 生涯学習スポーツ課関係についてご説明いたします。

予算書54ページをお開きください。

2款7項1目スポーツ事業総務費は、会計年度任用職員1名と一般職員2名の人件費でございま

す。

2目施設管理費1億9,395万3,000円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費で、スノーハープ維持管理事業は8,851万5,000円。55ページを御覧ください。ジャンプ競技場維持管理費は1億543万8,000円となり、どちらも施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の管理委託料、修繕及び改修工事が主なものであります。

ジャンプ競技場維持管理事業には県の管理委託金5,280万円とジャンプ競技場のリフト利用料2,269万7,000円を含め、施設の維持管理を進めております。

56ページをお開きください。

3目スポーツ事業振興費2,748万8,000円は、各負担金や補助金が主なものであります。 続いて、4目ナショナルトレーニングセンター費717万8,000円、こちらは国からの委託 金はジャンプ競技場やクロスカントリー競技場の維持管理事業への委託金等を合わせまして全体で 1,781万6,000円となっております。

少し飛びまして、116ページをお開きください。

9款4項1目社会教育総務費1,500万4,000円は、社会教育委員5名の報酬、会計年度任 用職員1名と一般職員1名の人件費。117ページ上段を御覧ください。ウイング21芸術文化実 行委員会への負担金が主なものでございます。

2目公民館費は573万5,000円で、各地区分館長の報酬や会計年度任用職員として公民館 長の人件費、各種の講座講師謝礼等、講座に係る費用が主なものでございます。

117ページから118ページにかけまして、3目図書館費1,603万3,000円の主な内容 は図書館の運営に係る経費で、会計年度任用職員として図書館司書2名の人件費や蔵書システムに 係る経費と図書等の購入が主なものでございます。

119ページをお開きください。

4目文化財保護費 1,381 万 3,00 0円は、氷河調査。 120 ページを御覧ください。伝統的建造物群保存事業の修理事業が主なものであります。

5項1目保健体育総務費は1,841万1,000円で、スポーツ推進員9名の報酬と会計年度任 用職員及び一般職員2名の人件費、スポーツ祭審判の委託料並びにスポーツ少年団助成金とスポー ツ協会の補助金が主なものでございます。

121ページを御覧ください。

2目体育施設費7,760万3,000円は、体育施設維持管理事業1,544万2,000円。 122ページをお開きいただきまして、ウイング21維持管理事業6,216万1,000円。主な 内容は、施設の維持に関する光熱水費や各種の委託料、施設の受付や維持管理の人件費、それから 施設の改修工事であります。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまより5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時22分 再開 午後 2時27分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長(太田伸子君) 日程第22 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会 計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書4ページをお開きください。

第1条として、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,092万8,000円と定めるものであります。

第2条として、一時借入金の限度額を5,000万円と定めました。

10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税は、前年比1,589万9,000円減の1億9,240万円を見込んで おります。

2款1項1目災害臨時特例補助金10万円は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金給付に係る補助金です。

11ページ、3款1項1目保険給付費等交付金6億9,100万8,000円は、医療給付費へ充当される普通交付金が6億7,694万円、保険者努力支援制度交付金等の特別交付金が1,406万8,000円です。

12ページ、5款1項1目一般会計繰入金1億834万3,000円で、保険基盤安定繰入金を含めて6区分について一般会計からの繰入金となります。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、3,200万円を計上しております。

13ページ、7款諸収入1項1目保険税延滞金として110万円を見込んでおります。

続いて、15ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費2,086万8,000円は、職員2名分の人件費のほか経常的な費用が 主なものであります。

2目連合会負担金114万7,000円は、長野県国民健康保険団体連合会への負担金となります。 16ページ、2款1項賦課徴税費240万8,000円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する 費用です。

17ページ、2款1項療養諸費は総額5億8,887万円を計上、18ページ、2項高額療養費は8,800万円を計上し、いずれも県から交付される普通交付金を充当しております。

19ページ、4項1目出産育児一時金504万3,000円、5項1目葬祭費30万円、6項1目精神給付費110万円をそれぞれ計上しております。

20ページ、8項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができず給与等の支払いが受けられなかった方への傷病手当金で10万円を計上いたしました。

21ページから22ページにかけまして、3款国民健康保険事業費納付金は県へ支払う納付金で、 医療給付費分、22ページの後期高齢者支援金等分、介護給付費分の合計で3億86万7,000円 を計上しております。

23ページ、4款1項1目特定健康診査等事業は、125万5,000円で健診実施機関への委 託料が主なものであります。

2項1目疾病予防費607万7,000円は、若年健診に係る実施機関への委託料と人間ドック 補助金が主なものであります。

24ページ、2目医療費適正化事業費143万7,000円は、会計年度任用職員1名の人件費のほか医療費通知等に要する費用を計上しております。

25ページ、6款1項償還金及び還付加算金は、前年度と同額の181万1,000円を計上しております。

27ページから31ページは、給与費明細書ですので、後ほど御覧ください。 説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長(太田伸子君) 日程第23 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について

ご説明いたします。

予算書34ページをお開きください。

第1条として、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,043万円と定めるものであります。

第2条として、一時借入金の限度額を1,000万円と定めました。

39ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、8,255万円で前年比240万円の増を見込んでおります。

3款1項1目一般会計繰入金225万8,000円、2目保険基盤安定繰入金は2,533万1,000円を計上しております。

40ページ、4款繰越金10万円、5款諸収入16万円はいずれも前年度と同額を計上しております。

続きまして、41ページからの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目徴収費154万1,000円は、保険料徴収に要する費用となります。

2目保健事業費72万円は、人間ドック補助金です。

2款1項1目広域連合負担金1億789万3,000円は、村が徴収した保険料と保険基盤安定 繰入金を長野県後期高齢者医療広域連合へ支払うものであります。

3款1項1目過年度還付金は、前年度と同額を計上しております。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長(太田伸子君) 日程第24 議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予 算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算に つきましてご説明いたします。

特別会計予算、44ページをお開きください。

第1条として、農業集落排水事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ563万6,000円と定め、令和4年度の当初予算と比べ169万9,000円の増額となります。

第2条として、一時借入金の最高額は150万円と定めました。

4.7ページをお開きください。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

1 款使用料・手数料は85万3,000円を、2款1項一般会計繰入金は472万1,000円を それぞれ見込んでおります。

4款諸収入は、野平地区からの償還金に対する地元負担金として5万2,000円を計上いたしました。

48ページを御覧ください。

歳出をご説明いたします。

1款1項1目一般管理費154万3,000円は、公営企業会計に移行するためのシステム改修 委託料が含まれております。

2目施設維持管理費229万4,000円は、処理場及び下水道管渠の維持管理に要する費用で 処理場運転管理委託料106万円余りが主なものです。

2款1項公債費、1目元金は156万円、2目利子は23万9,000円をそれぞれ見込んでおります。

50ページを御覧ください。

地方債に関する調書で、令和5年度末の地方債残高は1,288万6,000円となる見込みです。 説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算

議長(太田伸子君) 日程第25 議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算を議題とい たします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算につきましてご 説明いたします。

事業会計予算書52ページをお開きください。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入、水道事業収益を3億1,484万4,000円、 支出の水道事業費用は2億8,940万4,000円で2,544万円の黒字を予定しております。

53ページ、第4条は収益的収入及び支出の予定額で、収入を1億991万4,000円、支出は2億9,858万4,000円で、不足する額1億8,867万円は地方公営企業法の定めにより 損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。 54ページを御覧ください。

第6条の一時借入金の限度額を1億円、第9条の棚卸資産の購入限度額を2,000万円とそれ ぞれ定めております。

予算の実施計画を説明しますので、71ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、1款1項1目給水収益、水道使用料2億6,625万8,000円、3目その他営業収益として加入分担金900万円を見込んでおります。

また、2項営業外収益として有価証券の利息を350万円計上しております。

72ページを御覧ください。

収益的支出は、1款1項1目浄水費4,589万円は職員1名分の人件費のほか、主なものは、18節委託料2,044万4,000円が二股浄水場の維持管理に要する費用、25節動力費845万6,000円は二股浄水場の電気代で317万円の増額でございます。

2目配水及び給水費7,361万1,000円は配水管・配水池などの維持管理に要する費用で、 会計年度任用職員の人件費のほか、主なものは、43ページ中段になりますが、18節委託料 874万4,000円、水質検査や機器の点検、上水道台帳補正業務等で、21節工事請負費 839万3,000円は水道メーターの交換や漏水の緊急工事、25節動力費2,861万 1,000円は配水池等の電気料で1,280万円の増額でございます。

74ページを御覧ください。

4目総係費3,495万3,000円は、職員2名分の人件費のほか18節委託料1,325万9,000円は水道料金システムやメーター検針が主なものです。

次ページ中段、6目減価償却費は1億403万5,000円を計上、2項営業外費用では企業債の利息及び消費税で1,901万2,000円を予定しております。

76ページ、資本的収入になります。

1款1項分担金及び負担金は工事負担金で660万円、2項企業債は1億310万円を見込んでおります。

77ページは資本的支出です。

1款1項1目配水設備工事1億3,798万2,000円は21節工事請負費1億3,009万5,000円が主なもので、給水不良の解消、老朽管の布設替え、機器の更新や白馬駅前無電柱化に伴う工事を計画しております。

2目営業設備費825万2,000円は、計量法の規定により8年ごとに行なう水道メーターの 交換とメーターの購入費でございます。

2項企業債返還金4,916万円は、元金の償還でございます。

3項投資は、有価証券購入費として1億円を見込んでおります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算

議長(太田伸子君) 日程第26 議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算を議題と します。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関ロ久人君) 議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算につきまして ご説明いたします。

事業会計予算書80ページをお開きください。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は4億7,510万円、支出は4億5,970万円です。

81ページ、第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は4億1,710万円、支出は5億50万円で、不足する額8,340万円は地方公営企業法の定めにより損益勘定留保資金等で補填することとしております。

82ページを御覧ください。

第6条の一時借入金の限度額を3億円、第9条、他会計からの補助金といたしまして一般会計から3億3,550万円の補助を受ける予定でございます。

予算の実施計画を説明いたしますので、97ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、1款下水道事業収益、1項1目下水道使用料1億7,813万7,000円、2項2目補助金として一般会計から1億1,110万円、長期前受金戻入1億8,554万9,000円が主なものでございます。

98ページを御覧ください。

収益的収出では、1款1項1目環境費の主なものは、18節委託料233万6,000円でマンホールポンプの保守点検委託料等、25節動力費といたしまして汚水ポンプの電気料811万8,000円で400万円の増額でございます。

2目処理場費7,652万4,000円は浄化センターの維持管理に要する費用で、18節委託料が浄化センターの運転管理委託料や汚水・汚泥の処理委託料とそれらに係る動力費が主なものでございます。

3目総係費は下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、99ページ中段、18節委 託料は料金システムの保守管理や下水道台帳の補正業務546万9,000円を予定しております。 100ページでは、4目減価償却費2億7,899万7,000円、2項営業外費用では1目支払 利息3,547万円、2目消費税及び地方消費税として1,700万円を見込んでおります。

101ページは資本的収入及び支出の関係でございます。

1 款資本的収入の主なものは、1項企業債1億2,000万円、2項補助金として社会資本整備 事業交付金として3,550万円、一般会計補助金として2億2,440万円を計上し、3項負担金 としてし尿等下水道投入施設整備に係る負担金1,750万円を計上し、4項県補償金として駅前 の無電柱化による物件移転費として1,132万2,000円を見込んでおります。

102ページ、資本的支出について、1款1項建設改良費1億45万2,000円で、18節委 託料として無電柱化に伴う設計やし尿投入施設等基本計画設計業務を行ない、21節工事請負費と して無電柱化工事に伴う下水道管布設工事、2目処理場建設費で18節委託料ではストックマネジ メント計画や耐震診断を計画しております。

2項企業債償還金は4億4万8,000円を見込んでおります。 説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 予算特別委員会の設置について

議長(太田伸子君) 日程第27 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第24号までは、いずれも令和5年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第24号までの議案は、 議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定 いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月7日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日3月7日午前10時から本会議を行なう ことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

令和5年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和5年3月7日(火)午前10時開議

(第2日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和5年第1回白馬村議会定例会(第2日目)

- 1. 日 時 令和5年3月7日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第 1 番	丸 山 和 之	第 7 番	太	谷	修 助
第 2 番	増 井 春 美	第 8 番	津	滝	俊 幸
第 3 番	横川恒夫	第 9 番	松	本	喜美人
第 4 番	切久保 達 也	第10番	加	藤	亮 輔
第 5 番	加藤 ソフィー	第11番	丸	山	勇太郎
第 6 番	尾川耕	第12番	太	田	伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村		長	丸	Щ	俊	郎	副	木	寸	長		吉	田	久	夫
教	育	長	平	林		豊	総務	総務課長兼税務課長				田	中	克	俊
健康	福祉訓	果長	松	澤	孝	行	会計	管理	者会計	室長		長	澤	秀	美
建意	ひ 課	長	矢	П	俊	樹	観	光	課	長		太	田	雄	介
農政	文 課	長	田	中	洋	介	上	下水	道護	長		関	口	久	人
住 月	民 課	長	太	田	洋	_	教	育	課	長		横	Ш	辰	彦
子育~	て支援	課長	下	Ш	浩	毅	生涯	学習ス	ポーツ	課長		松	澤	宏	和
総務課長	補佐兼総済	务係長	鈴	木	広	章									

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

- 7. 本日の日程
 - 1)一般質問

1. 開議宣告

議長(太田伸子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(太田伸子君) 日程第1、一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は4名です。本日は通告された4名の方の一般質問を行ないます。

一般質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき 3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますの で、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番(加藤亮輔君) 10番、日本共産党加藤亮輔です。3月議会のトップバッターとしてやらさせていただきます。

今回、丸山新村長の初めての予算編成ということで、予算の方も非常に楽しみです。

3月になって急に春めいてきたというか、暖かくなりましたけれども、もう少し山の方は雪が残るといいかなというように感じています。

では一般質問をさせていただきます。

高齢者が安心して暮らせる社会保障制度を。

今回は3年ごとに改定される介護保険事業計画と、村の高齢者福祉計画について質問します。

この問題については2年前の2021年6月議会にも質問しています。その間、高齢化率の上昇が続いているにもかかわらず、後期高齢者医療、介護保険、国民年金などの社会保障の内容を低下させ、国民要望からかけ離れた大軍拡予算を閣議決定したり、利用者の負担を拡大するなど、公的社会保障制度に対して義務と責任の縮小を図る対応が目につきます。

そこで、今進めている計画が村民の暮らしにどのように影響するか質問します。

1、介護保険制度の基本目標は「地域包括ケアシステムの進化・推進」を掲げ「地域包括支援センター」が中心になって介護事業を運営していく仕組みになっています。2年前、老老介護や認知

症が増加する中、その対策組織である地域包括支援センターのネットワークづくりについて質問しましたが、この2年間でネットワークがどのように広がりましたか。

- 2、2024年からの第9期介護保険事業計画から、要介護1・2の訪問・通所介護を介護保険制度の給付から外して市町村が運営する「総合事業」へ移管することを財務省から提言され、社会保障審議会で検討し、実施の方向ですが、移管することで村民にどのようなメリットがありますか。
 - 3、認知症対策について伺います。

まず、認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員及び認知症サポーターの関係と役割分担について伺います。

また、認知症で老老介護の2人世帯の場合、買物、移動、掃除など、生活支援は週何回まで可能 ですか。また、その料金はいくらぐらいになるのですか。

- 4、高齢者福祉計画支援事業の案内冊子の配布を、21年6月議会の一般質問で要請しましたが、 行なわれていません。できない理由は何でしょうか。
- 5、高齢者の世論調査を拝見しますと、今以上の負担はノーと答える世帯が多数派となっている 状況です。国は憲法第25条に沿って無駄な予算を控えて、社会保障を増進すべきと考えます。

また、自治体の使命は福祉の増進です。この観点から県及び他の自治体と共同して、国に社会保障費の増額を発信すべきと考えますが、村長のご見解を伺います。

以上5点よろしくお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは一般質問 への答弁をさせていただきます。

加藤亮輔議員からは高齢者が安心して暮らせる社会保障制度について、5つのご質問をいただい ていますので、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、地域包括支援センターのネットワークについてでございます。地域包括支援センターは高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、原則1市町村に1か所以上設置されており、その数は全国で5,000か所以上になります。本村の包括支援センターでは高齢者等を地域全体で見守る体制づくりを順次進めており、白馬村見守りネットワークに登録している事業者も平成30年3月のスタートから5年間で31事業所が新たに登録し、現時点で79事業所まで増えてきています。実際にネットワークを活用した情報提供により、医療介護等の支援につながったケースも複数あります。

具体的に申し上げますと、金融機関からは何回も通帳の再発行に訪れる高齢者の情報から、医療機関への認知症の受診につながったケース、薬局からは服薬ができない高齢者を訪問したところ、激痩せしているとの情報から包括支援センターが介入し、最終的には老健施設の入所につながったケースがありました。

また、ボランティアが独居高齢者に定期的に電話をかけて安否確認を行なう仕組み、スマイル電話が昨年度から始まりました。現在は8人の方に電話をしていますが、来年度はボランティアを増やし、利用者の掘り起こしや電話回数などを充実させてまいりたいと考えています。

こうした活動に加え、多職種が参加して地域課題等について話し合う地域ケア会議などの開催等を通じ、関係者等によるネットワークの輪は、少しずつですが着実に地域に浸透してきていると考えています。

次に、2点目の要介護1・2の介護認定の方を市町村が実施する、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業へ移管された場合のメリットについてのご質問にお答えします。要介護1・2の総合事業への移行に関しましては決定しているものではなく、詳細等が判明しないため、どのようなメリットあるいはデメリットが生じるかについては、現段階ではお答えできません。

平成12年(西暦2000年)にスタートしました介護保険制度は、高齢者を取り巻く状況や社会のニーズに合わせて、3年に一度、これまで7回の法改正が行なわれてきました。平成27年の見直しでは要支援1・2の方の訪問介護、通所介護が総合事業へと移行されましたが、この当時の状況で申し上げますと、国では全国一律の介護保険サービスから市町村が行なう総合事業に移行することで、地域の実情に合ったサービスが提供されることになり、また市町村が報酬単価を設定できるので、介護保険サービスより自己負担が減るなどのメリットを強調していましたが、実際始まってみますと、市町村ごとに担い手不足や地域支援の違いから、使えるサービス等に格差があり、総合事業では継続して同じサービスを利用できないなど、必ずしも国が言うような理想的な結果ばかりではなかったことを申し上げておきたいと思います。

3点目の認知症施策に関するお尋ねですが、まず認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援 推進員、認知症サポーターのそれぞれの関係と役割分担でございますが、認知症初期集中支援チームとは、認知症専門医、看護師などの複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し初期支援を集中的に行ない、自立生活のサポートを行なうチームのことで、当県域では連携自立県事業の一つとして大町市に設置されています。

認知症地域支援推進員は市町村の地域包括支援センターなどに配置され、認知症の方に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において医療機関、介護サービス事業所などとの連携を図り、認知症の方やその家族に対して相談支援業務等を行なう認知症地域支援専門医の研修を受けた専門職で、本村では地域包括支援センターに1名を配置しています。

認知症サポーターは明確な役割があるわけではありませんが、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の方や家族に対してできる範囲で手助けをする方で、本村では今年度新たに179人がサポーター講座を受講し、累計1,300人を超える方に受講していただき、認知症サポーターとなりました。これら関係者が機能的に連携しながら、たとえ認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進してまいります。

後段の認知症の方を介護する高齢者2人世帯の生活支援サービスの利用回数及び費用につきましては、前提条件として要介護認定区分や所得により変わってきますので、一概に申し上げることは困難でありますが、要支援1・2の方にヘルパーが訪問して生活援助を行なう場合ですと、利用回数が週1、2回程度として費用負担は月額1,000円から2,000円程度になります。

いずれにしましても、利用者が利用する介護保険サービス、回数等についてはケアマネジャーが作成するケアプランにおいて適切に行なわれるものと考えています。

次に、4点目の高齢者福祉計画に関する支援事業の案内冊子の配布についてのご質問ですが、以前、議員からのご質問を担当課で検討させていただきましたが、当時はやはり個々のサービスの対象となる方が限定されており、また、ほとんどが介護等の相談の中で決定されていくという特殊性もあることから、全村的な案内の配布は見送らせていただきました。

しかしながら、現在本村の3人に1人が65歳以上の高齢者という状況から、今後、高齢者向けの福祉サービスへの関心も高まることが予想され、また、来年度が次期高齢者福祉計画の策定年度ということもありますので、再来年度をめどに高齢者福祉サービスガイドのような資料の作成を検討してまいりたいと考えています。

最後に社会保障費の増額に関するご質問ですが、社会保障制度は国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットであって、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生からなり、子どもから子育て世代、お年寄りまで全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものでありますが、現在の日本においては、他に類を見ない速度で少子高齢化、人口減少が進展しています。

国は令和5年度において、超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から医療介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題とし、特に2025年までに、75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要があるとし、さらに限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療介護ニーズの増大に的確に対応することで、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療、介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携のさらなる推進、医療、介護人材の確保等に力を注ぐといった基本的方針を示しております。

そして今後の社会保障改革の工程としては、まず足元の課題として、医療法人改革の推進、医療介護間での情報連携、早急に検討を進めるべき項目として、さらなる医療制度改革となる、かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けたさらなる取組、診療報酬や薬価改定に向けた検討、2025年度までに取り組むべき項目では、医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の普段の見直しや、地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化をするなど、具体的なスケジュールが示されております。このようなことから、国の予算を含めた社会保障改革に注視するとともに、地方負担を強いるような社会保障

費については、国・県への要請をするべきものと考えます。最近で言いますと社会保障全般になりますが、昨年の11月に長野県町村会より出しました、重点提案、要望書の中で国民健康保険及び介護保険について必要な財政措置や財政基盤強化を提案・要望しております。

以上となります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。加藤議員質問はありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) どうも答弁ありがとうございます。

5つの質問をしました。これで一番前進した4番目の高齢者福祉計画の案内冊子の配布について、ちょっと質問したいと思います。来年度2024年ですかね。3年、4年ですね。2024年度から第9期の計画が始まります。この2023年の中で審議がされると思うんですけれども、審議される中でやはりこの冊子についても、どういう観点で冊子をつくるかというところで、前回つくられた福祉計画高齢者福祉計画、やはり中身は文字ばかりなんですよね。で、読んでもらいたい人は高齢者の方ですから、前半の部分は簡略的に説明をされて、需要内容については、やはり詳しくどこでどういう形でやるかというところなどは文字を少し大きくするとか、イラストを入れるとか、何か読みやすい工夫をしていただきたいなと思っています。これでこれを配った後、やはり読んでもらうということが非常に重要ですから、そういうことも考えて作成していただきたいなと思います。

質問ですけど、この福祉計画のことを質問するに当たって、高齢者の方から要望を2点預かりま した。

1つは中に書いてある温泉施設利用高齢者等助成事業のことです。この事業については非常にありがたいという形で喜んでいるというふうにおっしゃいました。そこでちょっと欲かもしれませんけれども、利用券の配布をもう少し増加できないかという要望がありました。

2つ目はおむつの必要としている要介護者で、在宅で介護している方からですけれども、着替えとか洗濯とか、それから老老介護でお父さんがそういう状態だと、女性の方が大きな体をいろいろお手伝いするのは大変だということで、現在の助成制度では要介護4以上で非課税世帯に購入費の一部を助成する制度です。この制度を家族の負担をちょっと軽減するという意味も含めて、助成を拡大できないかということでちょっと2点伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。

まず1点目の温泉券の拡大についてのご提案です。現在、温泉券につきましては、申請月を含め、 1月に1枚400円の助成券を最大12枚交付しております。1回あたりの助成額を増やしてほしいという要望もございますので、どういった形がいいのかお聞きしながら、どういった支援ができるのか拡充については検討してまいりたいと考えております。

次の家族介護用品の補助対象者の拡大についてのご提案でございます。拡大した場合どの程度で

すね、費用的な負担が増えるのか、とかそういった試算をしながらこれについても検討してまいり たいと思っております。以上でございます。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) では引き続いて、今度認知症対策のところの質問を先にしたいと思います。普通、身体介護などで介護を必要とする人なんかはどちらかというと要介護3という基準以上というふうに伺っていますが、認知症の介護者の方も同様に、要介護3以上にならないと施設に入れないのか、認知症の場合はちょっと緩和されているのか、その辺はどのような状況なのか伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) それではお答えします。

認知症の方の入所に関するお尋ねございますが、まず特別養護老人ホームの入所につきましては、現在、原則要介護度3以上でなければ申し込みもできないし、入所もできないということになっております。ただ認知症の方は介護度の認定の中でその認知症も含めての判定になりますので、その辺は申し上げておきたいと思います。認知症の方も原則要介護度3以上でないと、施設の入所はできないという形になっております。以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) これは先ほどの答弁の中で認知症の地域推進員、白馬村に1人配属しているということをお聞きしました。これでまた認知症推進員の方が仕事として軽度の認知症患者をサポートする、サポーター養成講座などの普及啓発事業を行なっていますが、この1年間で何回ぐらい実施したか、先ほど全体の卒業生は1,300人でしたかね、ぐらいいるということなんですけれども、実際、この支援センターと一緒になってサポーター登録、そこへサポーター登録して認知症の方のサポーターを実際行なっている人はこの1,300人のうち、何人ぐらいいらっしゃるのか伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 認知症サポーターとの関係についてお答えいたします。昨年度、今年度ですね、令和4年度では認知症サポーター養成講座の方は年6回開催しております。受講者数、今年度については179人の方に受講していただき、複数回受講されている方もいらっしゃいますので、先ほど村長答弁の方では1,300人を超えると申し上げましたが、複数回の方も含めて3月末ですね、まだ終わってませんが3月時点で、1,560人の方にサポーターになっていただいております。サポーターについては、それも村長答弁にございましたけれども、できる範囲で認知症の方に理解していただいて見守っていただくということで、そういうことから考えると1,560名の方がサポーターとして活動していただいていると考えております。以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) もう少し認知症のことについてお伺いします。村の高齢者福祉計画の 4ページに要介護状態になった原因の38%が認知症からと、また介護認定者382人の中の 70%、264人ですけど、の方が日常生活に支障を来す自立度2以上の認知症高齢者です。また その中の88人は、自立が困難な区分3以上の認知症高齢者と報告されています。

そこで質問ですけど、この区分2以上の264人の認知症者、この方々が在宅介護と施設介護に それぞれやられていると思うんですけれども、施設介護に入所している人は何人でしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) お答えいたします。認知症自立支援の2以上の方、264人の方ですが、在宅で介護されているのか、施設の方に入所しているかについては申し訳ございませんがデータを持ち合わせていないため、お答えすることはできません。ただ現在、要介護の3以上の方については比較的待機なしでですね、施設の方に入所ができるということになっておりまして、以前に比べてですね、施設の方の入所の方もかなりあのハードルが低くなっているのかなということは考えております。以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) データがないということで仕方ありませんけれども。ちょっと質問を変えますけど、今白馬村の認知症者の割合ですけど、先ほど言いましたようにこれは令和2年の数値ですけど264人です。これが75歳以上の高齢者の人口1,328人で計算しますと19.8%で5人に1人ぐらいと、それから65歳の高齢者2,734人を基準にしますと9.6%で10人に1人が認知症と、先ほど言われたように家族の方が見守っているのが多いのかな、この認知症区分3の人、88人ぐらいが施設に入っているのかなというふうに想像しますが、この要介護1・2とか3・4・5ってありますけど、とりあえず要介護1・2を今度、介護保険から外して総合事業へ移行するということも出ていますから、要介護1・2というのはどのような症状の方をいうのかちょっと説明願います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 要介護1・2の方の状態についてということでお尋ねでございますが、介護認定には要支援1から要介護5までの7段階ございます。要介護1・2は要介護の区分の中では比較的軽い方かなとは思うんですけれども、一般的に要介護1の方については食事や排泄など基本的なことはできるが、生活の一部で介護サービスが必要な状態の方とされております。

また要介護2の方につきましては、家事や買物などの日常生活の動作に加え、食事や排泄など身の回りのことについて部分的な介護が必要となる状態の方で、要介護1と比べて自分でできないことが増えてきているような方のことを言うということでご理解をお願いいたします。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。はい加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) あまり具体的な回答、答弁じゃなかったもので私もこの質問をするに当

たって症状がどんな状況かということをインターネットを通じて調べました。

医者の山田智さんという方の報告が載っていましたのでちょっと紹介しますけど、この医者の山田智さんは要介護1・2の具体的な症状としては、いつも行っていた場所に迷う、買物が小銭を使えない、自分で電話をかけることができない、薬をもらってもどれを飲んでいいかわからない、飲んだことを忘れることがある、すぐに大声を出したり怒りっぽくなる、食事をしたことを忘れる、などの症状が考えられると指摘しています。

今、課長が言われたように、やはり日常生活を送る上で部分的に介護を必要としている。四六時中介護を必要とはしないんだけども、やはり生活していく上では介護が必要であるということです。これで一人暮らしの高齢者の場合ね、夫婦でいる場合は、見守りはできるんですけども、一人暮らしの高齢者で介護1・2、まあ1は良しとしても、2ぐらいの段階になった場合は、これは先ほどのように見守りする人がそばにいませんから、施設に入れるのか、それともやはり2では駄目なのか、その辺はどのような取扱いを今されているのかお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 要介護1・2の方の独居の方についての施設入所に関するお尋ねでございますが、こちらについても原則は要介護度が3以上必要になってまいります。ただ特例入所ということで、養介護3未満の方についてはそういった申し込みもできます。ただ制度としてはあるんですが、実際ですね、施設には入れてその特例入所の入所というのはなかなかできないという状況になってございます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 次にちょっと認知症を外れて地域包括支援センターのことについて伺います。

先ほど地域包括支援センター、この2年間で活動が拡大したというような答弁でした。その中で 具体的に、課長が覚えている範囲で結構なんですけど、この1年間でその支援センターへの相談件 数がどれぐらいか、それからどういう内容の要望が多かったか、その辺の報告をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 包括支援センターに寄せられる相談の中でですね、令和4年度についてはまだ取りまとめできてませんので、令和3年度の実績でお答えしますが、相談件数は延べ件数で1,374件です。実件数で言いますと388件になりますが、1件で複数の相談がありますので、それぞれカウントさせていただいております。

実件数とは一致しませんが、包括支援センターに寄せられる相談で一番多い相談については、やはり介護保険の相談ということで、新規の申請から始まってサービスについてのご相談が一番多いです。件数では514件。ついで、医療に関する相談で241件と続きます。その後はですね、生

活問題経済的な問題に関するご相談が増えています。複合的な課題を抱える、いわゆる困難事例と 言われるような件数が最近では特に増えているなというような感じはしております。 以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 地域包括支援センターの4つの仕事ということについては、この北アルプス広域連合が発行している第8回介護保険事業計画の中にも書いてあります。今、介護申請と、それから医療の問題とそれから経済的な問題が多いというような報告でしたが、これ今白馬村の場合、この支援センターの仕事をしている方は、体制というかね、何名で行なってこの4つの介護要望支援と必要なサービスの紹介などの相談活動とか、成年後見人とか、虐待の問題、それから担当地域の医療、保険、介護の問題解決というこの4つの問題を何人ぐらいの体制で行なっているのか、人数的には先ほど言われましたように割合相談件数も500件からの相談件数があって、1回の訪問じゃなくてやはり2回、3回と訪問されて対応しているということなんですけど、課長以下何名で行なっているんですか。

よろしくお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 地域包括支援センターの人員体制についてお答えをいたします。白馬村地域包括支援センターには先ほど申し上げました、認知症地域支援推進員が1名、生活支援コーディネーターが1名、こちらがいわゆる三職種と言われる主任介護支援専門員が1名、保健師が1名、社会福祉士が1名、そこに私センター長ということになっていますが、兼務で私1名、総勢6名の人員体制で包括支援センター業務に当たっております。

主に虐待等につきまして、権利擁護の関係になりますが、そちらにつきましては社会福祉士が主になって行ない、一般介護予防の関係は保健師が主になって行ないます。地域課題を話し合ったりする地域ケア会議に民間の居宅介護支援専門員に対する指導的な立場としまして、そちらの業務については主任ケアマネが実施していくような状況でございます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 6名で行なっているということなんですけど、先ほど言いましたように 地域の中に介護を受ける人と、それからそれを支える家族の人たちがいます。その地域の中にはそ のセンターの係というか、支部というか、つなぎ役というか、そういうものは地域の中にあるのか ないのか、それはどういう組織立てになっていますか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 地域包括支援センターにつきましては、高齢者3,000人から 6,000人につき1か所、あと中学校区域を基準に1か所ということで白馬村では1か所設置し て、包括支援センター業務を行なっております。そういった意味ではですね、基準満たしてますの で、ほかに地域包括支援センターのサテライト的な場所を作ったりとかということは今のところ実 施しておりません。

ただ、地域とつなぐ役割でいえば、民生委員さんがいますので、民生委員さんにそういった役割を担っていただいて、何かあれば包括の方に連絡していただくような形、体制をとってございます。 以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) 組織的なことが少し分かりかけてきたんですけど、ここでちょっと話題を変えて私もちょっと参加した会議というか、それについてちょっと報告します。

会議に参加して一番最初に2025年問題という形でどんと提示されました。これで続いて後期高齢者が2,200万人を超す国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が後期高齢者、65歳以上5人に1人が認知症、私たち自身が健康であること、それは若い世代に負担をかけないためだというような形で、冒頭このプロジェクターを使って話し合いが持たれたんですけれども、鳥取県のご近所福祉クリエイター坂井保さんという方がやって長野市で講演会があって、その続きで白馬村まで足を伸ばされたというようなことをお聞きしました。高齢者問題についてわかりやすく解説されましたが、参加者が10人ぐらいで非常にもったいないなという感じがしたんですね。だからこういう話を広く広報しなかった理由は何かということと、役場の職員も2、3人参加されていましたから、その職員の方の感想などは伺っているかどうか、またどんな感想があったか併せて教えてください。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 坂井保先生につきましては、白馬村の方にも何回か足を運んでいただいて、地域づくりから講演会の方を開催していただいております。今回はコロナ禍の影響もございまして、先ほど申し上げた広域でやってます介護人材養成講座を受講されていただいた方の中から規模を限定して開催をさせていただきました。来年度以降はまたコロナの原因で規制も大分緩和されて通常に戻ってまいりますので、全村民を対象に募集してまたこういった機会は設けたいと思っております。

参加された方の感想ということですけれども、こちらについてはですね、今、取りまとめを包括 支援センターで行なってますので、それを見させていただきたいと思いますが、現在のところで把 握しているものはございません。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) では私の方から坂井先生の講演会についてちょっとお知らせします。坂井先生は鳥取県の方みたいです。やはりご近所福祉クリエイターといって、年に200回から

300回ぐらい講演をしているというふうにお聞きしました。先生自身が一番中心的に活動している内容ですかね、そういうものは最後にプロジェクターで映し出されたんですけれども、やはり地域の触れ合いが重要だと、特に高齢者は自分の足が衰えたということと車を運転しない、車がないということで、出歩かない。そのことがやはり体力の低下につながって介護状態に入っていくというようなことで、やはり社会参加をする状況をつくると、それから同じ世代の方たち同士で話すよりも、他世代、要は70代だけの集まりじゃなくて、30代、20代の方と70代、80代の人と話し合う、それから異世代、特に若い子たちも時たま、それこそ小学校中学生と80代の方と話す、そういう交流を月に1回じゃなくて、週に何回もやるというような仕組みをつくることがやはり村行政には大切ですと、そういうことをしっかりやっている地域はやはり認知症の発生が少ないし、介護にかかる人も少ないというふうにしています。

それで白馬村にも、この高齢者福祉計画の中に社会参加による生きがいづくりの推進事業という ものがあります。この中で親睦や交流、学び、働きを通じて社会参加を果たすことで生きがいを感 じられる暮らしをすることを目指しますという事業目的がかかっています。この事業について、健 茶会とかそういう感じの事業ですか、そういう事業の参加者は年々増加しているのか。それから減 少しているのかというところをまずちょっとお聞きします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 健茶会に参加する人数についてお答えします。やはり健茶会の方もですね、高齢化が進みまして、なかなか参加する方がいないということで人数的には減っている。 今、その人数を増やすような取り組みを考えて実施をしているところでございます。 以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番 (加藤亮輔君) 健茶会だけじゃないんですけれども、いろいろな事業がここにも8つばかり書かれています。こういうものが書かれていても、やはり高齢者の手元に行っていないということで、どういう集まりがあるのか、どういうことをやっているのかということさえも知らない高齢者の方がきっと多いと思うんですね。先ほど今後こういうものをきちっと作って高齢者に配布するということを言われたので、その点はありがたいというか、高齢者にとっての活動としては一歩進むと思うんですけれども、この生きがいづくりの事業ですね、何かこのままでは坂井先生が言っている事業にはならないと思うんです。これはただ高齢者の方がちょっと集まっておしゃべりするというだけのことで、交流は少しはできますけれども本当の意味の認識を拡大するというか、劣化されないようにする事業ではないような感じもしますので、もう少し先ほど言いましたように年齢の違う人、そういう人も参加できる。それから子どもたちにも参加をできるようなそういういろんなアイデアをもとにグループづくりを行なうべきだと思うんですけれども、先ほどこの坂井先生の講演を聞いた中で感想はないと言われちゃったもので、ちょっと二の次がないんですけれども、こ

ういう参加された人なんかは私以上に勉強された職員ですから、坂井先生の話を聞いてこういうやり方がいいなという思いはきっとアイデアも出てくると思うんですよね。だからそういう人を交えてここに書いてある生きがいづくりの事業じゃなくてもう少し形を変えた事業、そういうものをやっていただきたいんだけど、私の思いつきで言えばこれ少しやっているんですけれども、小さなグループで読み聞かせをするとかね、それは今現在もやっているんですけれども、もう少し大きく組織する、高齢者の方が読んで聞かせて、小さな子どもと、それからその子どもと一緒についてくる保護者との交流をもう少し密にしていくということとか、スポーツについてでも、高齢者の方でも立派な技術を持った人がたくさんいますから、そういう人を組織して低学年の子どもたちに教えるとか、中には20代、30代の現役のバリバリの人のコーチをするとか、そういう仕組み、いろんな形でスポーツクラブに入っていない、もう少し趣味よりもちょっとレベルアップあるんですけれども、そういう方も含めて高齢者を役に立たせる、役に立っているんだという、そういう活動をすることが重要ではないかと思うんです。だからそういう組織を、ただ単に高齢者だけで集まるんじゃなくて、そういう組織をつくっていただきたいんだけど、そういう考えはないかどうか、この範囲でやっていくのか、ちょっとお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長(松澤孝行君) 私からお答えをいたします。通いの場等につきましては、先ほど申し上げたとおり高齢化等によって参加者も、数もそうですけど、今減少傾向にあります。加藤議員の方からご提案がありました、世代間でできるような交流ができるような場所につきましては、いくつかご提案いただきましたスポーツの関係でしたら、生涯学習スポーツ課、あと子育て世代になれば子育て支援課等になるかと思うんですけども、そういったところ、庁内でもですね、連携しながら検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁を含め4分40秒です。質問はありませんか。加藤議員。
- 第10番(加藤亮輔君) 時間ありませんからちょっと村長にお伺いしますけど、私自身は社会保障制度が私が青年時代、それからばりばりで仕事をしていた時期と私は今度後期高齢者になりました。それを比べるとね、やはり社会保障制度そのものが、国自体がやはり自分のことは自分でやれというような考え方が主流になってきたというというか、そういう押し出しが強すぎて公的な支援を受けることをためらう国民、村民が何か増えてきたような気がします。それでやはり国の在り方として、それからまた先ほども言いましたけど、憲法上の25条のことも含めて日本社会はやはりみんなで面倒を見ていくという共助がやれないときは国が面倒を見るよというような考えが主流であったと私は思っています。

それはずっとここへ来て減少してきたと思うんですけれども、若い村長はその辺まずどのように

考えますか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 国の方の動きというところで言いますと、やはり時代がかなり変わってきておりまして、特に少子高齢化というところの人口動態というところが大きくこういった制度には影響してきているところはあるというふうには考えますが、ただそうした中でも相互扶助の精神は変わらず必要ですし、村行政としましてはきちんと福祉を幅広い世代に福祉施策を行なっていかなくてはいけませんので、先ほど来、加藤議員から出ております、特に高齢者の方々への福祉というところは、今後も引き続き力を入れていきたいというふうに考えておりますし、その中でもやはり限られた人材、時間、財源というところがありますので、優先順位をつける中で効果的に配分する必要があるというふうに思っています。

先ほどの多世代交流ということに関しましては、白馬村第5次総合計画は多様であることから、 交流し、学び合い、成長する村を掲げておりますので、確実に進めていかなくてはいけないことだ と思いますので、何か組織や会や施設を増やすということになりますと、しっかり検討していかな くてはいけませんが、現在あるものの中で多世代交流が図れるような工夫をしていくということは 特にコロナ明けの今できていくことだと思いますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに 考えます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。残り1分20秒です。質問ありませんか。加藤議員。

第10番(加藤亮輔君) ではこれで最後にします。先ほど言ったように、5人に1人が認知症になるというのはやはり異常だと思います。これ以上やはり認知症を増やさないように、国から自治体がやはりいろんな予防事業を行なうべきだと思います。本当に多様な、多彩な予防事業を行なって、これ以上の認知症患者を増やさないようによろしくお願いします。

以上で私の質問を終わりにします。

議長(太田伸子君) 質問がありませんので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前11時02分 再開 午前11時07分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番(増井春美君) 2番増井春美です。通告に従いまして、地域の防災・減災力向上の取り組 みについて質問させていただきます。

この防災・減災については、昨年6月の定例会におきまして質問しております。丸山村長が本村の防災・減災について、どのようなお考えか、これからの取組をどのようにされていかれるのか、

期待しているところでもあります。昨年質問した内容と一部重なるところもありますが、ご容赦い ただきたいと思います。

さて、先月の6日、トルコ南部で発生した大地震で確認された死者数は、隣国のシリアと合わせて5万人を超えました。そのほとんどが建物倒壊による圧死、窒息死であるとの報道がされております。この寒さの中で避難生活の長期化に伴う生活環境悪化で寒冷死も心配されているところです。 我が国においても、阪神淡路大震災、熊本地震などで木造住宅の建物が倒壊し、圧死、窒息死による多くの死者が出ております。改めて、自然災害の恐ろしさ、命を守る大切さを感じているところです。

建物倒壊がなければ、避難所に行くこともありません。本日の質問が、本村の防災・減災向上の 取り組みのきっかけになればというふうに願うところでございます。

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。白馬村は、地震をはじめとする自然災害を多く経験していますが、災害に対する村民の意識や知識は十分であるとは言い難いように思います。行政は、地震・洪水・土砂災害等による災害時の備えを記載した「白馬村防災マップ」、「ハザードマップ」を平成30年6月に村内2,954世帯に配布をしました。また、「白馬村防災ナビ」や「戸別受信機」、「屋外スピーカー」など複数の媒体を活用して、大災害に備える体制をとっております。さらには、国・県の指針により、平成31年3月に「避難所運営マニュアル」、令和2年3月に「白馬村避難支援プラン(全体計画)」・「白馬村観光運営マニュアル」、4月に「白馬村耐震改修促進計画」、令和4年2月に「白馬村国土強靭化地域計画」などを策定し、整備をされてきました。

しかしながら、2019年(令和元年)末から、新型コロナウイルスの感染の流行により、自主 防災組織、災害支え合いマップの更新などの事業が停滞しているように感じております。多くの市 町村において、行政の防災専従職員がいない中で、防災・減災対策の推進を日頃から取り組みが必 要なことを考えると、現行の体制は問題があると言わざるを得ません。自主防災組織等を強化し、 地域の防災・減災向上の取り組みが必要であると考えます。

そこで次の質問をいたします。

「白馬村国土強靭化地域計画推進計画」、取り組むべき事項について。

- 1、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について耐震基準・耐震改修を促進するため、その必要性に応じて普及活動を行なうとともに、助成事業の実施に努めるとありますが、実施状況をお伺いします。
- 2、防災お出かけ講座や防災マップの作成により、日頃から危険箇所や避難場所等の周知を図るとありますが、どのような周知をされていますか。
- 3、各自主防災組織が相互に交換する場所を提供することにより、連携を強化し、自主防災組織 の活動レベル底上げにより、組織全体の整備等を進めていくとありますが、進捗状況をお伺いしま

す。

- 4、災害時の情報ツールとして、登録制メール、防災アプリの登録を促進するとありますが、促 進状況について伺います。
- 5、避難行動要支援者の避難支援を具体化する方法として、「災害時住民ささえ合いマップ」の 作成により、要支援者がどこに住んでおり、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報を明 確化し活用することで、住民の支え合いによる地域づくりの推進をするとありますが、各行政区の 更新状況を把握していますか。
 - 6、避難所運営マニュアルは有効に活用されていますか。

最後です。 7、地区の防災・減災力の向上のため、防災士(ボランティア)を育成する考えはありますか。以上で1回目の質問を終わります。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 増井議員から、地域の防災・減災力の向上について、7項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず最初の住宅耐震化の助成事業でありますが、村では将来発生が予想される大規模地震に備えて、国の住宅建築物安全ストック形成事業、県が実施する住宅建築物耐震改修総合支援事業を活用し、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成を行なっています。この制度は、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造家屋が耐震診断の対象で、耐震診断士が行なう診断結果に基づいて補強工事を支援するものであります。

事業実績でありますが、平成30年度から令和4年度の5年間で耐震診断が2件ありましたが、耐震改修はございませんでした。なお、耐震改修事業を最後に実施したのは、平成28年度に1件であります。本事業は村の単独事業ではなく、国の補助金を活用していることから、国費の予算要求時期と住宅所有者の耐震化工事のタイミングが合わず、住宅所有者にとっては使いにくい事業であるというのが実情です。

また昨年度、国の要綱改正により、住宅の建て替えにおいて省エネ基準とすることとされたため、 県では新年度から除却補助を創設し、建て替え補助を廃止する代わりに、信州健康ゼロエネ住宅助 成金の活用を推奨するようになります。

村としても、住宅所有者が使いやすい制度になるように県へ働きかけるとともに、防災という視点のほか、省エネやゼロカーボンなど、新たな視点からの住宅改修策にシフトする時期に来ているものと考えています。

次に、2番目の住民の避難行動に関する周知についてでありますが、今年度、姫川砂防事務所が 野平地区のハザードマップを作成したことから、野平区と地元消防団、姫川砂防事務所、村の建設 課も加わって避難訓練を実施しました。令和5年度にも同様の試みを他の1地区で予定していると ころであります。また、地区や学校等の希望による説明会や出前講座につきましては、今年度は実 施要望がございませんでしたが、来年度以降も引き続き働きかけてまいります。

防災マップにつきましては、昨年12月、水防法の改正に伴い、避難情報や想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等が変更されたことから更新しており、行政ホームページや防災アプリ内で公開しています。このことにつきましては、12月に開催した区長会議において、区民の皆様への周知と各家庭の避難行動等の確認に活用してほしい旨をお願いしたところであります。

また、私自身も11月に開かれた、姫川砂防事務所開設80周年記念シンポジウムの中で、白馬村防災ナビを紹介させていただくなど、機会あるごとに周知に努めているところです。さらに今後、出水期に入る6月ごろに、周知活動の強化期間を設け、周知の徹底を図る予定であります。

次に、3番目の防災組織体制の整備でありますが、今年度は新たに、どんぐり区が自主防災組織を立ち上げたことから、村内では27組織となりました。残る3地区につきましても、規約の作成や運営について相談に応じるなど、組織の立ち上げについて支援しているところであります。

組織の強化につきましては、自主防災組織防災資機材購入費補助金により防災資機材購入を支援 しており、今年度も2地区において実績がございました。コロナ禍の影響により、集会型の訓練等 が実施できず、連携強化に資する活動ができませんでしたので、コロナも収束に向かいつつある中 で、来年度以降は訓練や研修会を通じて連携強化を図り、活動レベルの向上につなげていきたいと 考えています。

次に、4番目の情報伝達手段の状況でありますが、本年2月末の防災情報メール登録数は352件で、昨年6月時点では283件でしたので、69件増加しています。同じく、本年2月末の防災アプリのダウンロード数は2,462件で、昨年同期から930件増加しています。周知につきましては、行政ホームページや広報白馬への掲載、ケーブルテレビなど各種媒体のほか、防災訓練や各地区の総会等に出向く予定でありましたが、コロナ禍の影響により、思うような対面の活動ができず、インターネットを使った周知が中心になりましたので、来年度につきましては、この点も解消されるものと考えています。

次に、5番目の災害時住民支え合いマップについてのご質問ですが、災害時住民支え合いマップ 作成事業につきましては、村から白馬村社会福祉協議会に業務委託し、地区におけるマップ作成を 支援しているところであります。昨年度末現在でマップを作成していない地区は、行政区全30地 区のうち4地区でありましたが、昨年7月8日に未作成の地区の役員さんをお招きして勉強会を開 催しましたところ、3地区でマップを作成していただき、残り1地区も作成を検討中でありますこ とから、ほぼ全地区でマップの整備が進んでいる状況であります。

また、各地区の作成済みマップの内容更新につきましては、1年に1回、地区役員をお招きしての研修会を開催し、マップの更新をお願いしておりましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会が開催できずに、各地区の更新状況が把握できていないのが実情です。しかしながら、来年度は研修会を開催し、各地区のマップ更新を促していきたいと考えています。支え合

いマップの作成や更新は、個人情報の取扱いという面から、作業はなかなか難しいものがあるかと 思いますが、議員ご指摘のとおり、住民の避難支援を具体化する手法として重要でございますので、 各地区から支え合いマップについての相談等がございましたら、村健康福祉課と社会福祉協議会で 随時支援してまいりたいと考えています。

次に、6番目の避難所運営マニュアルについてですが、村では避難所の円滑な開設及び運営のために、具体的な避難所の開設方法や運営手順などの指針を定めたマニュアルを平成30年度に策定しました。マニュアル作成以降、実際に避難所を運営したことはありませんが、有事に備え、令和元年度に区長を対象に避難所の設営訓練を実施しています。その後は、新型コロナウイルスにより訓練が実施できない状況です。

また、浸水想定区域の広がりや感染症対策に関する考え方の変化により、新たな避難の考え方が示されていますことから、避難所運営マニュアルの更新も必要になってきている状況であります。

最後に、防災士の育成についてでありますが、防災士は社会の様々な場で防災力を高める活動を 普及させ、そのために知識や技能を習得したことを、日本防災士機構が認証する民間資格でありま す。

防災士資格の取得によって特定の権利が得られる、または行動が義務付けられることはありませんが、最近では自主防災組織や学校、職場に配置する事例が各地で広がっています。日本防災士会の活動理念には、地区の防災力の向上に努め、防災共同社会の実現に寄与する、災害の事前対策、応急対策、地区防災計画の策定等実施に指導的役割を果たす、とあり、村の防災対策の推進方針と合致するものであります。

本村の防災士の資格取得状況ですが、防災士会大北支部の会員の方に伺ったところ、村内では3名の方が大北支部に加入しているとのことです。未加入の防災士もいらっしゃるようですが、その数を把握することはできていません。大北管内では、池田町が町の防災士会事務局を担っており、20名の防災士が加入しているとのことでした。日本防災士機構のホームページによりますと、県内では3自治体が資格取得に係る助成を実施しているようです。現在のところ、村として助成金を支給する予定はありませんが、防災士として認証される方が増えることは、地域防災の底上げにもつながりますので、周知に関しましては実施していきたいと考えています。また、消防団の分団長以上の経験者には、資格取得要件の特例があるとのことですので、消防団を通じた呼びかけも行なう予定でいます。

議員のおっしゃいますとおり、防災には自助・共助・公助の考え方があり、公助には限界があります。記憶に新しい神城断層地震の際には、被災された地域の共助の力が地震による犠牲者を出さなかったことにつながったことから、白馬の奇跡と称賛されました。その経験を風化させることなく、本村の防災・減災力の向上を図るべく、防災担当課のみならず、全庁体制で防災・減災意識を持った行政運営を行なうことが重要であると考えています。さらにその上に、防災知識を持った防

災士や自主防災組織を中心とした共助が加わることで、本村の防災力もさらに向上するものと考えています。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) それでは、再質問、1番目をさせていただきます。

昨年ですね、私は前村長に答弁をいただいています。住民の地域防災力を向上するための考え方 について、少し長くなりますが、答弁内容を読ませていただきます。

過去の経験から、大規模広域災害が発生した際には、行政の施設が被災し、行政機能が麻痺することがあります。災害被害を少なくするためには、地域住民一人一人が、地域が主体に防災活動に関わることが重要であります。そして、地域による防災活動を推進してきましたが、さらなる地域防災力の向上が必要であると感じております。村では、防災力向上のためのチェックシートやマニュアルを作成し、自主防災組織の現状を把握することで、組織の課題の洗い出しを考えております。現状の把握後には、活動の訓練の計画について、立案を担当課と自主防災組織が共同で行なうことで、防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

いずれも考えていることなんです。考えているという答弁なんですけれども、担当課にその後の 進捗状況をお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) ご答弁いたします。

昨年6月の答弁かと思いますけれども、新年度にそういった防災訓練等の機会がございます。来年度、大きなところでは、10月6日に国交省が主催になりますけれども、5年に1度の大規模土砂災害防災訓練もございますし、毎年小谷と交代に行なっております訓練、秋に行なわれる訓練、来年度は秋季火災予防運動と消防・防災訓練というものであります。こういうものを計画する中で、以前のように、コロナ禍前のように地域の方を巻き込みながら、または我々の本部体制を見ていただくと、この中ではどんなことが行なわれるか、そのことを見ていただく、そういったようなものをこれから企画立案してまいりたいと思います。

さらに、コロナ禍の折には数年は、各地区の方から地区の避難訓練への我々の支援、実際に職員が行くだけではなくて、北部広域消防署の方の呼びかけの橋渡し、あるいは資料の提供、こういったものもまた春の区長会議等で、区長の方に真摯に丁寧に説明いたしまして、そういったものがコロナ以前に戻りますように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) それでは、自主防災組織についてお尋ねをいたします。本村の自主防災組織は、主に行政区の規模で地域に住んでいる住民により設営運営をされています。大規模災害時に

行政機関による公助が困難な場合、自助公助の機能を発揮する組織として位置づけられております。 地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るとの意識に基づき、自主的に結成し自発的な防災活動を行なっている組織であります。本村の防災・減災の取り組みの課題について、どのようなお考えか、そして今後どのような支援をしていくかを伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) 自主防災組織につきまして、ご答弁をさせていただきます。 これもコロナ禍前の話になるわけですけれども、当然各地区によって訓練の仕方、あるいはその密度等も違っておりました。また同じ地区であっても、その時の区長さんの考え方ですとか、消防団の方も分団長がその地区にいる時、いない時によって違いはあったかと思います。ただ、この自主防災組織につきましては災害対策基本法におきましても推奨されている組織でございますし、またその充実に努めなければならないというところが行政の責務として謳われているところでございます。こちらの方もですね、できれば村内の各地区の取り組みみたいなものをですね、事例集を作るというと大げさな話になりますけれども、過去の例を紹介したりですね、また今のインターネット等で各地区の事例みたいなものも出ておりますので、その行政区にあった取り組み、または毎年同じことをやってもマンネリ化しますので、何かそういったものをスケジュール的なものを、年度計画的なもの、こういうふうなことを毎年やっていったらどうですかというようなものをできたら一番いいのかなと思っております。

各地区の方もいろいろな各地区の悩みだけではなくてですね、行政からお願いしているようなこともたくさんありますので、区長さんの負担にならないようにですね、支援できるところは支援していきたいと、そういうふうに思っているところです。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) ありがとうございました。実は私もインターネットでちょっと調べまして、自主防災組織の課題というのがですね、ちょっと古いんですが、平成29年1月、消防庁のですね、自主防災組織の人材育成についての検討委員会というのがありまして、その報告会の資料があります。ちょっとご紹介をいたしますと、先ほど課長が言われたようにですね、地区によって差があるという、温度差があるということで、その辺が活性化の課題であるというようなことも一つ入っておりますし、区長ですけども、だいたい1、2年で交代するということで、継続的な取組がされていないというようなことも言われております。実は私の住む区なんですけど、行政区なんですけども、このコロナ禍の3年間、ほとんどこの防災に関する引き継ぎがない状況でございました。他の地区はやられているところもあると思います。

それとですね、これは行政側のことを書いていると思うんですけども、行政が自主防災組織に防 災意識を高揚させるための施策がないというようなことを書かれておりまして、そのために住民の 防災意識が不足しているんだというようなことがございました。

それともう一つはですね、支援する側の防災担当職員が恐らくお一人で兼務をされていると思うんですけども、不足していることによって地域への支援が不足をしているというようなことが、それによって村民の防災意識が不足してニーズが把握できないというようなことが消防庁の報告でなさっておりました。

そこで次の質問に移ります。耐震診断、耐震補強、改修についてお伺いいたします。耐震改修促進計画によりますと、令和3年度現在、村内の住宅総数は4,041戸。耐震化率は推計で81.1%。令和7年度の目標は92%とされています。昭和55年以前に立てられたもので、既に耐震性を有するものと推測されるものや、既に耐震改修済みのものを除くと、恐らく764戸が今回の令和7年度までの普及啓発の対象になるかと私は思っているんですけども、この令和7年度までの目標、この3年間の間、5年度から7年度まで、3年間に重点的な取組の施策はどのようなものか。これは耐震計画の中で、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムというふうに書かれてはおりますけども、その行政の方、ちょっとご紹介をいただきたいと思います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) ご答弁いたします。

耐震化の関係ですけども、今、議員さんがおっしゃいました耐震改修促進計画、こちらの方で令和7年度の目標値として記載してございます。計画策定時、住宅につきましては81.1%、これに対しまして推計では恐らく82.4%ぐらいなんだろうと。これは過去の耐震化された家の数等から見て、3軒程度が耐震化されて82.4%になるだろうと。

ところが、国、県から求められている、先ほど議員さんおっしゃいました92%、これを目標値にしなければならないということで、これを目標値にしますと358棟の耐震化が必要になってくるというところがこの計画の方で決められているところでございます。

ただ現実的にアクションプランとございますけれども、358棟を当時から令和7年度までできるということは当然無理なことでして、我々の助成制度を使わない、自らのもの、あるいは改修だけではなくて住宅の更新、建て替え、こういったものを入れても、なかなかこの358棟というのは難しいところかと思います。

そうは言っても、耐震化というのは先ほどのトルコの地震を見ても非常に大切なことです。答弁の中でも、村長申し上げましたが、特に建て替えにつきましては、国の方針が変わったというところで、県の方も令和5年度から信州健康ゼロエネ住宅助成金へシフトしていくということになっております。

例えば村の方のこの耐震化に対する要綱につきましては、耐震改修は入っているんですけれども、 建て替えについては入っておりません。したがいまして、村もこの信州健康ゼロエネ住宅助成金の 方に、さらに単独の上乗せということも令和5年度では予定しておりますので、これを使いながら、 また古い家を取り壊す、除却と言っていますけれども、こういった制度も今うちの方ございませんので、県の方は、令和5年4月から除却というのを創設すると聞いておりますので、そういったところを県と想定をしながら、打ち合わせをしながらですね、そういった方へシフトしていかざるを得ないのかなというふうに思っております。以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) ありがとうございました。

先ほど、住宅耐震化緊急促進プログラムと申しましたけれども、これから具体的に3年間、そこに書かれているのは、戸別訪問をされる、それと普及啓発資料の送付をされるその方たちに、重点地区の集落懇談会の実施、それと回収業者への説明会、普及啓発活動、年度ごとの実績を公表すると、ホームページだと思いますけれども、そういうことの活動をされるというふうに認識しております。

そこで同様な質問をいたしますが、同じく耐震診断、補強、改修について質問いたします。これはインターネットで私も調べたところなんですが、長野県の耐震改修促進計画第3期によりますと、令和3年1月に県が実施した住まいに関する県民アンケートの県民意識調査というのがあります。そこには、耐震性が不足していると分かったらどうされますかという問いに、半数以上の方が住宅を補強したいというふうに考えているというふうに答えられました。ついで住宅の補強はしないけれども、本棚、家具などの転倒防止対策を行ないたいという回答でございました。また耐震補強を行なわないという理由として、やはり資金的な理由により実施できないという方が多い。続いて、住み続けながら工事は大変そうだからというような回答がされております。

そこで質問をいたします。現在村で行なっている耐震診断の方法について、耐震診断から補強改修までの流れ、件数が少ないということでございますけども、どのような流れなのか、これまで行なわれた一般的な耐震診断、補強、改修工事の分かる範囲で結構でございますが、大まかなところ、個別に違うと思いますが、費用はどのぐらいなのか、そして村の現在の補震制度について、どのような制度が、税制面とかいろいろあると思いますが、その辺を分かる範囲でお答えいただきたいと思います。お願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) はい、ご答弁いたします。

まず、耐震の診断でございますけれども、こちらは資格を持った専門の方、ちょっと今名前が出てこないんですけれども、耐震診断士の方がですね、耐震診断を行ないます。これにつきましても、簡易診断と実際に工法を検討する診断、2回の診断が行なわれます。これにつきましては、10分の10、国、県、村で10分の10、助成が出るということで、施主の負担はないものであります。そこで耐震化が必要となった場合には、今は必ず耐震化しなければいけないというような制度に変わっているようです。村長の答弁の方でも、ちょっと使いにくい制度だというところがですね、あ

る程度の耐震化するストックがある大きな自治体については、例えば、毎年3棟、2棟なり、予算化して国への補助申請を上げていればいいんですけれども、我々も神城断層地震以降、1、2年はですね、要望もあったわけですが、最近はあまりないものですから、現在のところ国庫補助の申請はしておりません。したがいまして、施主の方には申し訳ないですけども、来年度以降というような話になってしまいます。そこが非常に使いにくいところです。手順から言いますと、2回の耐震診断を経て、耐震改修へ進んでいくというようなところでございます。

先程議員さん、この制度が使いにくいというところでですね、実際にやる方は、やらなきゃいけないことは分かっているんだけども、お金がないというような声が大きいというところは、これは全国、どこでもそういったところが課題になっております。ところが、耐震化以外のリフォームですね、例えばトイレを直す、どこどこを直す、ちょっと壁を直す、外壁を直す、こういったものについては、資料によると年間で40万棟、国内でされていると、そういったこともどこかに書いておりました。金額的にも平均で400万円ほどかかるというようなこともございました。耐震改修の方法ですと、例えば筋交いを入れるですとか、柱と柱のところに金具をつけるですとか、そういったものが主になってきまして、大体100万から200万程度というようなことが言われております。ところが先ほど言いました、そういったリフォームとですね、この耐震化を合わせて行えば、この耐震化にかかる費用も小さくて収まるんじゃないかと。だからそういったところで広報なり住民周知をしていったらどうかといった自治体のレポートもございましたので、先ほどの新たな助成制度にシフトするという中でですね、そういった事例も検討しながら、新年度に向けて進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) ありがとうございました。耐震診断の流れをご説明いただきました。なぜ 耐震診断をするかということになると、住宅の建物倒壊で命を失うような危険性が高いと、耐震診断というのは耐震改修をすると避難所に行かなくてもいいということがあると思います。

そこでですね、私はこの関係の勉強をしているんですけれども、誰でもできる我が家の耐震診断というのはご存じかどうか分かりませんが、私はインターネットでですね、簡単なものです。 10項目をやっていけばいいんですけれども、やってみまして、要はこのいうことを住民の方に伝えることによって、耐震診断の意識といいますか、村全体の意識が高まっていくというようなことで、この誰でもできる我が家の耐震診断、こういうのをですね、できれば進めていただきたいというふうに思います。耐震診断の流れとすれば、その簡単なそういうものと、先ほど簡易診断というふうに申されましたが、基本的な一般診断をして専門の方に補強工事を促すと、これは無料ということでしたんですけれども、それによって精密耐震診断というのを行なうと、これは壁を壊したり、筋交いがどうなっているかとか、そういうのを本格的なものですけれども、そういうことに結びつ けていただく意味でも、我が家の耐震診断というのを進めていただければなと思います。 それではですね、続いて質問を変えます。

大規模発生時の業務継続計画、BCPというふうに申しますが、村民の方にはなかなかここまでは、私も最近知ったことで、これはですね、大災害が発生した時に、行政の方がどういうふうな動きをするかということで、BCPというのを簡単に説明しますと、災害が発生時に人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく行動計画のことと言われます。大災害が発生した場合には、行政職員の皆さんがどのような行動をされるのかというのは、もちろん訓練はされていると思いますので、村民の方に、そのことをちょっと、どういうふうな行動をされているのかというのは、お話いただければ大変ありがたいです。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長(吉田久夫君) それでは、BCP、業務継続計画につきまして、大規模災害時という想定でのご質問ですので、私の方から答弁をさせていただきます。

大規模災害が発生した折には、まず職員につきましては、災害時の初動マニュアルというのがございまして、職員の参集というものがかかります。実際に災害が発生した中で、人員がどれだけ集められるのか、議員さんおっしゃったように継続計画、いわゆる業務を執行していくのに当たって、人的にどれだけの人員を確保できるのか、設備等どういうものが使えるのか、これらについて最低限、これについては行政としての機能を継続させなければならない業務を選定し、それにあたり職員が参集した中で業務を継続するというものを定めているものになります。

本村でいきますと、震災対策であるとか、新型コロナウイルス対策、直近で言いますと、新型インフルエンザを新型コロナウイルスに置き換えて、いわゆる国の対策本部下における白馬村本部として業務継続計画をどれを行なうのかというような流れになります。したがいまして、村として持っているものは、現時点では震災対策編、それと新型インフルエンザ対策編、そのほかにも担当課で持っているものもございますが、基本的には限られた資源を使いながら、どのように行政事務を進めていくのかというものを定める計画というふうに認識していただければと思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) 続きまして、避難所マニュアルについて質問をいたします。

私は平成27年度に、区の区長を経験いたしました。27年度といいますと、前年が神城断層地 震が発生した年になります。そこで、区長になりましてそこで何が一番不安だったかというと、震 災の翌年ですので、大震災が発生して、行政から災害情報の伝達を受けます。そうした場合は、区 長は自主防災組織のリーダーということになります。計画書に基づきまして連絡法で、各担当の委 員長とか首長に連絡をして、区民を安全にして避難場所へ誘導しなければならないという務めがあ るわけです。避難所マニュアルというのはですね、先程村長は平成30年と言われたと思うのです が、平成31年3月に避難所マニュアルというのが作成されまして、その年の各区長に配布されたということを最近知りました。このコロナ禍で、この避難所マニュアルというのは、どうも忘れ去られたというふうに私は思います。その後の31年以降、先ほど令和元年の区長会でこれが配布されたというふうに私も聞きました。その後の行政指導もなかったのか、なかったのではないかというふうに推測をしております。

そこで、この避難所マニュアルにおける行政からの指導はどうなっているのか、お答えいただき たいと思います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長兼税務課長(田中克俊君) はい。ご答弁申し上げます。平成30年度、具体的に言いますと平成31年の3月に、このマニュアルをつくりまして、答弁にもございましたが、令和元年度にはこれを使った訓練を行なっているということでございます。

それ以降の指導といいますか、実際、このマニュアルを利用しての避難訓練、こういったものが 行なわれれば理想なんですけれども、これがコロナ禍においてできなかったと。

訓練を行なうというのは、いろいろなメリットがございまして、確かに実際の災害が起きたときの避難誘導、あるいは避難所の過ごし方、こういったことがスムーズにできるかというのもございますが、それ以外にも防災の意識を高めるですとか、もう一度見直すですとか、PDCAサイクルに乗って、このマニュアル自体を変えていくだとか、いろんなメリットがございますので、先ほどからも令和5年度以降の各地区との連携というようなものをご答弁申し上げましたが、この運営マニュアルについても活用した訓練等ができればなと思っております。

また、平成31年3月以降に、新型コロナウイルス感染症というものを想定した避難所の活動の 仕方、こういったものも新たにマニュアルとして作っておりますので、そういったものも併せて周 知のほうを図っていきたい、また一緒に訓練のほうをしていきたいというふうに考えております。 以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) ありがとうございました。大変前向きな答弁いただきました。

災害時、村民は自助・共助によって、自分の命は自分で守るというのは基本です。行政から村民への意識づけが、私は不足しているというふうに考えておりますけども、避難所でそういう最悪の事態が起きて、避難所に村民が集まった場合、意識的には恐らくお客様という感覚の方も結構多いと思います。こういう避難所マニュアルに沿った訓練をしていませんと、そういうことになると思いますので、ぜひ村民への意識づけというのをお願いしたいと思います。

それと、これは最後の質問になると思います。村民への周知についてということで、行政で周知 するという言葉がよく使われております。

前回も私、昨年の6月に、このようなことを副村長にお話をしたと思いますが、例えば防災マッ

プとかいザードマップを村民に配布をしましたと。今回浸水の関係で、12月にハザードマップの 更新をしましたというふうに、私のところには文書が来て、それ見て確認をしたんですけども、一 般の村民の方がどれだけそういうのを見て確認されているかというのは、確かに災害が起こるであ ろうと、大いに危険を感じておられるところはされていると思うんですけども、私のようにこうい うところに住んでいますと、そういう意識もないということで、その周知について、確かに周知と いうのは、広く伝えるということで行政のやっていることは、間違いはありません。

先日、私、NHKの南海トラフというドラマを見ておりましたけども、そこで首相が、首相、総理が情報は伝わらなければ意味がないというような発言をされて、なるほど、ちょっともやもやした、私、もやもやしたのが、こういうことだなというふうに感じたところです。

村長は、この周知について、どのように思われるかお聞きします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 先ほど情報は伝わらなければ意味がないという言葉がありましたが、まさに そのとおりだと思いますし、もう一つは、正確に伝わらなければ意味がないというふうに感じてい ます。

そうした中で、村民の皆さんに伝える手段としましては、様々な広報の仕方があるわけですが、 世代によっても使っているツールが違いますし、また時間帯等々も変わってきますので、特に災害 情報に関しては、村民の安心安全というところでは、非常に重要な伝えるべき項目となってきます ので、頻度、またその手段としても、幅広くということが必要になってこようというふうに感じて おります。

具体的に言いますと、今は防災無線もそうですし、広報はくば、また各区の組織を通じた伝達方法もありますし、タイムリーなところで発信したければ、インターネットというような方法、SN Sを使った方法などもあるかと思います。

議員がおっしゃるように、足りていないというご意見は真摯に受け止めさせていただいて、これから特に間もなく3.11を迎えますので、そうしたタイミングで再び風化することのないように、いつ起こるか分からないというところをしっかり認識してもらえるように、行政のほうといたしましても発信していきたいと思います。

また先ほど来、地震の話が多く出ておりますが、最近は激甚化・頻発化というところで言いますと、豪雨による、特にゲリラ豪雨という言い方をされるかと思いますけれども、線状降水帯による豪雨で、昨年も記憶に新しい8月6日ですが、白馬村でも観測史上、1時間当たり最大雨量を計測しましたし、幸い白馬村のほうは大きな被害ありませんでしたが、お隣の小川村のほうでは実際に被害が出ました。

そうしたところも、今後は今までと非常に違う状況が発生するという可能性を、村民の皆様に広 く知っていただく必要があると思いますので、そうしたタイミングで、より強化しながら発信して いくことに努めてまいりたいと思います。
以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。増井議員。

第2番(増井春美君) 村長の前向きな答弁ありがとうございました。理解いただいて感謝いたします。

昨年も私、お話ししましたが、行政は村民に知らせる努力が必要と考えますと。これは、村民は 知る努力が当然必要なんですけども、ぜひ、職員の方にもご指導いただきたいというふうに考えま す。

これで私の質問を終わりますが、最後に、私はこの防災・減災について2回目です。来年、これが恐らく進んでいると思いますが、3回目がこういう質問をしなくて済むように、ぜひご協力をいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長(太田伸子君) 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから午後1時まで休憩といたします。

> 休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

- **第7番(太谷修助君)** 7番太谷修助でございます。3人目の登壇者になります。今回、私は1問のみの質問でありますけれども、非常に今、この白馬にとって大切な部分ですので、村長にしっかりご答弁いただきたいというふうに思っております。
 - 1、インバウンド事業の復活と今後の課題について。

2年半に及ぶコロナ禍の悪夢から解き放たれて、政府主導でインバウンド事業が復活しつつあります。国別では多少の差異はあれど、おおむね第8波の収束に合わせて世界中で渡航規制が緩和されつつあります。

国内にも多くの訪日外国人が訪れ、我が白馬村にも多くの海外スキーヤーが訪れています。正直なところ、宿泊事業者としてはほっとしているというのが本音であります。村長もおっしゃっている、まずはみんなが恩恵を受けて事業を安定させ、収入を得て、その上で将来の目標をクリアすることが大切であるということ、まさに同感であります。

全国支援キャンペーンも大きな役割を発揮してくれていることは、言うに及びません。

白馬村ではインバウンド、アウトバウンドも含めて、基幹産業である観光業を安定化させることが喫緊の課題であります。そうした恩恵を与えてくれるインバウンド事業ですが、課題もあります。ジャパウと言われる上質の雪質を求めて、多くの海外スキーヤーがバックカントリー等で入山し、遭難や事故を起こしています。また、復活により落ち着いた生活をかき乱されて、苦々しく思って

いらっしゃる住民もいます。

そこで、以下のことについて質問いたします。

- 1、自己責任といえど、バックカントリー等で遭難救助要請が出されると二重遭難の危険がある場合でも、遭対協、警察、消防、山案内人組合等に出動要請がされますが、どのような手順で実施されるのか、伺います。
- 2、外国籍の方々が入村してくると、平穏な村民生活が乱されて、不快感を示す方々が少なからずいらっしゃいます。外国人アレルギーとでも言いましょうか、こうした方々への対応はどのようにされているのでしょうか。
- 3、急速な円安や事業の復活で、再雇用したくても人材がいないなどの深刻な問題があります。 全ての職業で言えますが、どのような対策をお考えでしょうか。
- 4、観光の本質はおもてなしの心を持ち続けることです。インバウンドも大切ですが、民宿発祥 の地、白馬村としては、安定してお越しいただける国内日本人をもっともっと増やすべきではない かというふうに思います。この4点についてお伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 太谷議員からは、インバウンド事業復活と今後の課題について4つのご質問 を頂いていますので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、遭難事故発生時の出動までの流れについてお答えします。

なお、大町警察署地域課山岳救助遭難係から聞き取った内容でありますので、ご了承ください。 まず、遭難者や同行者からの110番通報は、長野県警察本部地域部通信司令課が受信します。 それを受けて管轄する警察署、白馬村の場合であれば大町警察署へ指揮権を委ね、そこで遭難者本 人、または通報者から救助活動に必要な事項を聴取し、捜索隊の編成や捜索方針を決定してから出 動することになります。

この際、天候を含む現場の状況や山岳救助隊の人員数によっては遭対協を招集し、捜査活動を行なうことになります。

なお、常備消防と山案内人組合が山岳遭難の現場で活動することはありませんが、常備消防については、要救助者が救助された後、救急隊が引き継ぎ医療機関等へ搬送することになります。

次に、2番目の来村する外国人に対して不快感を示す方への対応はどのようにするかとのご質問でありますが、水際対策の緩和時期や飛行機代の価格や便数など、3年ぶりとなる訪日外国人観光客の受入れに当たり不安材料も幾つかありましたが、実際にはコロナ前の6割程度まで戻っているという状況に、私自身もほっとしているというのが正直なところです。

訪日外国人観光客が戻ってきたから、平日の稼働やにぎわいが戻り、これに伴って経済も再び回り始めたということも事実であります。

議員が問われているのは、インバウンド観光客についてですが、外国人観光客のみならず、外国

人住民も含めてお答えしたいと思います。

村では、令和2年に白馬村多文化共生社会の推進に関する条例を制定し、外国人住民と村民が互いの文化を認め合い、人権を尊重し、文化や習慣の下で共に生きていく多文化共生社会の推進をしてきております。

日本とは異なる文化や習慣を持つ外国人住民や外国人旅行者を正しく理解し、尊重しながら、日本の文化や習慣等にも理解を求めるなど、相互理解を深めることが必要であると認識しています。

また、外国人観光客の迷惑行為が、議員がおっしゃる村民の不快感につながっていることと思いますが、確かに今シーズンはインバウンドの復調に伴い、外国人観光客の迷惑事案が発生しています。

騒音被害に関しましては、担当課の見回りと注意喚起に加え、私自身も施設のオーナーに直接連絡し、改善のお願いをしました。また、大町警察署白馬村交番とも連携して、営業施設の見回りを 実施し、マナー条例の周知と注意喚起を行なったところであります。

マナー条例の制定から7年が経過しました。「村民と白馬村を訪れる人は、それぞれ他人を思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる山岳観光地を目指し、モラルの向上に努める」と定めたマナー条例の基本理念を再認識し、必要な施策を展開していく必要があると考えているところであります。

今シーズンは、マナー条例の周知につき、英訳をつけたムービーの公開を、長野白馬線のバスの 中でのモニターやユーチューブを通じたウェブ上、ユーテレでも行ないました。

加えて、シーズン中に発生した路上スキーや除雪用のポールの抜き取り、運転トラブル等についても、タイムリーに日本語と英語での注意喚起案内をつくり、インターネット上での公開や住民課での転入者への配付物に加えるなどをいたしました。

今後も、まずは事前予防に努め、事象が発生した場合は、すぐに対処する姿勢で取り組んでまい りたいと思います。

次に、3番目の人材不足対策についてお答えします。

高齢化の進行と人口減少社会の到来は、日本全体で今後確実に見込まれることで、経済社会の将来に対する大きな懸念材料です。これは日本全体に当てはまることでありますが、訪日外国人観光客の受入れが3年ぶりとなった白馬村では、特に労働力不足という形で顕在化しており、時給を上げても人が集まらないといった声があちらこちらで聞こえてくることに、大きな問題意識を持っています。

外国人観光客は、今後数年で、コロナ禍前のレベルに回復することが見込まれていますが、その一方で、高齢化と人口減少は着実に進行します。こうした事態にどのように対応していくのかという点ですが、1つ目は多文化共生、2つ目は地域連携、3つ目はデジタル化、4つ目は移住定住の促進、これらを着実に進めることであると考えています。

1つ目の多文化共生社会の実現については、これまでもオーストラリアや台湾からのワーキング ホリデーを受け入れ、スキー場や宿泊施設では貴重な労働力としてサービス提供の一翼を担ってい ただいておりますが、多文化共生社会の推進に関する条例にもありますとおり、互いの文化を認め 合い、偏見や差別意識を解消し、多様性を認めることで外国人が住みやすい、働きやすい環境を整 える必要があり、これにより地域の活力の向上に向けて、共に取り組んでまいりたいと考えます。

2つ目の地域連携についてですが、観光業においては、季節的な特性が異なる国内リゾート、例 えば夏が繁忙期である海辺のリゾートとの連携により、労働力を互いに行き来することで、その可 能性を模索してまいりたいと考えています。

長野と沖縄両県の交流を包括的に進める連携協定の締結に向けて、調整が進められているとの情報もありますので、人材の交流という点でも期待しているところです。

3つ目のデジタル化については、労働力の確保に直結するものではありませんが、デジタル技術によるスマート化・省力化・高付加価値化を労働力の確保と並行して進めることで、労働生産性を高め、人的労働の負担を減らすことができるため、観光業に限らず、これからの社会経済活動において、優先的かつ重点的に取り組まなければならない分野であると確信しています。

4つ目の移住定住の促進については、人口減少・少子高齢化対策としても重要ですが、地域の人 材確保という観点からも重要であり、住居問題の解決や子育て支援に引き続き取り組んでまいりま す。

最後に、国内観光客を増やすべきではないかとのご質問ですが、本村の観光地としての歴史を振り返りますと、登山文化があったこの地に、今から110年前にスキーの文化が伝わり、その後、山岳ガイドや農家を営む地元民の家に登山やスキーのお客様を泊めたことで民宿文化がスタートし、民宿発祥の地としてこれまで多くのお客様をお迎えしてきました。

当時と変わらない家庭的なおもてなしでお客様をお迎えし続けることは、国内客、海外客問わず 第一に大切にしなければならないことであると考えますが、一方で、岩岳マウンテンハーバーやス ノーピークランドステーションといった新たな施設が、白馬村の知名度の向上と国内観光客の集客 に大きく貢献してきていることも事実で、観光地としては、新たな設備投資も必要であると考えな ければなりません。

昨日の挨拶でも触れさせていただきましたが、1月末までの白馬バレーエリアの10スキー場の利用者数は、前年比で150%、2019—20シーズン比で100%となっており、外国人観光客に限ってみると、2019—20シーズン比で64%と報告を受けています。

外国人観光客は回復途上にある一方で、全体ではコロナ前の水準に回復しているということになりますので、国内観光客はコロナ前を上回っていることになります。

ただ、これは国や県の観光支援事業によるところが大きいと考えなければなりませんし、コロナ 禍では県内客をはじめとする国内観光客に支えられていたことも忘れてはなりません。 令和元年分の観光統計を見ますと、年間の観光客数は約240万人で、そのうち外国人観光客数は約28万人となっていますので、観光客の9割近くは国内観光客であるということになり、国内観光客誘致に引き続き取り組むことは当然に重要と考えます。

一方で、先ほど答弁したとおり、高齢化の進行と人口減少社会の到来は確実に見込まれることですし、国内スキー・スノーボード人口はピークの4分の1にまで落ち込んでいることも考えると、 海外からも並行して集客しなければ観光地として成り立たないといった状況は、ご理解いただけると思います。

したがいまして、外国人観光客も国内観光客も増やすといったスタンスで、昨年もオーストラリアへのトップセールスによる海外へのPRや、エイブル白馬五竜にご協力いただいた恋人の聖地の最高賞受賞による国内へのPRを行なってまいりました。

今後も国内外どちらも増やすスタンスで、おもてなしを第一に、八方池山荘建て替え等の観光地 として陳腐化しないための新たな設備投資、国内向けと海外向けのプロモーションの強化、これら に取り組んでまいります。

加えて、お客様を増やすという意味では、オーバーツーリズムの問題も今後は検討する必要がありますので、人数として増やすのか、客単価として増やすのかといった観点も重要であり、また、ピークの平準化の観点からは、閑散期にお越しいただける客層に、よりアプローチをかけるといった視点も必要であると考えます。

以上になります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) ありがとうございました。まず、バックカントリーでも山岳遭難事故が増えているというようなことは、今、ほとんど毎週事故が起きているというようなことで、先日で言いますと、3月の3日には、これは登山なんですけれども、西穂高岳の独標付近で43歳の女性が150メーター滑落したということ、これは奇跡的に何のけがもなく無事だったそうで、大変うれしく思っています。

3月4日には、北海道の羊蹄山でまず1人がバックカントリー亡くなって、3月5日には、飯山市で32歳の男性が立ち木に衝突して、これもやっぱりバックカントリーですね。3月6日には、日高山脈で遭難して雪崩に巻き込まれてということであれした方が、昨日ですか、60歳の男性の死亡が確認されたというようなことで、もう報道関係では毎日のように言っているんですが、私は大町の警察で、先ほどご答弁いただいた、遭難対策機動隊のほうに取材をして答えを頂いたんですが、毎週、全国ではもう毎日と言ってもいいくらいの頻度で上がって、これは、まず行動する人の心得というものを、山に入る方たちにはしっかりと周知をしているということで、先日、観光課の太田課長のほうから、大北地域の観光客安全対策連絡会議の次第をコピーで頂いたんですが、先日、大町の振興局のほうからも同じものを頂いて、担当者からもいろいろ細かいお話を聞かしていただ

いたんですけれども、まず、私どもはバックカントリーというよりも山で遭難をして、その遭難のために山岳機動隊の皆さん、それから遭対協の皆さん、消防、警察、もろもろの方たちに迷惑をかけてやるんですけども、これは人道的な行為ですから、助けてくれというのに助けないというわけにはいかない、国際ルールももちろんありますけれども、私はここが非常に、遭難要請があったら、そこに助けに行く方たちにも、やっぱり私たちと同じように家庭があって子供もいて、年老いたお父さんお母さんもいらっしゃって、こういう方たちが使命感だけで、あるいは仕事のルール上の使命感だけで行なってくれることに、ものすごくありがたいと同時に、こんなことをずっと続けてていいのかなという正直な部分はあります。

それで、村長も先ほどの答弁にありましたけども、やっぱり、訪日外国人の方たちが来ていただくのは、私たちのこの村が経済的に発展することはとてもうれしいと同時に、事故をなるべく起こさないでねという気持ちが込められているんだと思いますし、私も実はそう思います。

それで、その方たちにお願いしたいのは、全ての完璧な準備をして事故を起こさないようにして 入ってくださいというしか言いようがないと思うんですね。これは村長も苦々しく思っているとこ もあると思いますし、そうかってお客さんに来てもらわなきや困るから、皆さん気をつけてねとし か言いようがないと思うんですが、そこをもう一回、村長、その方たちに対してはどういう思いで このインバウンドを受けるか、ちょっとそこの気持ちをもう一回お聞かせいただけますか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) ご質問の内容は、インバウンドに限らず、バックカントリーに行かれる方という認識でよいかと思いますけれども、昨今、報道で多く出ておりますが、バックカントリーといいましても、スキー場のコース外という部分の事故という部分と、いわゆる山岳エリアでの事故というところでもまた認識が変わってくるかと思いますし、スキー場のコース外については出てはいけませんよというところへ行く行為になりますので、これについては認めるものではないというふうに考えますけれども、山岳エリアに関しては、ご自身の判断で自由に行けるものではありますので、先ほど来おっしゃっているように、事前の準備、きちんとした装備というものをしっかりしていただきたいというふうには思っております。

ただ、これに対してよい悪いという判断はもちろんできかねますし、悪いものではもちろんないと思いますし、専門家の方たちの意見を聞きながら、今後の対策は考えていく必要があると思いますので、いずれにしましても、事故が多数起こっているという状況は非常に残念に思うところでありますし、お亡くなりになられた方には心から哀悼の意を表するところでありますが、少しでも事故がないように楽しく遊んでいただければというふうには思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) それで、先日、太田課長から頂いたこの資料の中にですね、とても大切な

ことがいっぱい載っていて、改めてまた対策会議も開かれるそうなんですけど、その中に実は、各施設に、例えばバックカントリーで入る方たちが、今回の、すみません、小谷村の天狗原の下で起きた今回の遭難死亡事故の、あれは第一報がご本人からお宿に入ったそうですね。

それで、私が警察で取材したときは110番から119番に入ってというお話聞いたんですけど、 今回のこれは警察の方もおっしゃっていましたけど、まず自分がどこへどういう具合に連絡したら いいか分かんなくて、取りあえずは泊まっている宿に連絡をしたら何とかなるんじゃないかという ことで電話があったそうです。

そこから県警に入ったりして、それから対策、捜索隊を準備するための段取りをしたそうなんですけれども、そこで、この資料の中にも書いてあるんですけども、長野県山岳遭難防止対策協議会でつくったこの英文の、いわゆる何ですか、ロープの向こう側(BEYOND THE ROPE)というものがあって、英文と日本文の2つのものがあって、皆さんに掲示をされているそうなんですけど、これは観光課長、あれでしょうか、宿に1枚ずつ配布するということは考えていませんでしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) こういった山岳遭難事故を防止するためにも、あらゆる機会、あらゆる場所でこういった事前の安全対策、こういったものの普及はやるべきだと思っていますので、各宿には置いていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) ありがとうございます。私のとこも宿をやっているんですけど、そういったものは配られていた形跡もないし、小さいとこだからないのかなと思ったりもしているんですけど、バックカントリーの皆さんに限らず、訪日外国人でスキーをおやりになる方たちは、もう一人一人が今日どこへ行くよって聞いても、気まぐれに、今日はちょっと雪が降ったからコルチナに行こうとかって勝手にあれしたりしますんで、必ず宿の電話番号なんか入ったようなものをお客さんに渡せるようなそういうものも考えて、それから、みんなのパブリックスペースなんかにきちんと、あるいは各お部屋に置くようなものもつくって、配布してもらえばとてもうれしいと思いますので、ひとつ前向きに検討をいただければというふうに思っています。

それで、この中にバックカントリーをやらせたとき、優秀な山岳ガイドなんかをつけて山に入る ほうがベターだというようなことをあれしているんですけど、今、この白馬村というか、この白馬 バレーの辺りで山岳ガイドができる人材というのは何人ぐらいいらっしゃるか、お答えいただけれ ば。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 申し訳ありません。人数まで把握しておりませんが、バックカントリー

を含む山岳スキーのガイドをなりわいにしている方は、事業者、会社も含めまして多数いるという ふうに把握しております。人数まで把握しておりません。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) 警察のいわゆる山岳遭難救助隊の隊員の方にお聞きしますと、多分熟練されている方も含めて20人から30人くらいはいらっしゃるのではないかというようなことで、これはアバウトな数字なもんですからあれですけど、いずれにしても、そういう方がきちんと山岳ガイドの方がついて、安全を確保した上で入っていただくようなことをもっともっと啓発していっていただければいいように思っています。

それで今回、110番あるいは119番に一報が入るってお話ししたんですけど、この中で、例えば外国人が日本語全然しゃべれなくて、英語であれしたときに警察の方に、英語版の対応は大丈夫なんでしょうかって聞いたら、何とかというようなお話でしたんで、大体は自分がどんな状態にいるかということは多分分かるんだと思うんですけど、それで、先ほどの資料の中にもありますけど、緊急対策を講じているんですけど、各スキー場の中には緊急連絡先ってあるんですけど、それぞれのスキー場の緊急対策の電話先の方は英語対応はできるんでしょうか、ちょっとそこをお聞きしたいんですが。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) 全てがどうだということはちょっと申し上げられないんですけども、インバウンドのお客様もお迎えしている各スキー場ですので、英語対応、多言語対応の方はいらっしゃるというふうに認識でおります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) 私もこの全部10のスキー場に緊急連絡用のとこに電話したわけじゃないんですけども、これがいつでも相手が目の前にいるという状態であってほしいと思うんですが、これは多分いらっしゃるだろうというふうに想定をして、これ以上質問をしませんけれども、やはり相手は一刻も争う状態で緊急救助を求めているわけですから、その対応はきちんとやっていただきたいと思います。

それで、行動する人の心の中で、やっぱりバックカントリーの三種の神器と言われるビーコンと かプロープとかショベルなんかをお持ちになって山に入るのは当たり前なんですけど、各スキー場 の中にはゲートを設けて、バックカントリーの人たちが入っていいよというエリアと、そうじゃな いエリアを分けて、HAKUBAVALLEY TOUR I SMの中でも5つずつスキー場ちょっと分かれているみたいですけど、要はゲートのないとこはバックカントリー入ってはいけない。

例えば爺ヶ岳だとか、私の地元の鹿島槍のスキー場だとかというような、バックカントリーで入ってはいけないというよりもバックカントリーで入る人たちがいないとこは当然ゲートないんですけど、ゲートの設置されているスキー場については、当然許可がなければいけませんし、それから

入山するときは入山届も出すし、それから、リフト・ゴンドラに乗るときは許可書のようなもの、 申込書を書いてやらなければリフトにもゴンドラにも乗れないというようなお話ですけど、その辺 りは周知徹底しているのかどうか。

私、スキー場側の経営者の方たちにもちょっとお聞きしたら、それはほぼやられているだろうけど、中にはすり抜けているというような部分もあろうかと思うというような判断をされたんですけども、その辺りは観光課長、どうでしょう、本当に徹底されていないんでしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

このエリア、白馬、小谷、大町のスキー場、白馬バレーという、白馬バレープロモーションボードとかHAKUBAVALLEY TOURISMという組織で一体的に誘客取り組んでいるんですけども、誘客と同時に安全対策というものも取り組んでおります。統一の標識であるとか、統一の案内ですよね、そういったものを作成して、統一して共通でやっていきましょうというような意識の下でやっておりますので、それぞれのスキー場やっているという認識でおります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) それで、例えば、思いとどまる勇気というのも持つことは大切だということを、山岳救助隊の方もおっしゃっていましたけども、意外と外国の方たちって気の大きい方というんですかね、そういう気持ちを持っている方というのは、行け行けどんどんで行くような方たちが結構多いから、自重するためにちょっとアドバイスをすれば、救助へりの要請は実費負担であるというようなことをきちんと、それも何百万もお金がかかりますよということも、やっぱりはっきりその人たちに伝えることが大切だというような、抑止力としてのお話がありましたけど、私まさにそうだと思うんですね。

やっぱり人に迷惑をかけることですし、家族にも切ない思いをさせるということですので、そういうとこに自分の技術がちょっと伴わないんだけど、友達から行こうよって誘われたら、じゃあ行こうかというような安易な気持ちで入って事故になってほしくないために、私もそういうことをあえてお客さんの方がお聞きしたら、そういう抑止的な部分もあると思いますというようなお話でしたので、ちょっとここでお話しさせていただいたんですけど。

それで、救助する立場の人の心得としては、やっぱり必ず救助するという信念を持つのは、それはもう救助隊の方は当たり前だと思うんですけれども、それ以上に二重遭難を絶対に起こさないという部分も、すごい慎重に慎重に考えてやっているそうですので、本当にすごい努力をされたり訓練をされたりして、それを克服しているそうですけれども、私ども本当に頭の下がる思いです。

ですので、毎日、こういう訃報を聞いたりするのは決して忍びないんですけれども、ぜひぜひ、 そういう事故にならないような、白馬を楽しんでもらう、日本を楽しんでもらうというようなこと で、外国からお見えになる方たちには戒めをしていきたいというふうに思っています。 それで、北アルプス地域振興局の担当の方からも言われたんですけども、あまり厳しくすることによって、お客さんが、例えばほかのエリアとかほかの地域に流れちゃうというようなこともあるんで、非常に痛しかゆしの部分がありますので、私ども啓発する立場ではあるんですけれども、あまり厳しくしてもというような、ちょっとなかなか言葉の難しいところがあるんですけど、そういうこともお聞きしましたんで、確かに私たちもそうだし、公的な立場にある皆さんもそういうお考えでいらっしゃるんで、お互いに事故を起こさないようにみんなで協力して啓発していきましょうということで、お話いただいたわけなんですけれども。

そういうことで、この山岳安全対策の観点からいくと、白馬はこれからますます、先ほど村長の答弁にありましたように、来年以降はもっともっと外国の方がお見えになると思いますし、事故もひょっとしたら、増えてほしくないんですけど、やっぱり比例するんじゃないかなというふうに思いますので、そこのあたりはまた、時間はまだ来年度もありますので、啓発活動とかそういったことをしていければと思います。

ちょっとちなみに、このHAKUBA VALLEY Safety Tipsという項目のあるもの、これちょっと面白いものがありましてね。

議長(太田伸子君) 太谷議員、質問に入っていただけますか。

第7番(太谷修助君) はいはい。これちょっと時間があれですので、ちょっと次に飛ばしたいと 思います。

それでは、2問目の外国人アレルギーに対する考え方ということで、今ご答弁いただいたんですが、確かに私たちも多文化共生社会に関する条例を制定した村ですので、そういう方たちを含めてみんなで協力し合って、来た人たちによい環境でこの白馬村で過ごしていただいて、また来ていただきたいという気持ちもありますので、まさに村長のご答弁のとおりだというふうに思います。

ただ、苦言もありまして、先ほど村長おっしゃっていたように、村長自らが直接行ってというようなお話もありまして、私どもの地区でも少しあって、私の個人のとこにもちょっと、私のとこのお客さんではないんですけど、もうお酒を飲んで騒いで家の周りで大騒ぎして、泊まっているお客さんが、同じオーストラリア人で恥ずかしいから、おまえって言って私の家へ上げてこんこんと説教したんですが、本人が途中で消えてしまったという、警察にもご厄介になったんですけど、そういうような例は少ないと思うんですけど、いずれにしても、そういう方たちがまた出てきたというのは、それだけお客さんが来ているということだから、よしとしなきゃしようがないかなという部分もあるんですが、これをなくすってことはちょっと難しいと思うんですよね。

なくすってことは難しいんですけども、それをなるべくやらせないような仕組みを地域地域の中でつくっていったり、協力し合って、村が全体がそういう方向になればいいと思うんですが、ここでちょっと一つ、京都のお話をさせていただきたいんですが、京都市がこの2年半のコロナ禍で……

議長(太田伸子君) 太谷議員、質問に入ってください。

第7番(太谷修助君) それで、先ほど村長お話ししていましたけども、お客さんが来ていただく 仕組みをつくるのは、来年以降またなってくると思うんですが、これをもっともっと、お客さんが 来ていただける仕組みを取るのには、先ほどの意見のほかに、村長個人で思っていらっしゃる考え 方は何かお持ちでしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) それはインバウンドというところでいいわけですかね。今、冬にたくさん来ていただいているわけなんですが、白馬村通年観光というところを長年打ち出しておりまして、特にグリーンシーズンに関して、まだまだ海外から来ていただける可能性があるというふうに考えております。

この後の答弁のほうにも入ってはいるんですけれども、特に同じコンテンツがないアジア圏の方たちは、こういった山の魅力ですとか、また涼しいところ、そういったものに非常に興味があるというふうに思いますので、アジア圏へのグリーンシーズンのPRというのは一つ大きな要素かと思います。

また、今はジャパウって、いわゆる山の本当に雪の魅力というところがあるんですけれども、温暖化する中で雪の魅力というところも、なかなか将来的に厳しい部分も出てきていますので、やはり雪以外の魅力というところを磨くという意味では、通年型で、先ほどもお話ししましたが八方池山荘の改修ですとか、岩岳マウンテンハーバーが行なっていることですとか、あとは、町なかのほうでも様々な取組が行なわれておりますので、そういったところを引き続き事業者の皆さんと協力し合いながら、滞在コンテンツを磨き上げて幅広くPRするという活動を行なっていければというふうに考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) それで、インバウンドの方たちが来て、その方たちが今、冬に集中しているこの白馬のインバウンド、これを分散化して、さらに一年を通して海外の方が日本へ来ていただけるにはどういう対策を取っていくのかという、例えば冬だけではなくて、夏場来ていただくための方策としてということのちょっとお考えも、併せてご説明いただければありがたいと思います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 特に今お話ししたアジア圏というところで言いますと、やはり山の魅力を最大限にPRするというところで言いますと、先ほど申しましたが、八方池山荘ですとか、マウンテンハーバーのような山の上にあるような施設を充実させるということも方法だと思いますし、トレッキングルート、もともとあるものでもいいと思うんですが、それを再度きちんと整備して、多言語で案内ができるようなガイドさんをつけて、様々な国の人に楽しんでいただけることを整備していくということも方法だと思いますし、あとやはりどうしても長期滞在というところがキーポイン

トになってきますので、そういう意味では文化的な要素ですとか食文化、または近隣との連携とい うところも大事になってこようかと思います。

具体的に言いますと、かなり幅広くなってきますので難しいと思いますけれども、冬で言いますと、例えばスノーモンキーに行かれたり、松本城に行かれたりする方がいますので、夏でしたらそれが善光寺であったり松本城であるといったところは、夏のお客さんにも魅力的に提供できるところだと思いますので、地域連携といったことも含めて、長期滞在できるリゾートを目指していくということが方法ではないかというふうに思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) そうですね、やっぱりここでちょっと京都のお話をしたいと思うんですが、時間と場所と季節によってオーバーツーリズムになったお客さんを分散化することによって、同じ京都を夏も冬も真夏でもというとこと、場所とか時間に応じてお客さんを分散させると、この考え方はとてもいいというふうに思っていますし、今、アジアの方たちも集中した期間に集中した人たちがばあっと来ても困るんで、その辺りを今、村長がご答弁いただいたような形で広げていければいいかなというふうに思います。

やっぱりインバウンドに従事する人たちも含めて、外国人対策というよりもアレルギーをお持ちの方たちには、そういうとこにも従事していただくことによって理解をするというようなとこも、私はとてもこの村にとって必要なことじゃないかなというふうに思いますので、全然インバウンドに関係ないとこのエリアの人たちにも、インバウンドの仕事に就いていただいたり、協力していただいたりすることによって、日本の方にも理解を深めていただければ、お互いいいものが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それで、先ほど村長、エリア的なこともちょっとおっしゃっていましたけども、やっぱり私は、このHAKUBA VALLEY TOUR I SMの中で、ただの索道の集まりだけじゃなくて、例えば隣の大町市の黒部観光なんかもそこに入れることによって、この白馬へ来た人もついでに1泊2泊増やして泊まっていただけるような仕組みとか、そういうことも私とても大事だと思うんで、これが広域の中でそのような話が出たら、ぜひ村長も前向きにお話ししていただければ、多分、広域連合長も十分な理解を示してくれると思いますんで、その点あたりよろしくお願いします。

それから、人手不足のことなんですけれども、ちょっとこんな円安やなんかで、ちょっといろんな問題あると思うんですけども、でもさっき村長がおっしゃった4つの仕組みのことはそのとおりだと思いますんで、引き続き少しでも人材が確保できたり、移住定住を促進することによってこの白馬をもっともっと好きになって、白馬に定着して、白馬で仕事ができるような人を増やすこともとても大事だというふうに思っていますので、引き続き、私どもはそういうことの協力をお互いにしていかなきゃいけないと思います。

ちょっと1つ、今回の冬の間でお客さんをですね、白馬を訪れたお客さんがみんながみんなまた ぜひ白馬に来たいよねと思っている人ばっかしじゃないということも認識しましたので、そういう 方に少しでも彼らが心の中に思った違和感とか不快感みたいなものを取り除く努力というのも、私 はこれからしていかなきゃいけないと思います。

それは、例えば食事に予約をしなければ取れない、それから電話をしたらけんもほろろにというようなことで、もう夕食難民になっている人たちが結構いらっしゃったのは私もちょっと聞いて知っているんですけども、4番目のあるとこにも関連するんですけど、私どもは宿をやっていまして食事を作る能力を持っているんですけど、残念なことに外国の方は宿でご飯食べる人は非常に少ないんですよね。

この問題というのは、食と宿は別々という考えが、外国人の方たちのあれからいくと至極もっともな考え方と思うんですけど、少なくとも日本人のお客さんが泊まりにきたら日本人の人には食事を提供するという、1泊2食というのは古い考えかもしれませんけど、こういうものを復活させるような何かアイデアというんですかね、そういうことで、ソフトの部分だけでなくてハードの部分でも満足させるような仕組みをちょっと考えたいと思うんですが、村長、日本人向けの食事のことに関しては何かご提案するようなことはありますでしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 日本人向けの食事というところなんですけれども、一方で先ほども出ているんですが、人材不足というところで言いますと、宿泊施設に関しては、経営している方たちが高齢化してきて、むしろ夕食を作るもう労力がないというお声もかなりあります。

特に私のいる八方エリアですと、海外の方を受け入れたことによって夕食を召し上がらないので、夜の負担が減ったので楽になったという声がかなり多くありますので、それに関しては、ある意味解決できているような部分もありますので、一概に夕食をつければいいというものではないかというふうに思いますが、ただ、夕食をぜひ取られたいという方は積極的に受け入れていただくと、飲食店が足りないという問題は解決していくかと思いますが、それに関しては今までとおりやっていっていただいていいと思いますし、海外のお客様でも、各宿で魅力的な食事があればそこで召し上がると思いますので、とりわけ、その地域でしか食せないものというものは魅力的に感じていただけるので、地域の食材を通じた、使用したお料理を出せば、そういったところは海外の方にも魅力を感じていただけるので、もし作られる労力があるのであればやっていただければいいかなというふうに思いますけれども、どちらかというと、日本全体のこれまでのツーリズムの動きとしては、やはり泊食分離を進めることで、通年で飲食店も経営ができるようになりますし、町も醸成されていくという動きがありましたので、国のほうとしては、国内のお客様も含めて泊食分離という流れが来ていたところに、新型コロナウイルス感染症が来てしまいましたので、外に食べに行かずに宿泊施設内でまた食べることが始まったというような流れになっているというふうに私は認識してお

りますので、太谷議員おっしゃるように、食事の場所が足りないという問題に関しては解決していかなくてはいけないことだというふうに私も感じておりますし、とりわけ、今年に関しては、どのぐらいの海外のお客様が来るかというのがまず読めていないという現状がありますので、そういうところでいきますと、今後もやはりマーケティングのことを考えても、どのぐらいの予約数が入っているのかということを把握する必要がありますので、私どもは今年10月末に、各宿泊施設に予約状況を問い合わせたんですが、返答があったのが、返信があったのが数件でしかありませんでしたので、その仕組みを変えていかなくてはいけない。予約が一元化できるような仕組みを村全体で導入できれば、そういったところも解決するかなと思いますが、いずれにしても、飲食店が足りないという問題は、これから解決していかなきゃいけないと思いますけれども、各宿で受け入れるということに関しては、ぜひ魅力ある食事を提供していただいて、積極的に受け入れていっていただければというふうに思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) 食事を提供する能力のあるところには、ぜひ頑張って、皆さん、私も含めて年齢は高齢化していくんですけども、できるだけ日本のおいしい食事を提供してあげるという、おもてなしの気持ちも持ち続けることも、私たち宿泊業者にとって大切な気持ちだと思いますんで、できるだけ頑張ってやりたいと思います。

それで、外国籍の方たちが経営している建物の方たちは、ほとんどが食事ちゅうのは外へ出て食べるのを前提にしていますので、当然、その方たちの食事がまず困って、村の中全部でどう対応してもできない部分というのは、来年以降はもっと増えると思います。

ニセコの友人にお聞きしましたら、白馬が今そういう状態になってたら、次はオーストラリアの 方たちが少し減って、欧米系の方、それからアジアの方が増え始めて、それが数年続いたら、最後 はチャイナ系の方たちが来てっていうとこまでやらなければ終わらないよという話を聞きました。

終わる、終わらないは別にしても、インバウンドの人たちのあれって流れが変わっていくんで、 白馬は今たまたまスキーで来ている方が多いんですけど、これを先ほど村長がお話ししていただい たように、もっと広く四季折々に、あるいは目的が別にというところで広げていってもらえればい いかなというふうに思うんですけれども、それにしてもインバウンドの事業だけに偏っている、今 の村の在り方というのは、私は尋常ではないと思っていますので、引き続き、4番目になりますけ ども、日本の観光客の皆さんにもっともっと来ていただいて、今回スポット的に入った、外国の方 がうまく入れなかったところにスポット的に入った日本の方たちは来て満足しているんですけども、 外国の方の食事をつくらないから、夕食をやらないっていう宿が、私のところも含めてそうなんで すけど、マイナスの部分はとてもありまして、来年から少し考えていかなきゃいけないなというと こに思っていますけれども、日本のお客さんを増やすためといったら、本物のサービスをしなけれ ば、決して私は白馬村は安定化していかないと思います。

日本人のやっている方のお宿は増えてはいかないと思うんですけど、これ以上減らさない仕組み、 年齢とともにやめていく方がいるのは自然淘汰、仕方ないんですけども、何かもうちょっと白馬の 民宿発祥の地のよさをずっと継承していけるような何か仕組みは村長、お考えの中にありませんで しょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) まさにそれがおもてなしというところだと思うんですけれども、一概におもてなしといっても幅広くあるんですが、特に白馬村で昔ながらのおもてなしというところで言いますと、家庭的なというようなところですとか、至れり尽くせりと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、家族のようなおもてなしというか、24時間というか、ずっと一緒にいるようなところがひとつ魅力ではあったと思うんですが、一方で、先ほど来お話ししてますとおり、そういったものにも時代の流れとともに限界も来ているので、ただ昔ながらのそういった家庭的な温かさを残しながら、人が変わってもできていくような仕組み。

例えばフロントシステムに関しては、フロントにその人がいなくても、自動でチェックインするようなシステムをつくっていくことによって、その分、食事の提供に宿の方が出て、そこでおもてなしをできれば、温かい雰囲気は残したまま効率化が図れていくといったこともあると思いますし、あと高校生ホテル等でやっているように、必ずしもその宿の家族でなくても、同じ雰囲気を出せるような次世代を育てていく。そういったこともおもてなしの温かさの文化を残しながら、将来にわたり継続していける方法だと思いますので、そういうところで言いますとデジタル化、スマート化みたいなところと次世代育成、これが大きなポイントではないかというふうに考えます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁も含めあと9分20秒です。 質問はありませんか。太谷議員。

第7番(太谷修助君) 村長の本当に答弁いただいたとおりだと思います。ただ私も考えるんですけども、いつもそうですけども、ちゃんとした答えが私は持てないんです。でも不可抗力的なことしか俺、聞いてないじゃねえかって、いつも村長に申し訳ないと思っているんですが、でも悶々としている部分の気持ちだけは理解いただければ、とてもありがたいと思います。

今、インバウンドを政府は2030年までに6,000万人で約8兆円のお金を稼ぐんだって言って、旗振り上げてるんですけれども、今日本の国内の4つの航空飛行場です。空港なんかで受け付けている部分では、とても間に合いませんので、47都道府県の各県の一番大きな飛行場を使って、海外からのお客様が来てくれないことには、これだけの6,000万人なんてことは、とてもじゃないけど増えさせておくこともできない。要するにキャパシティーの問題がありますんで、そうすると地方のほうへ飛ぶには、宿も都会に集中になっていますから、宿も地方にはそんなに大し

た大きいところがないと。

そうなると今度は地方のビジネスを含めたところの交流経済というんですか、そういったものが 充実したところじゃなければ、海外の特に東アジアを除いたところの東南アジアからの飛行機なん か飛んできても、国内の地方の飛行場には飛んできてくれないという、そういう事情がありますん で、国はそれまでに何か対策を考えると思うんですけど、いずれにしても、白馬村は少なくともこ れだけの人数の人が入ってきていただいていますので、それを何とか満足のいく状態でお客さんを お迎えしてお返しいただいて、また来ていただきたいという、その部分をもうちょっと突き詰めて いくことに主眼を置いていくしか、今方法ないかなというふうに思っています。

ですので、村長も私と同じ、そういう宿泊の関係にいられますので、そのあたりのこともいろい ろ知恵を絞りながら、ない頭ですけど、知恵を絞りながらやっていきたいなと思っていますんで、 ぜひまたこれからもご尽力のほうよろしくお願いいたします。

私の質問は以上で終わります。

議長(太田伸子君) 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午後 1時54分 再開 午後 1時59分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

第1番(丸山和之君) 1番丸山和之です。本日もまた、一番最後となりました。前回とは違い、 まだWBCは始まっていないということで、しっかりやらさせていただきたいと思います。

村長におかれましては、新しい相棒が決まり、初めての新年度予算の定例会ということで、新年度に向けて気合が入っていることと思います。何事も焦らず、一つ一つ丁寧に取り組んでいかれることとくれぐれも体調管理には気をつけて、新しい相棒とともに力を合わせて頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。

白馬村の観光について、村長のお考えをお伺いします。

白馬村は、"白馬"となって歴史は50年弱でありますが、これは神城村、北城村となっても五十数年ということですけれども、世界的にも国内的にも有名な観光地として認知されるようになりました。

オリンピック効果もあったかと思いますが、これはスキーをはじめとする雪国文化、そして何より四季折々の景観、景色が有名にさせたのではないかと私は考えています。

コロナ禍の制限が徐々に緩和され、コロナ禍以前のにぎわいが村内を歩いていると戻りつつある のを感じています。昨年の実績を大幅に超えてコロナ禍以前の水準に達しているとの話も聞いてい ます。

白馬村も若きリーダーが誕生し、観光局の体制も新しくなり、コロナ禍の制限も緩和され、これ からの白馬村については村民の期待も大きいのではないかというふうに思っています。

そこで、次のことについてお伺いします。

- 1、八方池山荘の建て替え計画は、白馬の新しい魅力を発信できる計画となると考えていますが、 新たな八方池山荘にはどのようなイメージをお持ちでいるか、お伺いします。
- 2、神城断層地震があった白馬村としては、観光地としての危機管理意識を持つことは重要であると考えますが、観光地としての危機管理についてはどのようにお考えか、お伺いします。
- 3、持続可能な白馬を目指すには、通年観光を考えるということは重要であると考えます。繁忙期と閑散期との差をなくすことが必然となってきますが、通年観光についてはどのようなお考えか、お伺いします。
- 4、観光地と文化芸術の組合せは必然だと考えます。白馬村が観光地として将来的にこの組合せ をどのように表現されていくのか、お伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 丸山和之議員におかれましては、お気遣いの言葉を頂き、大変ありがとうございます。しっかりと体調に気をつけながら、新たな体制で職員とともに一つ一つ実現できるよう取り組んでまいりたいと思います。

丸山和之議員からは、白馬村の観光について4つのご質問を頂いておりますので、順次ご答弁申 し上げます。

最初に、新たな八方池山荘にはどのようなイメージを持っているのかについてでございます。八 方池山荘からの眺望は、北西方向には白馬三山が広がり、南東方向には麓への眺望が広がる類いまれな絶景スポットであることは言うまでもありませんが、そのランドスケープと新八方池山荘の建築が一体となり、白馬三山の眺望を最大限満喫できる、白馬で唯一の眺望スポットになり得ると感じています。

また、白馬山岳観光の拠点として、あらゆる属性のゲストに四季を通じて情報や眺望、魅力的なカフェ、食事、宿泊機能を提供できる施設になればと考えています。

そして、本年度、基本設計を行なう中で、検討会議の委員の皆様からもご意見を頂きましたが、 誰でも気軽に行けるユニバーサルデザインの山荘、さらには環境や再生可能エネルギーにも配慮し た、まさに世界水準のマウンテンリゾートにふさわしい施設をイメージとして持っています。

次に、2番目の観光地としての危機管理に関するご質問にお答えします。

観光地としての危機管理を考えるとき、白馬村が観光を主産業として今日の発展に至った陰には、 安全で安心な地域づくりを支える砂防があったことは言うまでもありません。

本村には、土砂災害のおそれのある危険箇所が点在しています。村民が安心して暮らせる地域づ

くりと災害から生命・財産を守ることは、安心・安全な観光環境整備につながることから、砂防事業の推進や早期着工について国や県への要望活動を行なっているところです。

観光庁では昨年3月、「観光危機管理計画等作成の「手引き」」を作成し、発表しました。これによりますと、観光危機管理を観光客や観光産業に甚大な負の影響をもたらす観光危機をあらかじめ想定し、被害を最小化するための減災対策を行ない、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等をあらかじめ計画・訓練し、危機発生時にはそれに基づく迅速な対応を的確に行なうとともに、観光危機の風評対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的に行なうことと定義しています。

観光危機管理は、危機・災害時の旅行者・観光客の安全確保と、観光関連事業者の事業継続を確 実にすることを目的とすることとも記載されており、まさにそのとおりであると実感しているとこ ろであります。

危機や災害が発生したときに旅行者の安全を確保することは、観光自治体と観光関連事業者の重要な役割であることに間違いありません。

また、観光が地域社会や経済を支える重要な柱となっている本村において、観光関連事業者の事業を守ることは、災害後の地域経済の復興にとっても重要なポイントであります。

村では、令和2年3月に、白馬村観光防災マニュアルを作成し、訪日外国人も含め多くの観光客が訪れる本村において、大規模地震などの自然災害発生時に、観光客の安全確保や避難等についての対応を定めました。まずは、このマニュアルを観光事業者等の皆様にご理解いただき、それぞれが観光客の皆様への役割を認識することで、本村の観光危機管理は大きく前進できるものと考えます。

また、村では、これまで、「Safety tips」と呼ばれる観光庁が整備した外国人旅行者向けの災害情報発信アプリを案内してきました。

このアプリは、外国人旅行者が日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等の通知が届き、災害状況に照らした避難行動及び相談先を示した対応フローチャートも表示されるものです。この「Safety tips」の活用に加え、村の防災アプリも多言語対応ですので、長期に滞在される方にはダウンロードいただき、村が発信する詳細な災害情報と併せて活用していただきたいものであります。

次に、3番目の通年観光に関する考えについてでありますが、白馬村の観光地としての経済的持続可能性を考えた場合、先ほどもお話ししましたとおり、ご質問のとおり、施設の別なくお客様にお越しいただき続けることはとても重要です。

スキー以前に登山の文化があった本村ですが、スキーブームや長野冬季オリンピック等もあり、 これまでは冬のイメージのほうが強い時代が長かったと認識しています。

冬だけではない、マウンテンリゾートへの変革を掲げて、官民問わず精力的に活動を続けており、

その一つの帰結として、昨年、岩岳ではグリーンシーズンの来場者数が冬シーズンを超えるという 結果にも結びついています。

しかしながら、コロナ禍でインバウンドは事実上ゼロの中、最も顕著であった事実として、日本 人だけでは平日の稼働は低く、土日や連休に集中する状態から脱することは非常に難しいというこ とです。これは、休日分散化や休暇取得率の向上等、国を挙げて取り組まなければ解決できず、一 朝一夕に変革できるものではありません。

一方で、この冬はインバウンドも回復し、世界中からまたお客様が訪れるようになりました。宿 泊施設もロングステイの方が多く、平日もしっかりとお客様を受け入れている宿泊施設も多くあり ます。

白馬村観光局では、このインバウンド観光の流れを冬だけに止まらないものにしようと、コロナ 以前から、登山を中心に台湾、香港、北欧などに向け、グリーンシーズンのインバウンド誘致事業 を展開し始めていましたが、コロナ禍によって一旦中止を余儀なくされていました。

現状では、国内でもアフターコロナにシフトしていく流れですので、このグリーンシーズンのインバウンド誘致を観光局を中心に重点的に行ない、近い将来、グリーンシーズンの平日にもお客様でにぎわう白馬村を期待するところです。

特に、アルプスのような景観が周辺にないアジア圏の国や、白馬の閑散期に大型の休日がある国などはターゲットに適しているものと考えます。

また、コロナ禍を経験する中で、日常生活の変化もさることながら、幅広い業種での働き方にも 大きな影響が及びました。

その一つとして、テレワークが急速に普及しました。こうした動きに呼応し、村内ではテレワークに必要な通信環境や、リゾートテレワークを推進するための滞在環境を整備する宿泊施設やスキー場等の動きも活発になりました。

こうした働き方の変化や受入れ環境の整備に伴い、企業や個人のテレワーク、ビジネスミーティングの受入れも、平日稼働、通年観光に大きく貢献するものと考えています。

最後に、将来的な観光地と文化芸術の組合せについてお答えします。

欧州や北米のスキーリゾートでは、グリーンシーズンに音楽祭やアートイベントを開催し、閑散 期の集客を喚起することは一般的であります。

白馬村でも、夏季にクラシック音楽のコンサートが開催され、昨年12月には「Hakuba」 Jazz Experience」というイベントも開催されました。

12月定例会の一般質問にもございましたが、民俗資料館やウイング21といった施設や、元来ある農民芸術などのさらなる活用も検討してまいりたいと考えています。

また、文化芸術といえば音楽や絵画、彫刻といったイメージが強いですが、食文化においても白 馬村では少しずつ広がりを見せています。この冬は、山形県鶴岡市の有名イタリアン「アル・ケッ チァーノ」をはじめ、有名シェフや、無名ながら高い才能を持ったシェフが新しい店舗をオープンさせ、以前からの有名店とともに白馬の食を盛り上げています。

元来、スキーや登山といった天候に集客が左右されやすいアウトドア中心だった白馬から、麓に 広がるまちから発信される芸術や食に関するコンテンツが旅の目的となるような多くの取組が花開 き、リゾートとしてさらに深みのある魅力を持つ白馬村に変わるよう、行政としてもできる限りの バックアップを行なうつもりです。

また、平日稼働・長期滞在という点で、観光地と文化芸術を考えますと、必ずしも村内で全てを 賄う必要はないとも考えています。

例えば、白馬村に滞在しながら、県内ほかのエリアの歴史や文化、芸術、食を体験することができれば長期滞在につながり、かつ経済効果の広がりも期待することができます。

これからのことになりますが、ほかエリアとの連携により、互いのリソースやコンテンツを共有し合うことで、新たな魅力や価値を創出することにもチャレンジしていきたいと考えています。

また、繁閑の差という意味では、閑散期は天候不順の時期であることや、山の景色があまり楽しめない時期でもあることから、コンテンツとして、丸山議員のおっしゃる文化芸術を充実させることは、閑散期の魅力をアップできるメリットがあるとも言えるかと思います。

そうした文化芸術にも触れられる観光地であることを様々な場面で打ち出し、雄大なアルプスに 抱かれた四季折々の山の景観や田園風景が豊かで美しい環境の中で、スポーツも文化芸術も満喫す ることのできるリゾートというイメージを根づかせて、持続性ある観光地を目指してまいりたいと 思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) それでは、通告に従いまして順次再質問させていただきますが、これ4問 あるんですけど、ちょっと少しずつつながっていますので、特に3番と4番につきましては、まと めて再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それではまず、八方池山荘についてですけど、基本計画も修正されて、これで進めていくというのが決まり、また基本計画のテーマとして、誰もが行ける山小屋(ヒュッテ)にするということで、これから次のステップに進んでいくということになると思いますが、この事業は山小屋の建物だけではなく、そこまでのアクセスというのも同時に検討する必要があるかと考えています。

そこで、観光課の太田課長に伺いますが、テーマとして誰もが行ける山小屋ということで、お年寄りでも、障がいをお持ちの方でも、小さなお子様でも、誰でもいつでも楽に行けるようになるということかと思いますが、そのために山小屋までのアクセスというのは重要になるんじゃないかなというふうに思います。

理想とすれば、少し大きめのゴンドラ一本であそこまで行くことができるというのが一番理想か

なというふうに感じますが、索道会社とも話し合いながら、一体的に考えていくというような考え があるかどうか、お伺いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

検討委員会の中でも、八方の麓から八方池まで一体的にという意見もありましたし、さらには駅 前が無電柱化されましたので、白馬駅、八方、八方池山荘、これらを一体的にというような話も伺 いました。

今のご質問にお答えするんですけども、やはり誰もが行ける八方池山荘、山小屋というようなコンセプトになりましたので、そこまでのアクセス、ゴンドラですね、ゴンドラとリフト、その辺りも村ではどうにかできるようなものじゃないんですけども、索道事業者の方とも相談しながら、いい形で進めていきたいなというふうに考えています。

検討委員会の中でも、索道会社からは経営状況が改善してくればというような前提の下で、そういった状況になれば、索道と山小屋、一体的な整備というのも少し相談させてくださいというような話もありましたので、前向きに考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 計画の中で、広場部分には当初、芝生というプランもあったかと記憶しておりますが、これは恐らく生態系のこともあり変更になったかと想像しますけど、あそこは特殊な岩石地帯で独特の植生が発達している場所でもあるので、そのための工夫も必要かなというふうに考えますが、例えば靴底の洗浄だとか、体についた外来種の種を飛ばすようなエアカーテンみたいな、そのような設備を設置するというようなことも考えられますが、環境省等のやりとりの中で、そのようなアドバイス的なものはあったのかどうかというのをお聞きします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

検討委員会には環境省の担当者にも入っていただきまして、これまで基本計画策定してまいりま した。

その中では建物とか、あとは許認可に関するアドバイスを、許認可――許可、認可です――のアドバイスを頂いたんですけども、実際の運用ですね、あそこの生態を守るとか、そういった部分まではまだちょっとアドバイスを頂いておりませんので、今後、まだ基本設計ですので、詳細設計とか移る段階で、特に広場の辺りになろうかと思うんですけども、その辺りでのあそこの生態を守るという取組は積極的に取り組んでまいりたいと思います。必要不可欠なことだと思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) そこで、村長にお聞きしますけど、村長もよくご存じかと思いますけど、 全国的にも貴重な高山植物も生育していて、あそこの高山植物地帯は県の天然記念物にもなってい ます。それの保護に村としてもちょっとした工夫をしているということが、村としてのポジティブ キャンペーンになっていくように考えますし、質の高い観光というのにつながっていくようにも感 じますが、ご答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 八方尾根の高山植物に関しては、多様性というところで日本でもトップクラスということでもありますし、自然研究路として活用もされてきているところでございますけれども、新しい八方池山荘というコンセプトの下でも、それは当然に引き継がれていることだと思いますし、何よりそれが対外的にはそこにしかないものとして、世界的にも類いまれなものというふうに認識されるというふうに考えておりますので、その点については、最大限に魅力として活用・発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 村民の方々が、ちょっと今日は天気がいいで山の上でお茶してくるわというくらいになるのが理想なのかなというふうに思っています。

先月の国会でも、コロナの制限により途絶えてしまった人の流れが再び戻りつつある今、地方の 活性化を図り、地方創生に力を入れるときだというふうにも発言されていましたので、やはりこの タイミングをチャンスに変えて、しっかりいいものができるように取り組んでいくことだというふ うに考えています。

それで、次の危機管理についてなんですけど、所管としては総務課になると思いますが、イベントなども関係しているので、多人数時での危機管理というのは、観光課としても常に考えておく必要があるんではないかというふうに思います。

観光防災マニュアルがあるということでしたが、やはりこれも村民の皆さんがこれをちゃんと認知していて、認識されているということが重要なことなんだなというふうに思います。

私も当時、お仕事ご一緒させていただきましたけど、また、こうして仕事を一緒にするなんてことは想像もしていなかったですけど、以前、消防主任も経験されている太田課長にお聞きしますけど、個人それぞれというのは、自助、共助の部分という意識がまず重要だというふうに考えています。

観光地としての危機管理となると、公助までという3つまでを考えていかなければいけないというふうに考えますけど、観光課の中でもそのような危機管理についてというのは何か話し合いみたいなことをされているんでしょうか、答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長(太田雄介君) お答えします。

以上です。

白馬村は、平成26年に地震を経験いたしました。翌年から観光地経営計画―観光地をどのように経営していくんだという計画になるんですけども、それを作成しました。それが平成28年3月であります。

そこには、地震を経験した白馬村だからこそ戦略として設けた一つがありまして、それが危機管理体制の構築ということです。観光地でお客さんが多いときに、何らかの災害が発生したときに、観光客をどのように避難誘導するのか、それから避難誘導した先で、どのように避難生活を支援して、安全に地元、自宅に返すのかというようなことを考えていきましょうというような内容なんですけど、それを形にしたのが白馬村観光防災マニュアル、これは令和2年3月に策定したものなんですけども、そういった経験を基に、観光地、観光課としても、危機管理というか防災という点にも気を配って、もろもろ進めているというところになります。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 危機管理という面では課は関係なくて、共通の認識、意識というのが大切なんだというふうに思います。

観光地としてのしっかりとした危機管理の取組というのが重要なんだというふうなことになって くると思いますが、そこで村長にお伺いしますけど、これからの事業にはそういったことを念頭に 入れておく必要があるというふうになっていくんだと思います。

八方池山荘でいえば広場スペースを確保することによって、そこが避難場所みたいなことに利用できる。また、ヘリポートを設置するということの意味というのが重要なものになってくる。また、前回お話しさせていただきましたけど、図書館でいえば広い公園をつくるんであれば、そこが避難場所として利用可能になるようなものにするというような計画も考えられるというふうに思います。地区ごとの地域に沿った防災計画ということも重要でありますし、村内で避難場所として利用できる場所、設備、施設を把握しておいて、すぐにインフォメーションできるというような状況にしておく必要もあるかというふうに考えます。

このような細かいとこのしっかりとした取組をして、ちょっとした工夫をしているというような ことが、いわゆる質の高い観光につながっていくんではないかと考えますが、答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 今、災害時の避難場所等というところでしたけれども、丸山議員のおっしゃるとおり、常にその視点で考えていくことは重要であると考えておりますし、特に今後つくっていくものに関しては、八方池山荘でいえば、山の事故等が多い場所になりますので、それに対してきちんと避難なり未然に防げるような施設ということを念頭に、構築を考えていかなきゃいけないというふうに思います。

また、複合施設のお話も出ましたけれども、そうしたものを今後造っていく中でも、防災意識、 先ほど増井議員のお話にもありましたけれども、そういったものを常に念頭に、これからの計画を 立てていくことは重要だというふうに考えます。

また、ちょうど今回が予算議会になるんですけれども、来年度のことを考える上でも、やりたい、 実現したい、公約実現というところではやりたいことは多々あるんですけれども、その中でも不測 の事態に備えて、しっかりと基金を積んでおかなくてはいけませんので、それは特に、神城断層地 震を経験したこの村としては重要なことだと思いますので、重点事項としては、安心・安全という ことを念頭に、今回も予算に関しては編成してきたつもりでおりますので、ぜひご理解をお願いし たいと思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 世界のどこかで争い事が起こってしまうということで、同じ方向に向いていたものが、一瞬にしてそれぞれ違う方向に向いてしまう。グローバリゼーションの岐路に立ってしまうというような時代になっています。

今、このグローバルな世界では、このようなことも危機管理として考えていかなくてはいけない、 そういう必要もある。

また、コロナがあったように、今、世界的にはいずれまたそういうときが来る。パンデミックが また再び起こるというふうに言われていますので、このようなことも念頭に入れておく必要もある かと。これもまた防災マニュアルを常に新しいものに更新していって、ちゃんとしっかり周知して いくということが重要になってくるんだと思います。それが質の高い観光につながっていくんだと いうふうに考えています。

次ですね、そこで観光について聞きますけど、観光とは何ぞやということなんですけど、改めま して観光って考えると何だろうなというふうに思ってしまうんですけど、辞典で調べますと、風俗、 制度等を視察すること、また、他国、他郷の景色、史跡、風物などを遊覧することというふうにな っています。

そうすると、白馬には四季折々のすばらしい景色があります。絵になるロケーションもあります。 塩の道などの史跡もあります。それぞれの地域に歴史的な神社仏閣もあります。また、この地で育 まれた雪国ならではの風物もあります。白馬にはこれが全てそろっていて、つまり、観光地として の環境というのは整っているということが言えるかと思います。

そこで、村長にお聞きします。まず、景色ですけど、白馬で景色というのは自然のものですから、 それを守るためにどうするかということを考える必要があるかと思います。環境の保全、景観の保 全、自然環境の変化への対応、温暖化への対応、地球規模で考えていかなくてはいけないことです。 村としても当然対応していくことなんですけど、これだけのロケーションがあるのは観光地として は大変恵まれているということなので、やはり景色は売りにするべきだというふうに考えます。

それで、この景色をゆっくりと眺めながら時間を過ごせる場所というのは必要になる。そのほかに、そのほかになんですけど、絵になる風景を歩いて回れるような、例えば白馬三十六景みたいなものをつくってみたらいいんではないかというふうに考えています。

村内を歩いていただくことで、また新たな魅力が生まれてくるのではないかというふうに考えます。そういう歩いていただくためのそういうものというものをつくってみるというお考えはないかどうか、答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 今、景色のことをお話しいただきまして、村の中のいわゆる絶景スポットというか、そういったところを幾つかピックアップするようなところで、マップというような話が出たんですけれども、HAKUBAVALLEY TOUR I SMのほうでいうと、八景というのをしていたかと思いますが、そういった取組も現在ありますし、あと最近では特に名前をつけなくとも、SNSで絶景スポットが拡散されていくような時代にもなっていますけれども、改めてそういったところを整理してきたときに、こういったところへ行くといいですよというようなものは、マップの中にも絶景スポットとして落とされているような状況もありますので、これから長くこの景色を多くの方に楽しんでいただくために、そういったものを一度整理するというのはいい考えだというふうに思います。

いずれにしましても、先ほど丸山議員おっしゃるように、既にコンテンツとしては非常にここは 恵まれた状況がありますので、それを守っていくために何をするかということを常に念頭に考えな がら、プロモーションをしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 次に、史跡についてですけど、史跡というのは人々がつくってきた歴史である。これはしっかりと保存に努めて、いつでも視察・観賞できるようにしておくことが重要になってくるというふうに考えます。

先ほど言った白馬三十六景に絡めまして、神社仏閣、道祖神、馬頭観音というのを発信していく ことが重要なんだというふうに感じています。

また、世代によっては知らないようなものも、それぞれの地域にまだまだあるんじゃないかというふうに思いますので、これもしっかりと視察できるようなふうにする必要もあるかというふうに考えます。

このように村の中を歩いて回れるような工夫が欲しいというふうに考えますが、その辺、ご答弁 お願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 今、史跡のお話出ましたけれども、塩の道等を中心に、白馬周辺もそういったスポットが多くありまして、公民館でも家族の活動を行なっているところでありますが、それをさらに観光に生かすというところで言いますと、もともとあるすばらしいものをきちんと見える化して、ストーリーをつけて発信することによって、観光資源として活用することができると思いますので、先ほど観光とは何ぞやという話がありましたけれども、光を観るというふうに書くんですが、そうした白馬にもともとある光をきちんと見える形にできるように整理していくことは非常に重要だと思いますし、多額の投資をせずにできることかと思いますので、取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 次に、風物のことについてお聞きしますけど、風物はその地域の生活の中から生まれる文化であると思っています。地域の方々が意識をし、伝承していくということが重要になっていくんだというふうに考えています。

例えば、神社であれば、神社がそこにあれば信仰が生まれて、神事が行なわれ、祭事が生まれる と。村内にもそれぞれの地域でお祭りがあって、その地域独自の風物詩があるんだというふうに考 えています。

村でも塩の道祭りがあるんですけれども、以前のような形での開催は変えるような方向だという ふうには聞いているんですけれども、コロナ禍で開催されなかった時期もありましたけど、私なん か思いますけど、以前のような各地区での振る舞いの規模は少なくなるにしても、小谷はこうする、 大町はこうする、じゃあ白馬はといったときに、あまりネガティブキャンペーンにならないような 形で、しっかりと開催するということのほうがいいんではないかというふうに思っています。

これも観光の素材として利用するようなことも考えていいんではないかというふうに思っています。花嫁なんかを、ぜひ村内からではなくても全国募集かけて、花嫁ですから、そうするとそのご家族も一緒に来ますし、そういった方に白馬に滞在していただいて、そういう風物を体験していただくというようなこともいいんではないかというふうに思いますけど、そういった工夫も必要なんだというふうに考えますけど、村長の答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 今、風物の活用というところでありますけれども、こちらも先ほどと同じように、長い歴史の中でいろいろ築かれてきたものとして白馬の魅力の一つになっていると思いますので、ぜひ活用する方向で考えたいと思いまして、塩の道祭りに関しては、やはりいろんなご意見があるところでありますので、なかなか難しくなってきている部分もあるというお話もある中で、今、丸山議員から出たようなアイデアも念頭に置きながら、観光局と話す中で、お客さんに喜んでもらえて、持続性のあるものというものを研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 村長の公約の中で、昔からあるものを大切にしていって、それを観光に利用していくというように言っていたことを記憶していますけど、私もそのとおりだというふうに考えています。そういった史跡や風物を視察できるというふうな工夫を考えてみてほしいというふうに思っています。

先ほど塩の道祭りの話をしましたけど、名称はどうでもいいんですけど、新塩の道構想みたいなものを提唱してみてはいかがかというふうに思っているんですけれども、広域で人が歩くだけの道があれば、例えば駐車場や宿に戻るのに、今問題になっている鉄路を使用するような形にもなるかと思いますし、広域であるがゆえに長期滞在というような形にもなるかと思いますし、季節ごとの景色を体験するとかということによって、通年観光が生まれるのではないかというふうに考えます。フルシーズンのベースになる観光の素材というのが必要だと感じますが、村長の答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 先ほどの太谷議員からの質問にもありましたけれども、通年ということを考えた場合には、やはり冬の雪以外のところで、特にインバウンドのことも考えた場合には、今おっしゃっているような史跡ですとか風物ですとか文化歴史、そういったところを活用して、さらにはそういったものを多言語で発信することによって、より多くの方たちに楽しんでいただくこともできるかなというふうに考えます。

そうした中で、今、新塩の道の構想のお話あったんですけれども、HAKUBAVALLEY TOUR I SMという3市村の団体もありますし、そういったところと連携を取りながら、ぜひ検討してまいりたいというふうに考えます。

また、大糸線の活用といったところにも結びついてくることだと思いますので、すぐにたくさん はできませんが、頂いたご意見、アドバイスを参考に、今後検討していきたいというふうに思いま す。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 村長は大河ドラマとか御覧になります。

(「見ません」の声あり)

第1番(丸山和之君) なりません。時間がありませんよね。今年は徳川家康、ご存じです、徳川 家康の物語なんですけど、そうすると、側近に石川数正っていうのがいるわけで、そういうのが出 てくるわけです。そうすると、この石川数正というのは松本城を築城した方なので、これがやると いうことはまた今年は松本城にたくさんのお客さんが来るんだなというふうなことは想像できるか と思います。

松本市といえば、最終目標を松本城の世界遺産登録ということに置いて、そのために、今、松本城の外堀、大外堀の復元、それに伴う住居の移動、また、そのための道路の拡幅整備、そして、それに合ったまちづくりというのを今されています。これは市長が有賀市長のときに提唱されて、それが菅谷市長で、今、臥雲市長でしたっけね、今でもそれが続けられている、進行中であるということなんですけれども、人口規模は違えど、このような都市計画というのもあってもいいんじゃないかというふうに考えるんですけど、松本市では、そうやって市民が同じ方向を向いて、同じものを見ることによって市民意識が生まれて、よりよい方向に進んでいく。白馬も観光地ですから、観光のベースになるようなものをプランのもと、そういうものをプランのもとにした都市計画みたいなものも考えられると思うんですけど、村長、お考えあればお聞きしたいと思います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 松本の状況とは違うかもしれませんが、白馬村、特にまた海外のお客さんも 戻ってき始めて、様々な投資も今行なわれるようになってきました。そうした中で、今年から景観 行政団体になりまして、景観の問題ですとか開発に関して、優良な開発という部分といわゆるそう でない部分といったところの線引きをするような形のことをこれから取っていくわけなんですけれ ども、そういった条例というところもそうですし、あとは少しエリアが今ある景観をきちんと守っていく中で、エリアに関しては少しこれからほかの自治体の現状等も見ながら考えていかなければ いけない時期になってきているなというふうには私も感じております。それは少し松本のお話とは 違うのかもしれませんが、同じ観光の資源を生かすという意味では、白馬村にとっては景観が一番 の観光資源ですので、これを守っていくためにどういった村づくり、村の中での計画を立てていく かということは非常に重要だなというふうに思いますので、それに関しては具体的にというところ にはまだお話しできる段階にありませんが、私としても非常にこれまでも強く考えながらきていましたし、これからよりそれに対してできることをしていかなくてはいけないタイミングに来ている と思いますので、何かしらのアクションをしていきたいというふうに考えております。 以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 景色、史跡、風物等、聞いてきましたけれども、これは別々ということではなくて、観光ということでいえば、それぞれが関係していって全部つながっているというふうに考えていいかと思います。全部は、これは白馬の文化だというふうに言ってもいいんだというふうに思います。その地域で暮らす人々の充実したライフスタイルがなければ、理想的なライフスタイルというのは生まれないので、白馬の白馬独自のオリジナルの部分というのをしっかり磨いて、基本的な部分ができることによって、そこに村民の意識が生まれて、充実した生活をつくり、それが質の高い観光につながっていくというふうに考えますけど、村長の答弁をお願いします。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 今、丸山議員おっしゃっていただいたのは、まさに私も同じ考えでございまして、全てが密接に関わっておりますし、それらが相まって白馬の魅力になって、お客様がそれに魅力を感じて来ていただける場所になっていると思いますので、まず、住んでいる私たちが、それがあることを幸せに感じて、暮らしていることがお客様にとっても非常に魅力的な場所であるというふうに言えると思いますので、しっかりと長期的なデザインというんですかね、全体のデザインを考えながら、この白馬がより魅力的な場所で長きにわたり多くの方から愛され、そして、住んでいる人たちも愛していける場所であるように、これから引き続き魅力化に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第1番(丸山和之君) 古きをしのんで新しきを知るという言葉があるように、古きを理解できていないと新しいものは生まれませんし、新しいものをつくるには古きを学ぶということだというふうに思います。この「古き」という部分を理解するということが、白馬はもっとしっかり取り組んで磨いていくべきだというふうに思います。充実したライフスタイルは、必ず芸術・文化というのがついてきます。なぜならば、人類がこの世に存在して普遍的なものといえば文化・芸術だからです。必ずしも必要でないものが、実は一番必要だったりするのかもしれませんということです。

最後に、質の高い観光には文化・芸術は必然であるということを言わせていただきまして、私の 質問を終わらせていただきます。

議長(太田伸子君) 質問がありませんので、第1番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月21日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月22日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日から3月21日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月22日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

令和5年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和5年3月22日(水)午前10時開議

(第3日目)

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和5年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和5年3月22日(水)

(第3日目)

追加日程

日程第 3 同意第 1号 白馬村教育委員会教育長の任命について

日程第 4 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 7 議員派遣について

令和5年第1回白馬村議会定例会(第3日目)

- 1. 日 時 令和5年3月22日 午前10時より
- 2. 場 所 白馬村議会議場
- 3. 応招議員

第 1 番	丸 山 和 之	第 7 番	太	谷	修 助
第 2 番	増 井 春 美	第 8 番	津	滝	俊 幸
第 3 番	横川恒夫	第 9 番	松	本	喜美人
第 4 番	切久保 達 也	第10番	加	藤	亮 輔
第 5 番	加藤 ソフィー	第11番	丸	山	勇太郎
第 6 番	尾川耕	第12番	太	田	伸 子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村		長	丸	山	俊	郎	副	木	计	長	吉	田	久	夫
教	育	長	平	林		豊	総務	課長差	兼税務	課長	田	中	克	俊
健月	長福祉!	果長	松	澤	孝	行	会計	·管理	者会計	·室長	長	澤	秀	美
建	設 課	長	矢	П	俊	樹	観	光	課	長	太	田	雄	介
農	政 課	長	田	中	洋	介	上	下水	道護	長	関	口	久	人
住	民 課	長	太	田	洋	_	教	育	課	長	横	Ш	辰	彦
子育	で支援	課長	下	JII	浩	毅	生涯	学習ス	ポーツ	課長	松	澤	宏	和
総務課	長補佐兼総務	务係長	鈴	木	広	章								

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

- 7. 本日の日程
 - 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
 - 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
 - 3) 追加議案審議

同意第 1号(村長提出議案)説明、採決同意第 2号(村長提出議案)説明、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

- 8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 同意第 1号 白馬村教育委員会教育長の任命について
 - 2. 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 開議宣告

議長(太田伸子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長(太田伸子君) 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補 正予算(第8号)は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。 最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長(松本喜美人君) 改めましておはようございます。それでは私のほうから、令和 5年第1回白馬村議会定例会、総務社会委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案11件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第5号 財産の無償貸し付けについて。

民間事業者実施主体による、子ども第三の居場所事業を実施するため、その用地として土地を無償で約10年間貸し付けるもの。

質疑に入りまして、建設位置について別のところを探したのか、騒音関係で南側となったと提案。 広大な土地の利用価値がなくなる。有効利用も考えて、あそこにしたと思うが、安易と考える。場 所だけの問題、最終的にここしかないという結論でよいかの問いに、絞り込みをして提示した場所 となった。教育委員会でも協議し、理事者も交え、この場所としたとの答弁。

次に、敷地は舗装するのか、トレーラーハウスは移動もあるとの話があった。建設用地に利用があった場合、移動が可能となるのか、行政区は問いに、舗装はしない、移動はしないのが基本。基礎を打設する。公共事業があり、必要がある場合は対応する考え、今のところそのような事案はない。行政区は入り組んでいるので、白馬町・八方口両区に話をしたいとの答弁。

意見としまして、白馬町区だと思っていた。両区に事業内容をしっかり説明してほしい。白馬町 区長は報道で知っていた。子供のためなら協力したい旨の話を聞いている。小谷にお世話になって いる子供がたくさんいて、白馬村にできたらよいと考えて説明したとの意見です。

討論はなく採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

長野県町村公平委員会は、公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少により、54団体が53団体となり、1団体の名称変更による規約改正。規約変更施行日は令和5年4月1日。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決 すべきものと決定しました。

議案第7号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更 する協約の締結の協議について。

大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部変更で、福祉分野の 認知症初期集中支援チームの運営、在宅医療・介護連携支援センター運営、介護保険地域支援事業 の検討の3事業を削除するもの。この協約は令和5年4月1日から適用。

質疑に入り、認知症初期集中支援チームは今まで大町にあったと思うが、それを健康福祉課、地域包括支援センターが担うことになると思うが、推進委員が1人しかいない。村の支援チームは何名体制とするのか。また人材は確保できるのか、の問いに、認知症の相談員は1名配置する。包括支援センターを強化するために、社会福祉士を募集したが、応募がなかった。

背景としては、認知症だけでなく、高齢者相談業務が増加している。相談先として社会福祉士がよいのではと考え、募集した。現在の包括支援センターは、社会福祉協議会の派遣も含め、6名体制。応募がなかった社会福祉士の役割をどのようにしていくかは、福祉で考えるべき。現在、社会福祉士の資格を有する職員もいる。その人材をいかに活用するかは、数ある資源の中から組み立てるべきであると考えるとの答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべき ものと決定しました。

総務課より、議案第8号、9号、12号は関連があるので、一括して議案説明を受け、質疑を実施しました。

議案第8号 白馬村個人情報保護法施行条例の制定について。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、白馬村個人情報保護法施行条例を制定。令和 5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決

すべきものと決定しました。

議案第9号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、白馬村行政不服審査会条例、白馬村多文化共生 社会の推進に関する条例、白馬村情報公開条例、白馬村公の施設に関わる指定管理者の指定の手続 等に関する条例の一部改正。令和5年4月1日施行。

質疑に入り、個人情報保護法施行条例に関する開示決定等の期限について、延長する場合はどういう場合なのかの問いに、開示請求された情報が膨大な量の場合や公開する部分に協議が必要な場合との答弁。

開示決定期間について、情報公開条例では期間を14日以内としていたが、この条例では30日とした理由はの問いに、30日は法律規定。ただし情報公開条例の期限で運用するとの答弁。

討論はなく採決したところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。 文部科学省の通達に伴い、白馬村就学支援委員会を白馬村教育支援委員会に名称改正。令和5年 4月1日施行。質疑、討論はなく、採決したところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛 成により、可決すべきものと決定しました。

議案第12号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について。

白馬村議会の個人情報の保護に関する条例及び白馬村個人情報保護法施行条例の制定に伴う一部 改正。令和5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第12号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可 決すべきものと決定しました。

議案第13号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産一時金を40万8,000円から48万8,000円に引上げ。令和5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可 決すべきものと決定しました。

議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)所管事項。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,805万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を68億847万5,000円とするもの。

所管する課ごとに、主な補正について報告いたします。

総務課関係。

一般管理事業の562万1,000円の減額は、1月の人事異動と人件費の実績によるもの。

企画一般事業の100万円の減額は、ふるさと起業家支援補助金の対象案件がなかったため。 ふるさと納税事業2,234万3,000円の増額は、ふるさと納税の最終見込額5億4,000万円とし、返礼品委託料等の増額。

白馬高支援事業1,108万6,000円の減額は、白馬山麓事務組合負担金。

非課税世帯等臨時給付金事業710万円の減額は、給付額確定によるもの。

電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援金給付金事業2,360万円の減額は、給付額確定による もの。

長野県生活困窮世帯緊急支援金事業930万円の減額は、給付額確定によるもの。

省エネ家電等買換え促進支援事業17万8,000円の減額は、事業確定によるもの。

原油高・物価高騰現金給付事業843万円の減額は、事業確定によるもの。

電算事業203万5,000円の減額は、法律改正に伴う行政システムが次年度に見送られたため。

地球温暖化対策事業465万4,000円の減額は、昨年度同様の補助金公募がなくなり、日本 EVクラブとの連携事業の見送り。

長野県議会議員選挙事業180万9,000円の増額は、4月9日執行予定の選挙費用。

ふるさと納税基金事業1,900万円の増額は、返礼品に充当した特定財源の残金の基金化。

質疑に入りまして、企画一般事業の各種村民への給付金について、残金が多く感じる。予算見込みが多かったのか、対象者が申請しなかったことによるのかの問いに、事業によって異なるが、非課税世帯等臨時給付金と電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金、長野県生活困窮世帯緊急支援金について説明する。

所管課の健康福祉課に聞いたところ、今までの回収結果を基に見込んでいる。非課税世帯等臨時 給付金は、令和3年度実績を基に対象世帯数を推定し、予算計上。令和4年度中の非課税世帯が 3年度より減少したということ。

電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金については、今までの非課税世帯等臨時給付金は未申告者にもプッシュ型を通知していたが、未申告者には通知しなかったこと。

長野県生活困窮世帯緊急支援金については、予算時には外国人を加味していたが、実施では外国 人を加味していなかったこと。

省エネ家電等買換え促進事業補助金、原油高・物価高騰現金給付金は、当初見込みが課題であった面もあるが、プッシュ型通知をしても申請しない世帯も多かったこともあるとの答弁。

企画一般事業の原油高・物価高騰現金給付金のみ質問。1,069世帯に支給との説明。支給対象世帯数と支給実績の割合はの問いに、69.9%支給との答弁。

担当課として予算が課題で、残金が多かったと考えるのか、周知・申請通知方法に課題があったかと考えるかの問いに、プッシュ型だったが、複数の給付金があり、忘れたケースもないとは言え

ないが、給付額で申請しなかったケースもあるのではと考えるとの答弁。

次に、税務課関係。

税務総務事業79万9,000円の減額は、2月の人事異動に伴うもの。

質疑は特にありませんでした。

次に、住民課関係。

戸籍住民基本台帳事業105万8,000円の減額は、郵便局へのマイナンバー作成委託の減額で、総務省と郵便局との委託契約成立のため。

後期高齢者医療事業188万円の減額は、長野県後期高齢者広域連合負担金19万円と、後期高齢者医療特別会計繰出金169万円。

じんかい処理事業234万5,000円の減額は、北アルプス広域連合負担金ほか。

し尿処理事業180万8,000円の減額は、白馬山麓事務組合負担金。

質疑は特にありませんでした。

健康福祉課関係。

老人福祉事業100万円の減額は、措置入居者死亡のため。

介護保険事業361万2,000円の減額は、北アルプス広域連合負担金。

保健予防事業1,415万8,000円の減額は、オミクロン株対応ワクチン接種率低下による。

質疑に入りまして、保健予防事業についてオミクロン対応株の接種状況はの問いに、3月10日 時点の接種状況は全体で4,260名が接種。対象者6,597名で、接種率は64.6%、高齢者 は8割程度接種したが、若年層は低いとの答弁がありました。

次に、子育て支援課関係。

放課後子どもプラン事業120万円の減額は、常勤職員の採用ができなかったため。

児童手当等給付事業5,117万7,000円の減額は、小規模保育園建設工事の進捗率1%に合わせ4,400万円、児童手当不用額1,000万円、過年度還付金282万3,000円増額。

子育て支援事業220万円の減額は、教育相談員の採用ができなかったため。

しろうま保育園運営事業546万9,000円の減額は、保育士の雇用ができなかったため。報酬300万円と給料100万円。

一般職員共済組合負担金180万円と、一般会計年度職員共済組合負担金60万円の不用額。広域入所負担金園児3名分で89万8,000円増額が主なもの。

母子健康事業253万円減額は、事業実績によるもの。

質疑は特にありませんでした。

次に、教育課関係。

北小学校教育振興事業365万5,000円の減額は、学校講師欠員による報酬311万円と、 手当54万5,000円。 中学校管理事業178万6,000円の増額は、燃料費と光熱水費。

中学校教育振興事業200万円の減額は、ICT支援員が年度中途で県費教諭に移動となり、報酬の減額。

質疑に入りまして、中学校教育振興事業の会計年度任用職員報酬の減額について、ICT教諭の 県費負担とのこと、今後も県費なのか、県費対応は何名いるのかの問いに、中学に1名配置されて いる。ICT教諭は、もともと2分の1がICTで、残りの2分の1は県費職員で加配となってい る教諭。加配の教諭が急遽産休の代替教諭となる。2分の1は村費負担のICT教諭で、残りの 2分の1は県費負担の加配の教諭。ICT教諭を外れて産休の代替教諭となることから、村費負担 分が減額となる。なお、ICT教諭は必要なので、ICT教諭としてもカバーしてもらっていると の答弁。

さらに補足答弁といたしまして、県費ICT教諭の2分の1の特別加配は、先進校として昨年と 今年の2年間特別加配されている。2分の1では1年間雇用できないので、2分の1を村で補助し て予算計上し、2年間ICTのパイロット校としての特別加配された。これは4年度で終了。5年 度からは小学校・中学校を、北小を本部校にしている教諭に3校回ってもらう予算化をしていると の答弁。

次に、生涯学習スポーツ課関係。

スノーハープ維持管理事業の28万6,000円の減額は、のり面改修工事の入札差金。 スポーツ振興事業61万2,000円の増額は、スノーハープクロスカントリー負担金。 スキー大会推進事業100万円の増額は、八方技術選負担金。

ナショナルトレーニングセンター事業505万8,000円の増額は、交付金清算による国庫返還金。

ウィング21維持管理事業281万円の増額の主なものは、トイレ修繕費195万6,000円。 工事内容は和式から洋式トイレ、ウォシュレットと暖房便座改修。

質疑に入りまして、ウィング21維持管理事業の修繕費について、トイレは何基施工かの問いに、 2階も含めて21基との答弁。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案14号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可 決すべきものと決定しました。

議案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億 1,721万1,000円とするもの。

- 一般被保険者国民健康保険税は300万円の減額、調定状況による。
- 一般被保険者医療給付費納付金201万1,000円の減額。
- 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金126万2,000円の減額。

保険給付費負担金等償還金31万6,000円増額、再計算によるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第15号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可 決すべきものと決定しました。

議案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億652万2,000円とするもの。

一般会計繰入金32万1,000円の減額。

保険基盤安定繰入金は、金額の確定により136万9,000円減額。

繰越金は、金額の確定により41万2,000円増額。

歳出では、広域連合負担金は136万8,000円の減額。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第16号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可 決すべきものと決定しました。

陳情第4号 白馬村小中学校給食費の無料化を求める陳情。

提出者は、白馬村の学校給食を考える会世話人代表、郷津奈々です。受理年月日、令和5年2月 17日。

陳情内容は、村内の小中学校給食費の無料化を求めるとともに、村の予算配分を見直し、子育て 支援の拡充を求める陳情です。

陳情提出者より趣旨説明の申出があり、説明終了後に審査を実施いたしました。

説明者への質疑といたしまして、962名の署名が集まったが、署名しなかった者の意見を聞き たいとの問いに、給食費より先に村バスを運行してほしい。だが本当はどちらも希望しているとい う声。子供が高校生となった保護者は、ちゅうちょしていた。今回の署名活動は、保育園児、幼稚 園児、児童生徒がいる母親たちに積極的に声をかけたとの答弁であります。

次に、議会に無料という文面で陳情が出ると、無料にするという気持ちで解釈してしまう。いきなり無料という文面での陳情では、それを無理と判断してしまう。無料とした意味はどのようなことなのかの問いに、100円でも半額でもとの声の記載を考えたが、それは行政が判断することと考え、一番の理想のみを記載したとの答弁。

意見といたしまして、白馬村の教育関係予算は他町村と比較しても見劣りしていないと思う。第 3子からの支援も予算化している。今の予算は妥当と考える。

もう1つ意見がございまして、発達期において、食は重要だと思う。食の質を落とさないことは最もなこと。村の財政面からもいきなり無料は厳しいが、子供が健康で育つため、給食の質を維持する努力は必要だと思う。段階的な補助、第2子からの補助など、いろいろな考えはあると思うが、現時点では完全無料化は厳しいと思うという意見であります。

次に、審査に入りまして、行政への質疑を実施。答弁者は、横川教育課長であります。

学校給食の現状と課題について説明を求めたいとの問いに、教育委員会は無料化を反対している ものではない、現状等資料に基づき説明を頂いております。説明内容については省略させてもらい ます。

陳情は無料化を求めるとのことだが、内容を見ると、村の予算配分の見直し、県と協力しての早期無料化とある。いきなりすぐに無料というものではないと思う。少しずつでも補助していくこと、中学校から半額補助からでも始めてはどうかと考える。20円を50円にする方法もあるとの問いに、給食費以外で子育て支援関係を予算化しているので、今回は予算化していない。徐々に村長の意見を聞きながら対応する。給食で栄養を得ている子供もいる。本来給食費の無料化は国が対応すべき事項との答弁。

意見といたしまして、子供は村の宝、様々な補助が行なわれている。全国的に子育て支援は選挙 公約にある話、無料化とすべき家庭とそうでない家庭があると考える。陳情は現状の補助額の引上 げを求めるものではなく、無償化を求めている。他市町村との差は成り立ちの差もあると考える。 豪雪地帯として必要な経費もある。村の安全な野菜を使用して質を上げることが重要との意見があ りました。

討論に入りまして、まず賛成であります。採択すべき。給食費無料は少子化対策、体づくり等につながる。それが事業につながる。村のブランド力が上がる。無料化を実施することで国・県の補助が制度化されるようになる。福祉の増進として採択をしたい。温暖化対策だけではない。

次に、反対討論です。無料化を求めている陳情なので、反対。補助は実施しており、子育て施策 も実施している。無料化だけではない。

次に、賛成です。無料化と書かれると反対となるが、無料化に段階的に行くということで賛成。 次に、反対。無料化を求められても難しい。子育て支援も始まったばかり。段階的に考えるべき。 次に、反対です。一気に無料は難しい。5年度予算には子育て支援関係が予算化されている。今 後近隣の様子を見ながら実施。

採決したところ、陳情第4号は、委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定しました。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長(太田伸子君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 財産の無償貸付については、

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 長野県町村公平委員会を共 同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、委員長報告のとおり決定すること に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 大町市及び白馬村における 北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長 報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村個人情報保護法施行 条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 デジタル社会の形成を図る ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、 委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村手数料条例の一部 を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに替成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村国民健康保険条例 の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第15号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告 のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第16号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとお り決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。 陳情第4号の討論に入ります。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。第10番加藤亮輔議員。

第10番(加藤亮輔君) 10番加藤亮輔です。村民有志の方が提出した給食費の無料化を求める 陳情書の採択に、賛成の立場で意見を述べます。

理由は、給食費の無料化は子供たちの体づくりに貢献し、心の発達にもプラスになります。また、子供たちに楽しい食事時間を提供できます。第3に、児童生徒の保護者に喜ばれ、その分生活費にゆとりが出ます。第4に、ゆとり分は地域に循環し、地域経済を助けます。また、親子の対話が増加します。第5に、食文化を向上させ、生産者への感謝が深まります。第6に、子育て支援、少子化対策にも波及します。第7に、白馬のブランド力が高まります。

以上のように、給食費が無料化になれば、子供の世界も家庭も白馬村にもメリットがあり、三方 よしの事業です。

なお、3月20日の読売新聞によると、自民党の茂木幹事長も、少子化対策の一環として、小中 学校の給食費無償化をぜひ実現したいと意欲を示したと報道されています。このことは、給食費無 料の要求は全国の要求になっていることを示しています。白馬村でも、ぜひこの陳情を採択してく ださい。皆さん、よろしくお願いします。

以上です。

議長(太田伸子君) 次に、原案に反対の方の発言を許可いたします。第1番丸山和之議員。

第1番(丸山和之君) 1番丸山和之です。反対の討論をします。

学校給食費法第4条において、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給 食が実施されるように努めなければならないとされていて、給食の実施については努力義務という 形になっています。なっていますが、白馬村では、学校給食の重要性を鑑み、完全給食を実施して います。

また、今定例会において、重点項目の一つに子育て支援の推進を掲げ、予算規模の1割をそれに 充てるなど、子育て支援関係を予算化していて、現時点での完全無料化は厳しいと考えます。

よって、陳情第4号 白馬村小中学校給食費の無料化を求める陳情については、反対といたします。

議長(太田伸子君) 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。 5番加藤ソフィー議員。

第5番(加藤ソフィー君) 第5番加藤ソフィーです。賛成の立場より討論させていただきます。

憲法第26条では、義務教育はこれを無償とするという一文があり、授業料や教科書は無償ということになっています。一方で、学校給食法では、給食の食材費は保護者負担とされております。

しかし、学校給食法第1条には、学校における食育の推進が明確に位置づけられており、学校給食の時間は、お昼ご飯を食べるという役割だけでなく、同時に食育という一つの授業でもあると捉えます。義務教育課程の中で、給食は子供たちにとって生きた教材であり、加えて、子供たちの日々の生活や成長に直接的に関係してくるものです。

昨今の物価高や燃料費高騰は家計にも大きな影響を与えていること、そして陳情提出者が集められ、3月3日に村長宛てに提出された926筆の給食費無料化を求める署名の声を無視することはできません。

継続的な財源の確保が課題となっていることから、国や県への協力の要請も含め、本村において も無料化を進めていかなければならない時期に来ております。

よって、陳情第4号への賛成討論とさせていただきます。

議長(太田伸子君) 次に、反対の方の発言を許可いたします。第4番切久保達也議員。

第4番(切久保達也君) 4番切久保達也です。反対の立場で討論いたします。

学校給食は、発達期における子供たちにとってはとても重要です。白馬村の宝である子供たちが健康で育つために、村は給食の質を維持していくことやアレルギー対応をしっかり行ない、子供たちが健康で育つための給食を提供していく義務が村にはあると思います。

その上で、今回の陳情は、現状の補助額の引上げを求めるものではなく、無料化を求めています。 現在も白馬村財政状況は大変厳しい中で、教育関係予算では他の市町村と比べても決して見劣りは していません。私も無料化にできるなら、してあげたいという考えもありますが、今後数年の財政 状況を考えますと、まずは補助増額や第2子からの無料化など、段階的に考えていくべきと考えま す。

以上。

議長(太田伸子君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。陳情第4号 白馬村小中学校給食費の無料化を求める陳情を、原案のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長(太田伸子君) 挙手少数です。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。 続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。 **産業経済委員長(津滝俊幸君)** 第8番津滝俊幸です。それでは、令和5年第1回白馬村議会定例 会産業経済委員会審査報告を行ないます。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案が4件、陳情3件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第10号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について。

白馬村歴史的古民家「庄屋丸八」は、本条例の施行(平成20年1月1日)をもって公の施設として供用開始となり、第4条の規定に基づき、指定管理者に施設の管理を行なわせてきました。供用開始から15年が経過し、公の施設としての役割が終えたことから、本条例の廃止により公の施設としての供用を廃止するものであります。

質疑、意見に入り、公の施設を廃止した後の建物はどうなるのか、普通財産として貸し出していくことになる。土地所有者との間で売却についての交渉もしたが、相手側からは不要との回答があり、現在使用している運営会社へ月額8万円で賃貸していくと答弁がありました。

建物と土地が同一所有者でないことが以前より問題。土地を村が取得し、建物と一体として売却あるいは貸出しすべきではないか。土地所有者は建物周辺一帯に古民家を移築し、コテージなどとし、観光開発していく予定だったが、事業を断念。数年後には土地を売却していく意思は確認している。また、建物についても運営会社は購入してもよいと聞いているが、いずれも時期については未定であり、土地は現状のまま建物のみを賃貸していくこととした。建物は今後売却していく予定だが、土地購入についても検討していく。

意見として、今後、建物の売却については村民益となるよう、交渉については十分留意すること を望む。

議案第10号について、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決 すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)所管事項です。 観光課関係。

観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業、工事請負費141万5,000円の減額は、頂上 宿舎防火扉設置工事を行なわないことによるもの。

観光振興費972万1,000円の減額の内容は、商工振興事業の創業支援事業補助金600万円と白馬村商工振興資金預託金500万円と合わせて1,100万円の減額で、事業確定によるもの。

新型コロナウイルス感染対策事業の127万9,000円の増額は、抗原検査キットの補充によるもの。また、繰越明許費として、観光商工費、観光費、山岳観光施設維持補修事業321万4,000円は、山小屋の修繕費等は次年度へ繰り越されます。

質疑、意見に入り、創業支援について交付申請者は何人か、また利用者が減少傾向にあると聞く

が、その理由は。今年度は、申請者は1名、創業塾の利用者は毎年30から40名程度、受講後の 翌年に事業を申請する者もいる。減少理由については、不明。

また、交付申請基準を変更したのかの問いに、基準の変更はない。事業説明については、商工会経営指導員から申請者本人からの説明に変更された。

続いて、建設課関係。

土木総務費148万8,000円の減額は、県単事業負担金で駅前無電中化事業の4年度事業完 了に伴うもの。

道路維持費6,738万6,000円の増額は、村道維持補修事業工事に210万4,000円、除雪事業7,100万円増額で、村道の穴埋め補修や除雪委託費の委託料の不足分が主なものです。除雪機械整備事業571万8,000円減額は、凍結防止剤散布車の購入費確定によるもので、道路新設改良費1,213万2,000円の減額は、会計年度任用職員報酬の減や村道改良国庫補助事業の設計委託料等の精算、道路改良起債事業の飯田地区大和出路切改良事業を次年度に繰り越すことによる993万2,000円減が主なものです。

住宅費90万円の減額は、克雪住宅普及促進事業の利用者がなかったためによるもの、また、繰越明許費として、土木費、道路橋梁費、除雪機械整備事業2,640万円は、凍結防止剤散布車購入、村道改良国庫補助事業1億3,390万円は大和出踏切改良工事と牧寄橋修繕工事が次年度へ繰り越されます。

質疑、意見はありませんでした。

農政課関係。

農業委員会費と農業総務費の110万円減額は、人件費に関わるもの。

農業振興費276万4,000円減額は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金109万4,000円、白馬村農業再生協議会負担金68万4,000円、環境保全型農業直接支払事業50万円、青年就農給付金交付事業150万円が主なもので、それぞれ事業確定によるものです。

農地費597万7,000円減額は、多面的機能支払交付金事業205万1,000円、圃場整備事業72万6,000円、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業工事請負費300万円が主なものです。事業完了や年度間調整によるものです。

林業振興費9万9,000円減額は、森のエネルギー推進事業や森林経営管理制度推進事業の事業完了によるものです。また、繰越明許費として、農林業費、農業費、圃場整備事業2,320万円は、北上南部地区の用水路の蓋設置工事と北上北部地区の設計委託。犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業4,444万円は、工事が次年度へ繰り越されます。

質疑、意見に入り、特産品事業の白ネギ試験栽培委託料の減額理由は、圃場整備事業に関わる高収益作物の試験栽培において、当初は村が事業主体で行なうとしていたが、大北地域の他市町村でも同様の事業は行なわれており、JA大北が一括して行なうことになったため減額となった。

また、経営所得安定対策等推進事業補助金の131万4,000円の増額の内容は、農水省で行なっている電子申請の e MAFFを全額国の交付金を使い整備するもの。今後、村の保有する農業情報を電子データとして共有化していく。

続いて、上下水道課関係です。

環境衛生費、公営企業電力価格高騰対策支援金241万円は水道事業へ、公共下水道事業費、公営企業電力価格高騰対策支援金125万円は下水道事業へ、それぞれ国の新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から補助していきます。

質疑、意見はありませんでした。

全体を通して討論はなく、採決したところ、議案第14号 委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)。

収益的収入に2,009万円を増額し、3億3,275万1,000円、収益的支出に494万8,000円を増額し、2億8,064万1,000円に。予算第4条本文括弧中、不足する額4億711万3,000円を不足する額3億9,791万3,000円に改め、資本的収入に670万円増額し、5,732万8,000円、資本的支出から250万減額し、4億5,524万1,000円とするものです。

収益的収入では、水道使用料や加入分担金の営業収益や電力価格高騰による支援金の営業外収益の増額が主なもの。

収益的支出では、動力費などの電気代の増額が主なもの。

資本的収入においては、企業債の増額。

資本的支出では量水器の減額が主なものです。

質疑、意見はありませんでした。よって、議案第17号について討論はなく、採決したところ、 委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第18号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)です。

収益的収入に1,673万3,000円増額し、5億243万4,000円に。

収益的支出に40万5,000円増額し、4億8,552万3,000円に。

予算第4条本文括弧書中、不足する額1億2,109万5,000円を不足する額1億1,686万1,000円に改め、資本的収入に274万2,000円増額し、3億5,958万7,000円に。 資本的支出から149万2,000円減額し、4億7,644万8,000円とするものです。

収益的収入では、下水道使用料の営業収益や電力価格高騰による支援金の営業外収益の増額が主なもの。

支出においては、動力費などの電気代の増額が主なもの。

資本的収入では、区域外流入分担金や受益者負担金の増額で、資本的支出では、駅前無電柱化に

伴う設計委託料の減額が主なものです。

質疑、意見はありませんでした。

議案第18号について討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情についてです。

提出者は長野市一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長土屋長命、受理年月日は令和5年 1月24日。

陳情内容は、建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格を設定し、その設定については、発注予定額の90%以上とすることを要望する陳情です。

質疑、意見に入り、最低制限価格の設定を90%以上望むものだが村の現状はの問いに、要綱を 定めて対応している。計算式に当てはめると60から82%で設定される。業務内容により変わっ ていくことを理解いただきたいと答弁がありました。

討論はなく、採決したところ委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しました。 陳情第2号 耐震診断・耐震改修に関する陳情についてです。

提出者は長野市一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長土屋長命、受理年月日は令和5年 1月24日。

陳情内容は、耐震診断業務の発注に際して、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠した契約が行なわれること及び改修工事の業務報酬の算定について、新たに示された告示98号に基づき改訂された、官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領により算定することを要望する陳情です。

質疑、意見に入り、村有施設の耐震改修状況はの問いに、建設課所管施設については、耐震診断・改修ともに完了している。また、設計料の算定については、国の基準により積算していると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第3号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情についてです。

提出者は長野市一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長土屋長命。受理年月日は令和5年 1月24日。

安全・安心な社会インフラの確保の為に建築物の設計・工事監理業務の発注に際して、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示を見直された事に伴い、新しい基準である国土交通省告示第98号に基づき改訂された官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領に基づく算定が行なわれるよう望む陳情です。

質疑、意見に入り、工事の設計積算方法はの問いに、積上げで積算している。総事業費にある掛

け率を乗じて行なう方法は行なっていない。ちなみに長土連や広域連合の受託料は率方式を採用していると答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長(太田伸子君) 委員長……。

産業経済委員長(津滝俊幸君) すみません。訂正お願いいたします。議案第18号 令和4年度 白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)の収益的収入に1,673万3,000円増額し、5億 243万9,000円に改めてください。私が、9,000円のところ4,000円と読んだようで ありますので、9,000円と改めてください。

以上、訂正をお願いいたします。

議長(太田伸子君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村歴史的古民家設置 条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第17号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定する ことに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。 議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。 陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 最低制限価格の設定に 関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数 学手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決 定いたしました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第2号 耐震診断・耐震改修に 関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決 定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 国土交通省告示第 98号の履行に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに替成の方の挙手を求めます。

(多数 举手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決 定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査していただきました議案第14号の討論に入ります。討論は ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議

案第14号 令和4年度白馬村一般会計補正予算(第8号)は、委員長報告のとおり決定することに替成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。 ただいまから5分間休憩といたします。

> 休憩 午前11時13分 再開 午前11時18分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎予算特別委員長。

予算特別委員長(丸山勇太郎君) 令和5年第1回白馬村議会定例会予算特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において、予算特別委員会に付託された案件は予算審議6件です。5日間にわたり審査 しました。

令和5年度予算の概要、ざっくりわかる白馬村予算の説明を参考に、各会計の予算書により慎重 審査した概要を報告します。

議案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ60億5,600万円。前年度当初予算比1億8,000万円の増。 基幹歳入の村税は14億4,600万円。普通交付税は17億8,700万円を見込んだ。

丸山村長初の予算編成では、将来を見据える中で、重点的かつ積極的に取り組むべき分野として、 1、ゼロカーボンの推進、2、デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進、3、子育て支援(少子化対策)の推進を掲げる一方で、重点分野以外は、これまで同様の一般財源の枠配分方式を取り、各課の主体性と自立性を重んじ、前例踏襲することなく取捨選択する自己責任型予算要求方式とした。その結果、令和4年度に続き当初からの財政調整基金の繰入れはしない。ふるさと自馬を応援する基金からは3億6,800万円を繰入れ計上。メリハリのある予算編成ができたとの説明がありました。

次に、各課審査の主な質疑、意見について、審査順に報告します。

総務課関係では、EV充電のインフラ整備は、電気料金高騰から考えるとEVの普及は減速するように感じる。時代の流れもあり予測は難しいが、チェックシートなどによる各家庭への電気削減啓発と、自家発電に対する補助を手厚くすることで、EVの普及にも繋がるのではとの問いに、電気全般で回答すれば、ゼロカーボン施策は何を推進するか検討した。村民個々の努力による部分も多くあるが、白馬だけの取組で温暖化は止められない。施策を実施することによる化石燃料の削減、

自分たちでエネルギーをつくることによるメリットを重点的に検討した。ガソリンから電気への転換、家屋の断熱改修、家庭用太陽光パネル普及による自給率の向上、それらを念頭に組立てた。 個々への啓発については、シンポジウム開催を計画しているとの答えでした。

EV充電インフラは助成金を活用するとのことだが、採択されない場合も更新するのかの問いに、 役場の充電設備更新は、採択されたら実施するとの答え。

DXコンサルティング委託料800万円の人材は確保されているのかに対し、村としてシステムエンジニアではなく、ITのデザイナー的な要員を希望し、国の地方創生人材支援制度に手を上げ、活性化企業人の併用を求めた。2社と交渉し1社と合意した。相手方は委託業務として権限付与を希望。会社全体でのバックアップも行なう。庁内の状況を把握し業務改革を進める。期間は2年間との答えでした。

空き家推計モデル実証実験委託料は推計データをまとめるということだが、既存データを活用し、 今後の空き家を推計するのか。空き家に見えてそうでないものも多い。そもそも村内に空き家は多 く存在するのかに対し、平成28年に空き家調査を行なったが時間が経過している。その結果や国 勢調査の結果と、区長や住民から寄せられる空き家情報を提供し、総務省と東京都立大学で推計し てもらい今後に生かしていく。空き家の定義は難しい。特定空き家となる危険性のある建物や、譲 渡希望の建物情報の入手と提供も必要と考えるとの答え。

協働のまちづくり推進補助金の交付先はに対し、村の手数料9%を差し引き、白馬村スキークラブと白馬インターナショナルスクール財団に交付するとの答えでした。

次に、建設課関係です。

除雪委託料の単価10%アップは、県単価に近づけるということかの問いに、県単価の改定に合わせて村単価を改定する。近づけるよう努力はしているとの答え。

道路改良起債事業の工事請負費7,490万円の場所はどこかに対し、神城地区のオリンピック 道路。新田の山麓線ほか村内各所の舗装修繕。無散水消雪施設の修繕との答え。

白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業の補助金は5軒分の計上だが、国・県事業との一体実施は出来ないのかに対し、国・県事業の補助に上乗せ補助する。国補助と県補助は併用できない。国・県の補助基準に合致したものに交付するとの答えでした。

次、税務課関係です。

軽自動車の納税証明書は電子証明化されているかに対し、1月からは電子化されたとの答え。 個人番号の連携について納税面でのDX化などの考えはあるかに対し、番号を利用できるのは、 法律または条令に規定されている事項のみ。よって個人番号を活用した課税・納税までは出来ない 状況との答え。

外国人の滞納状況はに対し、固定資産税は納税管理人がいるため多くない。国保税も転入時に前 納しているので多くないとの答え。 DX化により人員削減はできるのかの問いに、今回のDX化は適正課税のためのもので、人員削減にはつながらない。滞納が減少すれば、兼務する徴収要員の兼務を解除するという減少は可能となる場合もあるかと思うとの答えでした。

次、農政課関係です。

農業委員は改選年となるが何年間も定数が変わっていない。見直す時期では。認定農業者、女性枠の設定の考え、現在の定数と、他の同規模自治体との比較はの問いに、農業委員定数は12名と農地利用最適化推進委員が2名の計14名。よそとの比較はしていないが規模に応じた人数。女性委員は国県の指針。地区推薦もあり限定されるのが課題。定数は研究させてもらいたいとの答えでした。

新規就農時の農地保有面積が軽減されたが、移住者限定と聞く。その点の説明をとの問いに、移住施策として移住者は1反歩以下でも良いとした。国からは多くの者が農地を保有できるようにとの観点から、農地保有下限面積の撤廃を求められている。農業委員からは登記目的となることもあるので慎重論がある。就農日数150日の確認との意見もある。広報に掲載し周知するとの答え。

大川用水電動ゲート設置・小水力発電事業は、電動ゲート費用が3,000万円となると、小水力発電には1億円となるが、小水力は事業費が今後さらに高騰しても実施するのか。売電収入の年額見込みは。元を取るのに二十二、三年かかる、今が限度ではの問いに、売電収入見込みは、単価34円で試算すると年間約480万円。補助事業上、事業費が県と協議している1億3,700万円から3割を超えた場合は重要変更認可が必要。その辺りで元を取れるかを含め、見直すかは内容を精査して判断する。ゲートの電動化は実施するとの答え。

地籍調査事業は大出とのことだが、大出以降はどこの調査を行なうかとの問いに、決まっていない。地域的には調査が困難な所も想定されるので、1年間かけて検討していきたいとの答え。これに対する意見として、地籍調査は和田野に入るべき。地形上、災害発生が心配。外国人所有が多い中、建設課による中心村道敷の分筆事業が終了し、周辺にくいが入った今がチャンス。課税反映のためにも中部地区の早期完了を要望する。また、全体的意見として、特産品、担い手農業者、林業経営者など、20年、30年先の次世代のため、現在の従事者を減らさない施策を希望するとの意見がありました。

次、住民課関係です。

環境衛生委員の役割は。ごみ排出抑制の啓発は求めていないということでよいかに対し、地区集 積場は行政区管理であり、その管理をお願いしたい。管理には啓発も含まれる。村も必要なら地域 に出向くとの答え。

ごみの減量、分別・出し方の指導が必要と思う。資料配布だけでなくアクションを住民課主導で 行なう必要があるのではないか。村に焼却施設があった頃はごみ減量の取組があった。ごみの排出 量も村民に発信してもらいたい。白馬村は小規模事業者が多いが、事業者向けや外国人向けの啓発 はの問いに、排出量はコロナ禍で減少したが、今後は増加に転じると想定。事業系ごみの排出量が 15%増加。家庭ごみは6%。啓発はして行きたいとの答え。

個人番号について交付件数は。白馬村としての普及計画と利用策はとの問いに、交付枚数率は 64.7%、申請率は81%。コンビニ交付が可能となった。利用については新年度以降検討。今は普及率の向上に努める。村でのインセンティブは考えていないとの答えでした。

会計室関係は質疑はありません。

議会事務局関係では、ユーテレ白馬での議会中継の視聴率は把握できるか。できないなら総合計画等のアンケートの設問に追加して調査をの問いに、視聴率把握はユーテレの設備的に出来ない。 アンケートへの設問は、良いことなので加えていきたいとの答えでした。

上下水道課関係は、質疑ありません。

健康福祉課関係に入ります。

介護予防・地域支え合い事業の避難行動要支援者台帳システムは有効利用されているのか。システムの内容はの問いに、電算のシステムを使用。毎年、障害者手帳所持者、介護の要介護度、独居・母子等を抽出し、このシステムで要配慮者名簿を作成し、民生児童委員に配付して見守りをお願いしている。システムは活用しているとの答え。

乗合タクシー運行事業の年齢制限は、撤廃なのか緩和なのか。撤廃すれば利用者が増加すると考える。台数・運行時刻の見直しはするのかの問いに、撤廃の方向。自己で運転できる者もいることから急激に増えることは想定していない。保護者が迎えに行けない子どもの利用も想定。6月頃からの運行を目途に、動向を見ながら台数等の検討をしていきたいとの答え。

グループホーム誘致は、土地を貸すことで終わりでない。村は今後どの様に関わっていくのかの 問いに、白馬・小谷住民の優先入所をお願いして行く。入所者数が満たされない場合、他地域から の入所が考えられ、いかに白馬・小谷で抱えておくかといった課題があり、事業者と話しをしてい きたいとの答え。

がん検診は、若年層の検診が必要ではの問いに、集団検診で実施。子宮がんは20歳から。それ 以外は40歳から。無料券を配布し、きっかけづくりをしているが継続していない。検討を加えて 推進するとの答え。

意見としまして、民生児童委員は今後なり手がいなくなっていく。地区別の配置人員の見直しや、 報酬の見直しを検討されたいというものがありました。

観光課関係に入ります。

AIデマンドタクシーは、村民利用増加の観点からバス停増設の考えは。また、グリーン期に運行する考えはの問いに、同様の指摘をいただいている。このバス停はナイトシャトルバスを運行していたときのバス停。まもなく運行会社との会議があり、そこでバス停増設を提案する考え。白馬村は通年型観光地を目指しているので、展望としてグリーン期も含め通年運行し、使い勝手のよい

交通形態としたいとの答え。

新たな地方創生推進交付金事業は半分が一般財源。採択前事業予算の一般財源を認めることをどう考えればよいか。不採択の場合は、どうするのかの問いに、予算編成の考え方として、総計予算主義として内示前の事業も収入を見込み計上している。不採択の場合は、一般財源に振り替えてできる事業もあれば、見送る事業もある。内閣府と事前協議し採択される見込みで計上しているが、プロモーションは重要なので、観光課としては、不採択でも何とかプロモーション費用は確保していきたいとの答えでした。

観光地経営会議運営支援委託料は、新規財源確保に向けた使途決定組織の編成とある。組織の役割とスケジュールはの問いに、この委託料で2つ行ないたい。1つは、経営計画推進に関するメンバーを再度洗い出し、しっかりした計画推進体制の構築。2つ目は、観光財源に関すること。使途は村ではなく使途決定機関を設置すると報告書にある。スケジュールとしては、使途決定組織の構築、交付先決定団体の構築を令和5年度中に固めたい。総務省協議・条例制定等についても5年度で整理し、6年度で住民説明会や周知。7年度から課税を開始していきたいと考えているとの答え。新たな観光財源の名称はどうするのか。宿泊施設が特別徴収義務者になってもらうことは変えないのかの問いに、報告書には、宿泊を対象とする「白馬のみらい観光税」という名称が記載された。そこに戻ることは考えていないので、この名称で動かすためのもろもろの準備を進めていきたいとの答えでした。

子育て支援課関係です。

保育士不足についての課題は何か。解消策としての待遇改善はあるかの問いに、保育士不足は全 国的な問題。予算上は必要人数を計上しているが現在は達していない。待遇面だけでは解決しない 現状がある。給与は人事院勧告で向上はしている。働き方改革で、夕方の延長保育は資格の無い職 員にも入ってもらい負担を減らす体制という答え。

民間の小規模保育施設が開設すると待遇で比較される。連携が重要ではの問いに、保育士は取り合いにならないように事業者と話をしている。開設する民間事業者は全国展開しているので、現地雇用がだめなら、自社の社員の派遣が可能との説明はあるとの答え。

子育で全般で予算の1割になる。アンケート等による保護者ニーズの把握はされているかに対して、アンケートはしていない。白馬村は働き方が特殊。核家族化と自営業が多く外国人も多い。労働力不足から共働きが多く、出産してもすぐに働かなければならない。3歳以上は定員割れだが、3歳未満は希望が多い。入園希望の際に保護者面談は実施しているとの答えでした。

意見としまして、保育・子育て行政全般が転換期に来ている。議会も把握できていないので、今後の動向把握のために、補正予算を組んでもアンケートを実施されたい。

また、説明のありました子どもの第三の居場所事業の事業遂行プロセスや配置計画では、複数の 意見がありました。 教育課関係に入ります。

スクールバスに中学生の冬期間の乗車を実施するとの説明だが、拡充する理由は。運行は試験運行か本運行とするのかの問いに、列車のない時間帯で部活が終了し、乗車まで1時間以上待つ。自転車に乗れない期間だと移動手段がない。これを解消したい考え。保護者の意見を聞き拡充していきたい。今年度は実証運行として、運行台数・運転手の転用を検証。使い回しも検証するとの答え。中学校のLED化はこれで完了か。小学校はに対し、中学校は完了する。小学校はやってもリース切れに大規模改修時期となるので、LED大規模導入の考えはないとの答え。

南小の裏山スキー場は、施設が老朽化しているが、維持管理費の村補助はできないかに対し、北小のジャンプ台も老朽化。PTAの中にも様々な意見がある。保護者負担は限界があると考えるが、行政管理ではさらに費用を要する。クラウドファンディングという方法をPTAには説明したとの答え。

北小でも、いよいよ1クラスとなる学年状況の説明を。教師も減少するかの問いに、35人以上で2クラス。新1年生は32名。新5年生は転校による減少で34名となり、それぞれ1クラスになる。影響は専科の教員が減ること。高学年の加配プランで、短時間教師の確保を考えているとの答え。

給食賄材料の地場産の使用は、形・大きさなど要望が多く、それでは集まらない。要望が多ければ出荷しない、生産が減るといった悪循環になるがの問いに、地場の育成は農政課が考えること。地場産育成のための消費源とされては困る。一つの消費源であり、地場産の育成の施設ではないと考える。地場産購入には、村費の上乗せもしている。大量に使用できるのは米、ジャガイモ、大根ぐらい。食材全部を地場産では対応できない。オーガニックウイークやオーガニックデイを設定し、食育を進めることが良いと思う。

生涯学習スポーツ課関係に入ります。

スノーハープ改修の法面工事は、デジタルボード下と思うが工事内容はに対し、改修は3段を 2段にして平らな部分を広くし、乗用草刈機が入れるようにする。法面はフトン篭にして、落下防 止として手すりを施工するとの答え。

スキー大会負担金は、いつも白馬少年スキー大会負担金と各種スキー大会負担金がある。白馬少年は白馬の子供の参加が少ない。分けて計上するよりも、一括計上してもいいのではないのかの問いに、白馬少年は歴史があり、必ず開催するということで継続費的な位置づけで特出計上してきた。政策的な判断をするスキー大会は、一括して各種大会として計上している。子供たちへの普及の大会と、選手強化の大会では、正確が変わってくる。整理はさせていただくとの答え。

氷河調査はいつまでか。氷河の観光資源として有効活用はの問いに、新潟大学が2年度から4年度で調査。白馬沢だけ、論文に必要なデータが不足しているため調査を行なう。杓子沢・不帰沢はもうすぐ論文になる。氷河は解明できていない部分が多い。活用することは当然ある。

これへの意見として、氷河調査は地球温暖化面などで継続調査をして欲しい。別意見として、夢のある氷河調査ではあるが、これと震災アーガイブの県の元気づくり支援金活用も、3年目で今回限り。伝統的建造物群保存事業を含めいつまでやるのか。厳しい財政の中で、村長の考える重点施策の推進のためには、枠配分方式で前例踏襲を廃する取捨選択の捨てる、いわゆる終了させる事業の中に、これらの事業を入れていくときがきている。

討論では、各課ごとの討論はありませんでした。

全体討論として、賛成。ただし、制度的に時代に則した制度・仕組みに変えていく必要のあるものがある。そのときがきている。村長公約の3重点事業はメリハリがあると考えるが、施設管理などでは職員一人一人がコスト意識を持ってもらいたい。人件費の抑制も必要と考えるとの討論でした。

採決の結果、議案第19号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ10億3,092万8,000円。前年度比1,593万9,000円の増。国保税は1億9,240万円、県支出金6億9,100万9,000円、一般会計繰入金1億834万3,000円、財政調整基金からは3,200万円を計上。歳出の保険給付費は6億8,348万3,000円を計上した。

被保険者一人当たり医療費は、令和3年度で28万3,000円、県下75位と低水準を堅持するも、高齢化と人口減少で現役世代の負担増が想定される。入国制限が緩和され外国人転入者が増加する中で、予納方式や各種決済方法により徴収率を上げるとの説明でした。

質疑では、国保税率改正による令和4年度との差額はの問いに、国保税減収の大きな要因は、税率改正よりも被保険者数の減少と世代バランスのずれ。年度平均被保険者数は、令和元年度3,185人だったが3年度は2,731人に減少。変化が大きいのは7歳から64歳の被保険者数が、元年度1,515人が、3年度987人まで減少。65歳以上は、1,570人から1,655人に増加しているとの答え。

出産育児一時金について、12件しか出産が無いということなのかの問いに、過去平均を見ても 多く見込んで12件との答えでした。

討論では、税率改定により負担増となる者がいて、さらに世帯にバラつきがある。改定税率を適用せず、財政調整基金を取り崩すべき。よって反対。

採決の結果、議案第20号は委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ11億43万円。保険料は広域連合資料に基づき8,255万円

を。一般会計繰入金2,758万9,000円を計上。歳出の広域連合負担金は1億789万3,000円。

質疑では、算定に使用した世帯数と被保険者数はの問いに、被保険者数は1,481人。後期高齢者保険料には世帯数の概念はない。これは翌日のペーパー回答です。

討論はなく、採決の結果、議案第21号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

議案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は563万6,000円。前年度比169万9,000円の増。これは公営企業会計システム移行の委託料による増加との説明。

質疑では、どうしても公会計に移行しなければならないのか。下水道事業会計に組入れて処理できないのかの問いに、国の方針のためできない。今回限りの予算で、下水道と同じ電算の公営企業会計システムの導入経費を計上しているとの答え。

討論はなく、採決の結果、議案第22号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算。

水道事業収益は3億1,484万4,000円で、前年度比504万3,000円の増。水道使用料2億6,625万円。有価証券利息350万円。企業債1億310万円。水道事業費用は2億8,940万4,000円で、前年度比2,269万2,000円の増額。二股浄水場運転管理委託料、検満メーター取替工事、上水道台帳補正・データ整備などの経費が主なもの。

資本的収入は1億991万4,000円。駅前無電柱化移転補償費用、企業債、一般会計からの 出資金。

資本的支出は2億9,858万4,000円で、無電柱化に伴う水道設備の移転費用、配水管布設工事6か所、機器更新工事5件などの工事請負費のほか、投資有価証券購入費1億円追加が主なものとの説明でした。

質疑では、動力費が大幅に増加しているが、これの対策はないかとの問いに、電気料についての 手立ては難しい。白馬村は変動制ではなく固定制。特別交付税の算定で国に上げていきたいとの答 え。

討論はなく、採決の結果、議案第23号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

議案第24号 令和5年度白馬村下水道事業会計予算。

下水道事業収益は4億7,510万円で、前年度比340万6,000円の減額。主なものは下水 道使用料1億7,814万円のほか、一般会計からの補助金、長期前受金戻入等。

下水道事業費用は4億5,970万円で前年度比1,880万6,000円の減額。 管渠及び処理

場の維持管理と賦課徴収業務にかかる経費。

資本的収入は4億1,710万円で、前年度比5,485万5,000円の増額。一般会計補助金、 国庫補助金、無電柱化に伴う県からの補償費。

資本的支出は5億50万円で、前年度比2,481万2,000円の増額。し尿等投入施設整備基本設計業務に3,500万円のほか、浄化センターストックマネジメント計画及び地震対策に伴う委託料3,600万円、そのほか無電柱化関係、長期債償還元金など。

一般会計からの補助金は、収益的・資本的合わせて3億3,550万円。

質疑では、し尿等直接投入事業については、両村から事務組合に負担金を支払い、事務組合から 下水道事業会計に入金することになる。事業予算に計上したということは、白馬村が事務をすると いうことかの問いに、事務は山麓事務組合。補助申請関係は組合で作成し、白馬村の名義で申請す る。完成後の所有者は、国庫補助の関係から白馬村の下水道資産となるが、運営経費等については、 今後両村と組合とで協議することになるとの答え。

山麓事務組合は、施設運営は白馬村との考えでいる。白馬村の施設で小谷村の汚水も処理するので、小谷村からは当然負担の割り増しが必要ではないか。今後、山麓事務組合には、住民課ではなく上下水道課が出席し、小谷村との詰めをしっかりやってもらいたいがの問いに、汚水処理の負荷分は山麓事務組合に負担を求める。よって両村で負担することになる。更新等の費用も国費以外の補助残は、両村で負担するものと考える。希釈水についても未定。運営経費負担や更新費負担については、いろいろなやり方があるとの答えでした。

討論はなく採決の結果、議案第24号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長(太田伸子君) 委員長……。

予算特別委員長(丸山勇太郎君) 訂正いたします。議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者 医療特別会計予算のところで、歳入歳出11億43万円と言いましたが、大きな間違いで、1億1,043万円でした。訂正いたします。

議長(太田伸子君) ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第19号 令和5年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起 立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。第10番加藤 亮輔議員。

第10番(加藤亮輔君) 10番加藤亮輔です。議案第20号について反対討論を行ないます。

理由は、この特別会計は、昨年12月議会で国民健康保険税率を引上げ、村民一人当たり平均1,400円の負担増でつくられた予算案です。白馬村の国民健康保険会計は赤字ではありません。 貯金残高が1億8,249万円、1世帯当たり10万8,000円ある黒字会計です。ではなぜ値上げをするのでしょうか。それは、市町村が独自で行なっていた国保会計を、国の主導の下、2018年から県が国保財政を握り、国保実務だけ市町村が行なう仕組みに変えたからです。そして財政を握る県が、市町村ばらばらの保険税を県ごとに統一させる国の方針に従い、第一段階として令和9年度をめどに、各県域ごとの統一を図るために、赤字でもないのに税率の予算を上程したわけです。そもそも国民健康保険は、現在でも協会けんぽ、組合けんぽ、公務員が加入している共済組合と保険料を比較すると、約2倍と高い保険料なので、値下げをしてほしいとの声が出ています。全国知事会も、国に1兆円の公費投入の必要性を訴えています。1兆円出せば、均等割、平等割が撤廃でき、先ほどの保険料格差が大幅に縮小できるからです。令和5年度予算について、政府は国防費の大幅な引上げを行なうだけで、国民の生活と権利を守る社会保障の増額は期待できません。

そこで、今回の値上げ分、1世帯1,400円で、現在の国保加入世帯1,684世帯、合計236万円です。現在、国保会計の貯金は、先ほど申し上げたように、1億8,249万円で、230万円の引き算をしても、1億8,013万円の残高です。わざわざ国保税率引上げの予算案を提案しなくても十分に処理できます。以上の考えから、村民負担が増加する予算案に反対します。以上です。

議長(太田伸子君) 他に討論はありませんか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定す ることに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(太田伸子君) 起立多数です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定すること に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第22号 令和5年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに替成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第23号 令和5年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方 の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議 案第24号 令和5年度度白馬村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成 の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

村長より議案提出の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員 長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議すること に決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号及び日程第4 同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 同意第1号及び日程第4 同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1号及び日程第4 同意第2号は、 委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号及び日程第4 同意第2号は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

同意第1号及び同意第2号は、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、同意第1号及び同意第2号は、質疑、討論を省略し、 採決することに決定いたしました。

△日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について

議長(太田伸子君) 日程第3 同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命についてを議題とい たします。 提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 改めまして、こんにちは。

それでは、同意第1号 白馬村教育委員会教育長の任命について。

次の者を白馬村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

氏名、横川秀明、住所、北安曇郡白馬村大字神城23321番地1、生年月日、昭和30年5月 17日。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第1号 白馬村教育委員会教育長の 任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いた しました。

△日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を 白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、 議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字神城25040番地、氏名、腰原雅之、生年月日、昭和30年8月 13日。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いた しました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。 常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所 管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継 続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長(太田伸子君) 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、 議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よってお手元の資料のとおり、議員を派遣することに 決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、今月6日から本日まで17日間にわたり令和5年度一般会計予算をはじめ、提出しました全ての案件につきまして、原案どおり、お認めをいただき厚く御礼申し上げます。

特に、令和5年度予算案に対しましては、細部にわたり、予算特別委員会の審議を通して、ご意見、ご提案をいただきました。執行に際しましては、その意を十分に踏まえ、村民の生活、福祉の向上のため、適正に執行してまいりますので、議員各位はじめ、村民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、観光関係で新たな取組がスタートしますので、ご紹介させていただきます。

まず、1つ目の取組は、白馬村と長野市、松本市がインバウンドを柱とする、長期滞在観光の振

興に関する連携協定を締結することです。この連携協定により、通年型国際マウンテンリゾートとして、インバウンド需要が高まる白馬村と、善行寺を中心に門前町の趣と、オリンピック開催地のブランド力が融合する長野市。松本城に代表される歴史、文化、芸術など、多彩な観光資源を有する松本市がタッグを組み、戦略的に互いのリソースやコンテンツを共有し合うことで、新たな魅力や上質で洗練された滞在空間を創出し、長期滞在型観光の推進に取り組むものであります。

なお、協定の調印式は、3月27日午後3時30分から、スノーピークランドステーション白馬 にて、荻原健司長野市長、臥雲義尚松本市長とともに行ないます。

2つ目の取組は、本村の観光大使第1号に、白馬村出身のタレント、国本梨紗さんを任命することです。国本さんには白馬村観光大使として、様々な場面で、白馬村の魅力を広く発信するお手伝いをしていただきます。なお、任命式は4月3日を予定しています。

続きまして教育長の任命でございますが、先ほどは議会のご同意をいただき感謝申し上げます。

平林教育長には2期6年間、本村の教育行政に多大なご貢献を賜りました。新給食センターの建設、ICT教育の推進、学校運営協議会の導入による地域とともにある学校づくりの推進など、白馬村教育に輝かしい歴史を刻み込んでいただきました。改めて敬意と感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

新年度からは、横川秀明新教育長に老朽化した小学校や、図書館と複合施設の建設に向けた検討など、大きな課題に取り組んでいただきます。

教育委員会の独立性を尊重しつつ、教育分野の課題解決に向けて、私自身もしっかりと取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、新年度に向かい、公私ともに大変お忙しい時期と存じますが、お体にはくれぐれもご留意の上、引き続き本村の発展のためご活躍いただきますよう祈念申し上げます。

最後になりますが、去る3月8日にご逝去されました、元白馬村議会の議長でもあります、元白 馬村長故太田紘熙様に謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

これをもちまして、令和5年第1回白馬村議会定例会、閉会に当たっての挨拶をさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(太田伸子君) これをもちまして、令和5年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時18分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 3月22日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員